

建地割図と木割書の比較研究

A Comparative Study of Drawings and Architectural
Textbooks of Japanese Traditional Architecture

2015年2月

伏見 唯

Yui FUSHIMI

建地割図と木割書の比較研究

A Comparative Study of Drawings and Architectural
Textbooks of Japanese Traditional Architecture

2015年2月

早稲田大学大学院創造理工学研究科
建築学専攻 比較建築史方法研究

伏見 唯

Yui FUSHIMI

A Comparative Study of Drawings and Descriptions

Yui FUSHIMI

目次

序論	
研究の背景	7
研究の目的	8
既往の木割書研究と本研究の意義	9
研究の方法と史料	10
本論	
第一部 各大工文書における比較研究	13
第一章 大徳寺大工・林家	15
第一節 史料の性格	15
第二節 木割書と建地割図の比較	16
第二章 法隆寺大工・安田家	35
第一節 史料の性格	35
結論	
第二節 木割書と建地割図の比較	36
第二部 木割書にみられる描画的な設計方法	41
第一章 各木割書における「地割」の記述	43
第二章 賀茂別雷神社正殿の破風の刻み目	44
第三章 重層建築における柱間遞減の設計方法	48
第四章 木割書と建地割図における半唐様	60
結論	67
関連業績	
	73

序 論

研究の背景

〈図と文字〉

本研究は、絵図面である「建地割図」と、多くが文字のみの文書である「木割書」の相互比較を試みるものである。

数多くの人びとが携わって建設する建築物の生産において、意図の正確な伝達は重要である。その伝達は口頭で行われることも多いが、ときには図面や仕様書、あるいは手紙などの媒体を介して行われている。そうした媒体は、多額の金銭が動く建設業において、約束を交わす一種の契約書の性格を帯びることもあり、今昔を問わずに、そこにはものごとを「伝える」ためのさまざまな工夫が施されてきている。

その伝える手段には、大きく分ければ図と文字がある。まず建築物のかたちを伝える際には、図は有効である。むろん言葉で「柱と柱を梁でつなぎ、そのうえに束をのせる」などと言葉で建築のかたちを表現することもできるが、梁は柱のどこに取り付いているのか、あるいは束は梁のどこにのつているのかなどと、多くの場合、言葉は読み手が行間を読むことが不可欠な表現である。その点、図は一目でそうした状況を伝える効果がある。

しかし、図だけですべてが伝わるわけではない。たとえば、材料や寸法は図だけで説明するには限界がある。それは精度や表現などの問題で、図が正確に現実を投影しきれないわけではないことに起因しているだろう。文字による補足があることで、図は低い精度でも許容され、表現も省略できるのである。さらにいえば、特定のかたちが決まっている形

式の強い建築物であれば、極端に言えば詳細は文字による補足だけで済むということもあるだろうが、特定の条件が必要である。

したがって、図と文字は補い合って用いられるべきともとらえ得るが、実際には文字だけ、あるいは図だけで表現される媒体があるのである。情報の役割、多寡あるいは性質に応じて、どちらか一方で済むこともあるのだろうか。本研究は、広く言えば、そうした建築物の伝達における「図と文字の関係性」に焦点を当てるものである。

〈建地割図と木割書〉

一般に前近代の大工による建築生産は、今ほどに設計と施工が分離していたわけではなく、基本的には設計施工で行われていたと言つてよいが、それでも個人や組織のなかに施工とは分けるべき設計という行為はあつたと言える。たとえば、それは今でいえば基本設計にあたる段階の情報によつて記されている木割書という大工技術書や、建地割図という立断面図の存在にあらわれている。施工というよりは、設計の段階の資料と言えよう。そして、多くの場合この木割書は文字だけであり、建地割図は図だけである。

これらは、単純に建築物の総合的な伝達の効率を考えれば優れているとは言い難い資料だが、一方ですべてを説明しない口伝、秘伝、あるいは暗黙知が十分に個人や組織間で疎通されているとしたら、こうした資料でも有効だったということもあるだろう。あるいは、この木割書と建地割図は一式であり、前述の通り、文字と図とで補い合って用いられていたのかもしれない。したがって本研究の焦点をもう一步具体的にいえば、「木割書」と「建地割図」のそれぞれの役割と関係性の考察である。

《木割書の役割》

大工技術書のひとつである木割書は、建物の部分や全体の比例や大きさを決めるシステムである「木割」が記された文書として知られている。実際に、「柱太サ壹寸壹分算」(『匠明門記集』「四脚門之図」)や、「柱ノ勢間一尺二寸五分のけつけつノ柱ヲ立へき也」(『木碎之注文』「日本様ノ木之勢之事」)などといった数字を用いた比例的な表現によって各部寸法を規定していく内容が、木割書の骨格であろう。ただし、図面との比較に焦点を当てた本研究では、木割書と呼ばれている資料の多くは、比例的な表現以外にも、ものの位置やかたち、さらには様式や感覚的な表現などの記述も含まれた複合的な文書である点にも着目する。

この木割書は、伝統的な建築物の設計方法や思想を現代に伝える資料として十分な価値を有していると思われるが、一方でどのような場面で用いられたり、あるいは参考にされたのが明白ではない資料でもある。そのため、ときには木割書と同時代の建築文化全体や社会背景との関係が捉え難い側面もあるだろう。

そこで本研究では、前述の問題意識のもと、木割書の用途の一端を明らかにするために、木割書と建地割図の比較研究を行う。建築の生産工程の全容が明らかではないこともあり、これまで、実際の建築物と木割書を直接比較しても、木割書の用途に言及することは難しかったが、図面(建地割図)は木割書と同様に、実際に建てられる建築物とは一定の距離をもつ抽象的なものであるとともに、計画上のある種の意図や理想でもあり、両者は相互比較がしやすい。また、先行研究のなかには、図面作成を前提とした寸法規定をしているとの結論を得た木割書の分析もあり、本研究では、その視点を踏襲し、木割書だけでなく建地割図も

含めた分析を進めていく。木割書を用いて建地割図を描いた可能性や、木割書が建地割図と一緒に参照する資料である可能性等も想定される。

したがって、最後の具体的な研究の焦点は、木割書と建地割図の比較研究することで、木割書の役割についての議論を前進させることである。

研究の目的

右記の研究背景のもとで、木割書と建地割図の比較を行っていく。両者の比較研究の目的は、大きくふたつに分けることができるので、本研究は第一部と第二部の二部構成とする。

まず木割書と建地割図の内容の一致あるいは不一致、そしてその度合いなどの照合関係を明らかにする。これは統計として大工文書を調査していくものである。それらの照合関係の解明が、第一部の目的である。なお、木割書と図面を比較するにあたって両者の対応関係を見るために、建物種別が同一だけでなく、木割書の筆者自身が描いた図面を扱うことが望ましい。そうした条件を満たした資料が収録されている大工文書は少ないため、大工文書を悉皆的に調査したうえで、そうした資料を見出し紹介すること自体も、本研究の付随的な目的である。

そして木割書と建地割図の双方を確認することではじめて読み取れる設計方法(描画的な設計方法)がある。それは木割書だけでは難解な文言として不詳な記述であり、建地割図だけでは意図がわからずに見落と

してしまう内容である。そうした設計方法を明らかにするのが、第二部の目的である。

以上のように、第一部において各大工文書に収蔵されている木割書と建地割図の照合関係を明らかにし、第二部において木割書と建地割図の双方から読み取ることができると設計方法を明らかにすることで、本研究の全体としては、木割書を用いて建地割図を描いた可能性、あるいは木割書が建地割図による補足を前提として記されている可能性を示すことを目的とする。

既往の木割書研究と本研究の意義

木割書は、建物全体のプロポーションに関わる比率や寸法を記した書物であり、最古のものは十四〜十五世紀まで遡る。中世以来、各地の工匠によって著された木割書は、建築のつくり手の設計方法や理念を知る史料として、これまでにさまざまな研究がなされてきた。

主に個別の木割書の読解が進められており、木割書研究の先駆的段階には、伊藤要太郎「木割についての考察」（『日本建築學會研究報告』4号、1949）に端を発する、近世の建築関係者の中心的存在（江戸幕府作事方大棟梁）であった平内家の木割書『匠明』の読解を中心に展開された。『匠明五巻考』（伊藤要太郎、鹿島出版会、1971）としてその成果はまとめられている。

内藤昌「大工技術書について」（『建築史研究』30号、1961）における大工技術書百余種の目録を付した技術書の変遷過程の論考が象徴するように、史料の発見が進み、『匠明』以外の大工技術書についても関心がもたれるようになった。平内家と同様に作事方大棟梁であった甲良家の木割書を中心に研究した河田克博「建仁寺流堂宮雛形の研究」（博士論文、1990）がその代表例として挙げられよう。その成果は『日本古典建築叢書第三巻 近世建築書―堂宮雛形2 建仁寺流』（河田克博、大龍堂書店、1988）にもまとめられている。

また、特定の木割書や特定の流派の木割書を精読した研究以外にも、大きく分けて、(1)複数の木割書を横断して設計内容を分析するものと、(2)木割書という書物の社会的な役割を研究するものがある。

(1)には、木割書に記された木割の内部構造から設計技術の時代的変遷を明らかにした中川武「木割の研究」（博士論文、1986）をはじめ、中川武・河津優司「住宅木割書の研究―寸法値の集中について」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』1970）以降の一連の住宅木割書および柱面の研究などがある。近年では「日本古典建築書における宝塔類の研究」（清水隆、博士論文、2006）や「近世建築技術書にみられる神社本殿の設計方法に関する研究」（費迎慶、博士論文、2007）などのビルディングタイプの設計技術を熟読した研究、さらに「王子造の研究」（山岸吉弘、博士論文、2010）や「大工技術書『鎌倉造営名目』の研究―禅宗様建築の木割分析を中心に―」（坂本忠規、博士論文、2011）などの形式や様式について深化して考究する論考が提出されている。

(2)には、木版で公刊された木割書が共同作業遂行のための標準化

の役割を果たしたことを示した狩野勝重「江戸時代における木割の展開と木割書の役割」(博士論文、1985)、『匠明』を所持する平内家の技術伝承を明らかにした永井康雄『近世造営組織と建築技術書の変遷に関する研究』(博士論文、1997)などがある。また西和夫「日本の建築書」(『建築雑誌』、1986)では、木割書が、建築生産の中で実際に、どの段階でどのような役割を担っていたのかが明瞭ではなく、設計資料、大工の格付け、教科書、書かれた作品などのさまざまな可能性があり、おそらくそのすべての側面がある、としている。

以上のように、本研究のような建地割図をふくめて木割書を研究した例は従来はなく、そのことが木割書研究のなかでの本研究の意義になる。なお、坂本忠規「大工技術書『鎌倉造営名目』の研究―禅宗様建築の木割分析を中心に―」においては、『鎌倉造営名目』においては図面作成を前提にした規定がある、との指摘がなされており、本研究においては重要な先行研究として、その指摘を踏襲している。

研究の方法と史料

《おもな史料》

本研究では、まず範囲としては初期の木割書を扱う。時代が下るほどに木割書の役割や運用が多様化していくことが想定されるため、研究の仮説的な段階では結論がでにくい。従って、まずは情報が絞られる初期

の様相を明らかにする。時系列上、中世末から近世初頭の設計技術を体系的にまとめたとも言われる『匠明』がひとつの節目だと考えられることが多い。そのため『匠明』が記された慶長期以前に成立したと思われる木割書が通称「初期木割書」とも称される。本研究では、その初期木割書を対象とする。

ただし、すべての木割書が建地割図と一緒に収蔵されているわけではない。研究目的で記した通り、木割書の筆者自身が描いた図面となるとさらに絞られる。管見の限り、下記の文書の中の▼印の二つがあり、それらを第一部において個別検証をしていく。第二部において、下記のすべての史料を適宜扱うこととする。

▽『三代卷』(長享3年、1489)

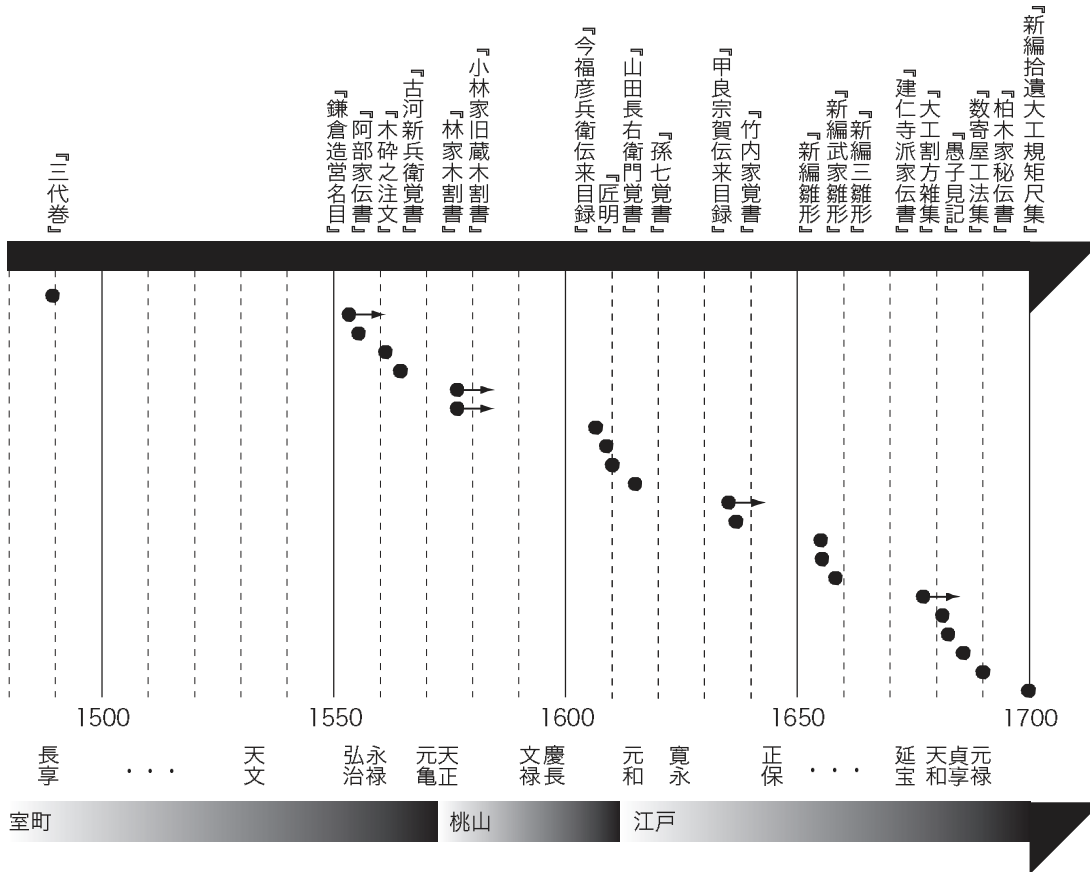
寺工・西岡常一氏の家に伝わった『愚子見記』九冊の内の一冊であり、異本もある。長享3年の書写が最古の年記。著者は、奥書に春巖・昌椿とあり、伊藤要太郎氏によって、彼らは十四世紀半ばの僧に比定されている。

参考・伊藤要太郎「木割書の成立」(『世界建築全集3日本Ⅲ近世』平凡社、1959)

▽『鎌倉造営名目』(天文22年、1553)

鎌倉扇ヶ谷の河内家に伝来した建長寺・覚園寺系の大工の史料群のうち「名目」と題された史料群である。大部分が寛永・慶安期に作成されたものであるが、最古のものとしては天文22年の年記がある。

参考・関口欣也「外題―中世の鎌倉大工と造営名目」(鎌倉市文化財総



合目録編さん委員会編『鎌倉市文化財総合目録―建造物篇―』鎌倉市教育委員会、1987)

▽『(阿部家伝書)』(弘治元年、1555)

乾兼松氏によつて紹介された木割書で、滋賀県東浅井郡竹生村の阿部権造家に所蔵されていたとされる。竹生島殿堂の建築に携わつてきた棟梁の家柄であるという。弘治元年や永禄6年などの年記がある。

参考・乾兼松「木割」(明治前日本科学史刊行会編『明治前日本建築技術史』日本学術振興会、1961)、濱島正士『設計図が語る古建築の世界』もうひとつの「建築史」(彰国社、1992)

▽『木碎之注文』(永禄5年又は天正2年、1562又は1574)

徳島藩の淡路御大工として活躍した齊藤家に伝わり、大分府内にて戦国武将・大友氏の下で活躍した寿彭が記したものとされる。成立年代は永禄5年又は天正2年であると推定されている。『寿彭覚書』とも呼ばれる。

参考・新見貫次・永井規男「洲本御大工齊藤家旧蔵の木割書について」(日本建築学会近畿支部研究報告、1981)

▽『(古河新兵衛覚書)』(永禄7年、1564)

九州の高良大社蔵の木割書。『(古河新兵衛覚書)』とほぼ同じ内容をもつ『(山田長右衛門覚書)』もある。前者は、永禄7年に太宰府住人古河新兵衛が板東寺の新城和泉守に伝授したと記されている。

参考・渡辺勝彦ほか『(古河新兵衛覚書)』系本の構成とその内容(日本

▼『(林家木割書)』(天正5年、1577)

大徳寺大工・林宗栄から木子清敬に譲渡され、現在は東京都立中央図書館に所蔵される木割書群である。林家は大徳寺の大工。最古の年記のある木割書は『(林家木割書 4冊の1)』であり、天正5年とある。

▽『(小林家旧蔵木割書)』(天正5年、1577)

鶴岡市郷土資料館に所蔵されている庄内藩の大工棟梁職を代々勤めた小林家に伝来した木割書群である。最古の年記には天正5年とある。

参考・永井康雄、飯淵康一「庄内藩大工棟梁小林家旧蔵の慶長期以前の木割書とそれらに見られる斗拱の木割」(日本建築学会技術報告集、1995)

▽『(孫七覚書)』(慶長20年、1615)

大阪南新町に居住した伏見組大工のもとに伝来したと推定された名古屋工業大学に所蔵される『(孫七覚書)』。乾兼松氏が紹介し、原本の所在が明らかでない『大工斗墨曲尺之次第』が同じ内容であることから、『孫七覚書系本』とも総称されている。『(孫七覚書)』は、慶長20年に書写されたものだが、桃山以前の内容を含むとされている。また、渡辺保弘氏によって『鎌倉造営名目』『上方様諸記集』も同じ系本であると推定されている。ほかにも何点か類書がある。

参考・内藤昌、西村真孝「木割書『孫七覚書』について その1〜4」(日本建築学会東海支部、1969)、渡辺保弘「鎌倉造営名目の上方様

▼『(今福彦兵衛伝来目録)』『万木碎』『(寺社作事指南書)』(慶長12年、1607)

法隆寺村の安田家が所蔵していたもので、今福彦兵衛なる人物から安田家が筆写相伝したものと推定されている。『万木碎』もある。年記は慶長12年である。

参考・内藤昌、西村真孝「木割書『今福彦兵衛伝来目録』について その1・2」(日本建築学会東海支部研究報告、1970)

《比較の方法》

第一部において木割書と図面の照合を行う上で、研究背景で述べた通り、さまざまな性格を持つ木割書の規定には、いくつかの種類がある。それらを大きく分けると、実寸(例/壹丈六尺ノ間)、比例的な表現(例/壹寸壹分算)、等分割(例/四間二割)、本数(例/きだはし七枝)、描画的な表現(例/すしかい二切ベシ)、形式の指示(例/丸柱二可作、三ツ斗作りニ致候)、符牒のような特殊な言葉(例/シカノカウヲトシ、片軒外し)、感覚的な表現(例/其屋敷ニヨリ見上、見下シ心得ヘシ)、そのほかの注意書き(例/とかく大工作意大事也)などが見られる。今回は右のように記述の種類を分けて考えて分析を進める。実寸、比例的な表現、等分割については図面の実測値、本数、描画的な表現、形式については図面の描画と、木割書の規定内容を照合していく。

第一部 各大工文書における比較研究

第一章 大徳寺大工・林家

第一節 史料の性格

大徳寺大工・林家とは、大徳寺と賀茂別雷神社の中間辺りに位置していた林村に住まい、江戸時代を通じて大徳寺および同寺諸塔頭の作事を担ってきた匠家^①である。作事記録からは明らかではないが、林家の由緒書^②には「賀茂別雷神太神宮正大工譜代之家」とあり、賀茂別雷神社の正大工であったとの伝承を残している。

そうした林家に旧蔵されていた資料群が、現在、東京都立中央図書館

表1 江戸中期以前の年紀または人名の記された林家旧蔵資料

番号	資料名	年紀	記名
文書			
木020-03	林家木割書 4冊の1	天正五年 寛永増補	林宗廣 林宗相
木020-01	林家木割書「数寄屋定法」	元和九年	林宗相
木020-02	林家木割書「数寄屋定法」	元和九年	林宗相
木020-09	林家木割書 4冊の2「木摧」	寛永七年	林佐左衛門
木020-04	林家木割書 4冊の3「木摧雑部」	寛永二十年	林宗相
木020-05	林家木割書 4冊の4「嵯峨様軒廻之覚」	寛永二十年	林佐左衛門
木020-08	林家木割書「日本社之木摧」	延宝二年	林宗名
図面			
木021-1-14	寺院塔（三重塔）建地割	寛永二十年	林宗相
木021-2-14	神社本殿（流造三間社）建地割	延宝二年	林宗名
木021-1-06	門「大社」楼門建地割（側面）	延宝三年	林宗名
木021-1-07	門「半唐様二王門」建地割	延宝三年	—
木021-1-08	門「半唐様二王門」建地割	延宝三年	林宗名
木021-1-18	寺院鐘楼「倭国様之鐘楼堂」建地割	延宝三年	—
木021-1-17	門（山門）「楼門」建地割	延宝六年	林庄左衛門
木021-1-01	浅草寺本堂建地割・平面図	延宝九年	—
木022-1-02	神社本殿「八幡宮作」社殿建地割	延宝九年	—
木021-1-15	賀茂本社造社殿建地割	—	林宗名
木022-1-01	神社本殿（流造）「賀茂本社作」建地割	—	林宗名

表注1) 番号は、東京都立中央図書館の木子文庫の請求記号。2) 資料名は、『東京都立中央図書館 木子文庫目録』（東京都立中央図書館、1998年）に従っている。3) 木子文庫の多くの資料には、後補の題箋が貼ってあり、年代や筆者が記されているものもあるが、後補であるため、今回は対象資料、および表記から省略した。4) 「林佐左衛門」は、目録中では作左衛門と読んでいる場合もあるが、「佐」と「作」のくずし字は似ており、「佐」に近いものが多いことから、筆者は佐左衛門であると判断している。

木子文庫に収蔵されている。内容は409点の文書や図面で、「林氏傳家圖書」、「浅草本堂知恩院梵鐘樓半唐様仁王門多宝塔薬医門六角堂鴨本社三間社朱雀門下御霊社其他矩術」、「平野社松尾社加茂別雷神八阪社日枝社其他神社宮殿局部圖書常御殿廻其他雜種」、「林宗栄圖集 清敬」という表題で木子幸三郎によって4帙にまとめられていたものである^③。この内の大半は、幕末から明治期に活動した林宗栄が記したものであるが、表1の7点の文書と、11点の図面は、桃山〜江戸中期の年代や人名が記された比較的古い内容の資料であり、木割書の初期から普及過程における用途を考察し得る年代の資料と言えよう。これらの図面はほとんどが建地割図である。

上記資料の内、実際の建物名が記されているのは「浅草寺本堂」と「賀茂本社」である。その他の図面には、無記入のものを除けば「鐘樓堂」「八幡宮作」などと様式や建物種別のみが記されており、基本的には個別の具体的な建築物について記されるわけではない木割書と同種であり、それに対応して描かれたものだと推察される。後述するが、「賀茂本社」の図面も、実際の賀茂別雷神社の実測図面や計画図面ではなく、林家が「賀茂別雷神太神宮正大工譜代之家」として伝えてきた同時代の賀茂別雷神社とは異なる設計方法を指南するもので、そうした指南が木割書にもあり、内容が対応していると考えられる。そして、これらの11点の内、木割書と図面の筆者と建物種別が同一のものは、以下の3対の組み合わせになる。

- 【図面①】 資料名…神社本殿（流造三間社）建地割
- 【木割①】 項目名…三間社之事但シ京流也

【図面②】 資料名…賀茂本社造社殿建地割^⑤

【木割②】 項目名…賀茂様之三間社

【図面③】 資料名…門「大社」楼門建地割

【木割③】 項目名…賀茂様楼門之事

(木割①～③は、いずれも『林家木割書「日本社之木摧」』所収)

右の3対は、表1の通り、いずれも延宝から元禄の資料に名が見られる林宗名^⑥によって書かれた図面および木割書である。また、林家旧蔵の木割書の中に、天正5年に林宗廣によって書かれ、寛永年間に林宗相^⑦が巻末増補した『林家木割書4冊の1』がある。この木割書には「三重塔」の項目があり、図面としても林宗相が描いた「寺院塔(三重塔)建地割」が残っている。『林家木割書4冊の1』には二人の記名があるため、「三重塔」の部分を林宗相が記したとは限らないが、同書に記名があるため影響関係にあると判断し、下記の史料も今回の分析対象とする。

【図面④】 資料名…寺院塔(三重塔)建地割

【木割④】 項目名…三重塔 (『林家木割書4冊の1』所収)

以上のように、右4対の図面と木割書を分析対象とし、図面の寸法や納まり等の描画と、木割書に記された規定との照合関係を確かめていくこととする。

なお、4図面は、いずれも線にぶれがなく、墨溜まりもない均一な線で引かれており、鬼瓦等の絵様や曲線部分以外はフリーハンドによる絵

図ではない全体的に端正に描画された図面である。また本図面は縮尺十分の程度の大きいもので、『大工割方雑集』や『柏木伊兵衛政等秘伝書^⑧』のような木割書中に小さく描かれた挿図とは異なる性質の図面である。ただし、比較的しつかりと描画された図面ではあるが、細かく見ると各線は厳密には平行していないところもあり、後掲する実測値も、1mm程度の誤差は念頭において検討する必要がある。

第二節 木割書と建地割図の比較

《三間社―史料の概要》

本節で扱う図面①「神社本殿(流造三間社)建地割」(図1)は、複数の紙を張り合わせた81×105.5cm程の大きさの一枚の図面で、後補の題箋のほかに「三間社」と書かれた貼紙が付せられ、紙面には「表大間七尺六寸わき六尺一寸」、「庄左衛門宗名延寶二甲寅歳八月十一日引之」と書かれている。木割①(表2)に脇間と同じ柱間支数が記されている妻間の図面実測値は182mmであったため、本図面がおおよそ十分の一で描かれていることが分かる。線幅は全体を基準の太さとする、地面が太線、垂木等の軒回りと暮股が細線と3種類に凡そ整理されている。また、複写だと確認できないが、実物を見ると、柱芯のほか、脇障子や高欄回りなどに、ヘラ引きの跡がいくつか見られる。また、桁の見え掛かり部分の成のところにはヘラ引き跡がある。桁成を鎚まで含めた桁全体の成ではなく、見え掛かりの成と捉えていることが分かる。

木割①「三間社之事但シ京流也^⑨」(表2)は、奥書に「延寶二年甲寅歳三月林重右衛門宗名書之」と記されている(『林家木割書「日本社

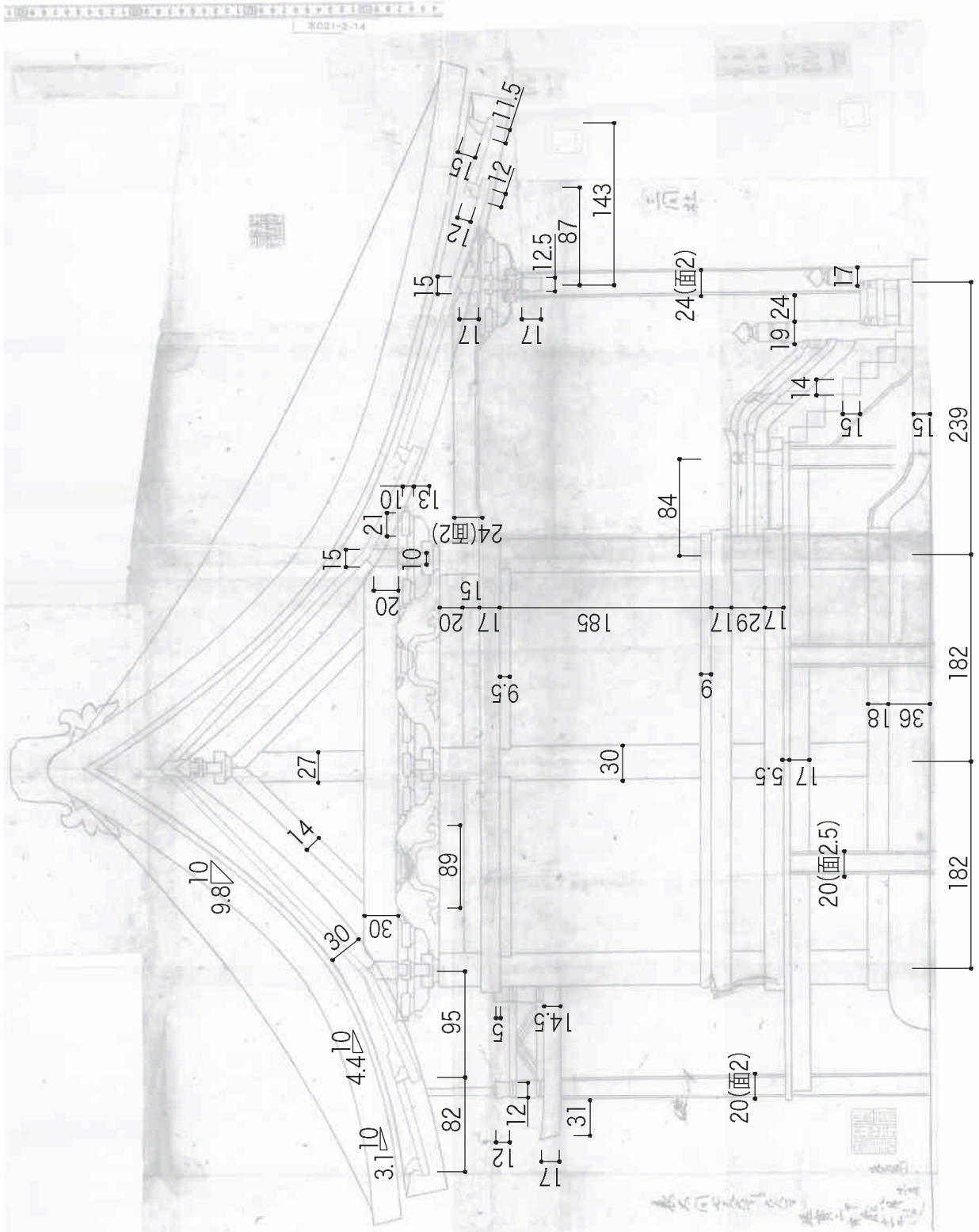


図1 図面①「神社本殿（流造三間社）建地割」

寸法を加筆／単位：mm

之木摧』の一項目で、24の一つ書きで構成されている。「京流」の詳細は不明だが、林家旧蔵の他の木割書である『(林家木割書4冊の1)』所収の「三間社」や、『(林家木割書4冊の2)「木摧」』所収の「三間社」では、いずれも柱間を中央間15枝、脇間12枝とし、「三間社之事但シ京流也」では中央間16枝、脇間14枝としている等、「京流」¹⁰は他の「三間社」と規定内容や値が異なっている。

《三間社―図面と木割書の照合》

まずは全体の形式について両者を比較すると、妻二間の流造、三ツ斗組、扱首組、半長押有り、付鴨居有り、脇障子有り、開高欄有り、蟬股有り、そして階隠の各部材に面がある点などが共通している。特に開高欄や階隠肘木の面は、木割書に出てくる一般的な形式ではないため、本図面と本木割の対応関係が際立つ要素である。

次に前述した木割書の記述の種類の内、本数、描画的な表現といった規定と、図面の描画を見比べる。まず本数としては、木階の段数(7枝)は共通している。さらに、木割書から抜粋した描画的な表現は、地覆、高欄、繫梁、脇障子の部分であり、以下にそれぞれの木割書と図面の対応を見ていきたい。

〔地覆〕木割書の脇には挿図付きで「地福ハ如此」(図2)と記されているが、確かに図面(図1)でも似た形の地覆が描かれている。

〔高欄〕「高らん常之ことくニしてほこ木ノ上ハとこし長押之下ハと会也」この規定通り、図面では架木の上端と長押の下端が合わせられている(図3)。また、前述した図面の高欄回りのヘラ引き跡も、「高欄常の如く」

との規定を実践したものなのかもしれない。後半に記されている「開高

三間社之事、但シ京流也、

一、たる木之打やうハ表大間ニ拾六枝、わき間ニ拾四枝、妻之間ニ拾四枝ツ、はしかくしの梁間にたる木拾八枝、

一、柱之大サつま式間中墨ニテ八分かさへ、御はい柱大も柱ニ八分カスエ、四角柱面すんかさへ、

一、キダハシ見付六分、上ハノフミ下五分、七枝タムベシ也、

一、地福長押六分、御はいノ所五分かさへ二ほそし、おもと御はいノ所ト木

アイ地福壱本はさむべし、地福ハ(図)如此、

一、大床縁いたノアツサタルキノ下八程也、

一、ゑんかつら六分かさへ、つか七分かさへ四方、

一、きぼうし七分かさへ、高らんの割如常、

一、わき戸小柱ノ大サ六分四方、めんすんかさへ、かふき見付四分、ハ、七分かさへ、同はな長サ柱壱本半也、

一、高らん常之ことくニしてほこ木ノ上ハとこし長押之下ハと会也、筒之高

サハつま壹間ノ内法をこし長押の上ハ方内法長押ノ下ハニ当ル、此内ニ

こしニ半長押有、又上ノ内ノリ長しニ付鴨居有、半長し三分、付かもし

式分也、

一、内法長しノ上ハ方柱ノ長サハ柱ノ程置也、長押何も六分、

一、上ノ柱貫七分かさへ、厚サ三分、

一、組物三斗、まき斗長きたる木二枝ノル厚さ、舷木ヲ大斗三ツわりニして

間合ベシ、但シ大斗ハ柱程也、ますかた如常也、

一、御はいノ指梁ノ立ワ八分、厚さ五分かさへ也、下ハめん程曲申也、指や

うハ内法長押ノ上ハエめんほと仕懸テ御はいノケタノ下ハト会也、御は

いのケタセイ六分半、下ハ五分、丸めん也、

一、筒之梁柱程也、大もケタノセイ七分、下ハ五分ツヨシ、

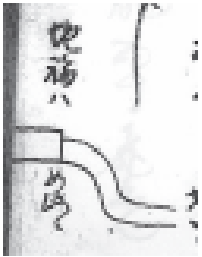


図2 地覆の形状 (木割①一部)

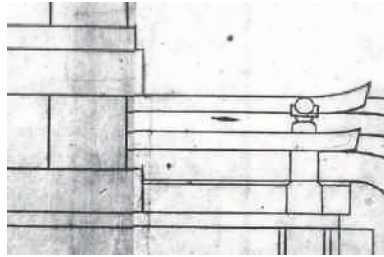


図3 架木と長押の納まり (図面①一部)

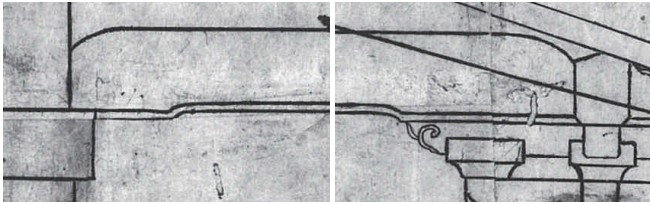


図4 繫梁と長押・桁の納まり (図面①一部)

らんハ柱ノ外ノおぜ於合テ四ツ方ニ開也」という記述の内、「おぜ於合テ」という表現の理解が難しい。結論から言うと、この木割書のほかの部分や、他の木割書を参照すると、「おぜ」という用語は、「中墨」「だき」と関連する用語であると思われる、それぞれ現代語の「外面」「芯」「内面」に近い意味であると考えられる。そのことは、例えば「上の柱ノヲセヲ下ノ柱のなかすミへあわせへし」(『鎌倉造営名目』)「しゆるうのミやうもく」や「二重柱立場ハ下ノ柱ノダキヲ上ノ柱ノヲゼニスヘシ、柱チカイトモ云リ」(『林家木割書』冊の二)「三門」などの二重の建物における上下の柱の位置関係を規定している記述を見ると分かる。従っ

表2 木割①「三間社之事 但シ京流也」の内容一覧

- 一、さすつか見付九分、さすノ枝五分、さすノ大斗九分、さねひぢ木ハ四方也、妻仕外ノたる木高配九寸五分、次ノ高配五寸、飛ゑんはふしだい、破風ハ、柱壱本増如常、
- 一、木おい大サたる木二本四方、かやをい下ハたる木二本、セイ二分まし、うらのきノ長サおも七枝、ひゑん五枝、かやおい外までなり、又一流ニハつま一間中墨を柱の真方はふノクツイニアツルトモ云、表ノ軒之長サハ御はいノはり間半分於柱真方かやをいノ外ツラニ当トモ云、トカク見合作分ニヨルベシ、
- 一、ゑんノは、七枝はん也、
- 一、平ぢく立ツハ五分、上ノヨコハ七分、柱ヲ取付ル出会ハタルキノ小間ヲシルベキモノナリ、
- 一、「扉ノアツサ二分、扉ト平ヂクノアイたるき程置モノナリ、同じやう木見付四分、アツサ二分、めん七ツメンナリ、扉ハシハミハ、しやう木ニ少ほそし、
- 一、わき戸竹ふし大サ四分四方、仕やうツね之ことく也、かふきニ式分増はなノ切やうハつかの足本カかふきのはな下かどニアテテすしかいニ切ベシ、此かふきの高サハ先竹ノふしを内法長しノ下ハ入テ高ヲ定ル也、又大昔流ニハ竹ふしノ上ノフサヲ三分一長しエ掛テ取付ル也、
- 一、のほり高らんノきぼうしとはしかくしノ柱トノアイヲきぼうし壱本半をきて、開高らんハ柱ノ外ノおぜ於合テ四ツ方ニ開也、
- 一、ハシガクシ三ツ斗之脈木ニめん有、柱貫通ルハ、七分也、厚サ柱三分一也、かいままた長サたる木八枝ト申、せどもめんめん(原文はくの字点)の作意ゑやう次第也、
- 一、三間と申せともその所之神ニヨツテ扉三口モ有、又壱口ニしてわき上ケしとみニモする也、是不定、入宝殿モ内陣広ク入事アレハ棟通方前エ少出モ有、とかく大工作意大事也、

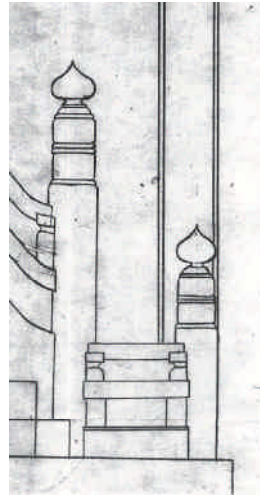


図5 擬宝珠柱と階隠柱の納まり(図面①一部)

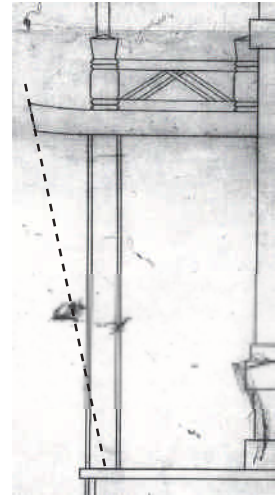


図6 脇障子冠木、竹の節と長押の納まり(図面①一部、点線は筆者加筆)

て、「おぜ於合テ」は、「外面を合わせる」という意味だと考えられ、その規定通り浜床の「開高欄」の擬宝珠柱と階隠柱の外面が合っているのが分かる(図5)。

〔繫梁〕〔階隠の繫梁の〕下ハめん程曲申也、指やうハ内法長押ノ上ハエめんほと仕懸テ御はいノケタノシタハト会也」とある通り、図面でも繫梁の欠眉成は面と同じ寸法であり、その面の部分だけ内法長押と重なり、さらに全体の下端は階隠の桁の下端と揃っている(図4)。下端を揃えるためか、欠眉の下方の繫梁の下端の位置にヘラ引き跡がある。

〔脇障子〕脇障子に関しては、まず「脇障子の冠木の」はなノ切やうハ

つかの足本方かふきはな下かどニアテテすしかいニ切ベシ」という記述がある。冠木鼻の切り方を指南する記述であるが、図面を見ると確かにその鼻の部分に縁板の方向まで伸びているヘラ引き跡の補助線が見られる。その補助線を延長すると脇障子の柱の足下の中墨にあたる(図6)。このことから図の筆者は、木割書の「つか」を脇障子の柱と解釈したか、あるいは木割書とは異なる独自の解釈を行ったと考えられる。「つか」を縁束と解釈して、縁束の足下から冠木に補助線を伸ばすと、冠木の鼻はほとんど垂直に切られることになるので、木割書本文の解釈としても「つか」は脇障子の柱と捉えるのが妥当だろう。また、「すしかいニ切(筋交に切る)」という用語が、図のような描画的な表現による規定であることが分かる。次に「大昔流ニハ竹ふしノ上ノフサヲ三分一長しエ掛テ取付ル也」とあるのに対し、図面でも竹の節の一部が長押と重なっている(図6)ことが確認できる。ただし、重なり部分は木割書に書かれている「三分一」より、若干大きな寸法で描かれている。

以上のように、やや図面描画の折に独自の解釈が加えられた可能性もあるが、木割書に記されている形式の指示や描画的な表現による規定は、大部分忠実に再現されていると考えていいだろう。

次に比例的な表現、等分割などの寸法の規定と、図面の実測値を照合していく。図面①『神社本殿(流造三間社)建地割』の各部の実測結果は、図1の筆者加筆の値である。また、その値と基準となる別部材(主に柱径)との比率を計算した値と、木割①「三間社之事 但シ京流也」の規定を比較したのが、表3である。表3を見ると、凡そ三つの数値の傾向が見られる。まずは、(1)木割書の規定と図面の実測値が一致するもので、柱径、階隠柱径、地覆成等の15項目。次に(2)僅かな差が見られるも

表3 図面①と木割①の寸法比較

部材/部位	図面①		木割①
	実測値	比率	規定
柱径	30mm	0.08* ¹	0.08
階隠柱径	24mm	0.8	0.8
木階成	15mm	0.5	0.6
木階幅	14mm	0.47	0.5
地覆成	18mm	0.6	0.6
階隠地覆成	15mm	0.5	0.5
身舎と階隠の地覆間	21mm	1.17* ²	1
縁葛成	17mm	0.57	0.6
縁束幅	20mm	0.67	0.7
擬宝珠柱径	19mm	0.63	0.7
脇障子柱径	20mm	0.67	0.6
脇障子冠木成	14.5mm	0.48	0.4
脇障子冠木鼻	31mm	1.55* ³	1.5
半長押成	9mm	0.3	0.3
付鴨居成	9.5mm	0.31	0.2
内法長押より上の柱長さ	35mm	1.17	1
長押成	17mm	0.57	0.6
柱貫成	20mm	0.67	0.7
肘木幅	10mm	0.33	1/3

表注1) 表中段の「比率」は、木割①に従った基準部材との比率。比率の対象部材は、無印のものは柱径。*1は妻二間、*2は地覆成、*3は脇障子柱径、*4は脇障子冠木成、*5は竹の節成、*6は擬宝珠柱径、*7は階隠柱。ただし、基準部材は木割書には明記されていないものがあるので、図面の数値との適合等で考察した。2) 数値で表せない規定や、図面に描画されていない規定は省いている。3) 計算値は、小数点第三位を四捨五入した。

のが、木階幅、縁葛成、縁束幅などの10項目¹⁶⁾。最後に(3)木割書の規定を再現したとは考え難い値となっているものが、木階成、身舎と階隠の地覆間、擬宝珠柱径、擬宝珠柱と階隠柱の間等の12項目¹⁷⁾である。まず、(1)や(2)の数が三分の二強の多きであることを鑑みると、寸法に無頓着な絵図ではない図面であることが指摘できる。次に、それぞれに数えられる部材や部位の傾向を見ると、(1)に数えられる部材や部位は、柱径や梁成等の主要な建築部材や部位であり、(3)に数えられるのは、

比較的細部の部材や部位が多く、さらに柱径以外の他部材や他部位と関わりのあるものが多い。例えば、木階成は縁の高さ、地覆間は各地覆、擬宝珠柱は階隠柱との間隔等と寸法上の関わりがある。

《賀茂本社―史料の概要》

本節で扱う図面②「賀茂本社造社殿建地割」(図7)は、複数の紙を張り合わせた80×88cm程の大きさの一枚の図面で、表面に文字はなく、裏面には後補の題箋のほかに「賀茂本社作林ノ家ノ図」という貼紙が付せられ、紙面には「表中墨六尺間」、「林宗名画之」と書かれている。線幅は、地面が太線のほかは凡そ統一されている。また、同図においても、柱芯や高欄回りなどに、ヘラ引きの跡がいくつか見られる。

木割②「賀茂様之三間社」¹⁸⁾(表4)は、『林家木割書「日本社之木摧」』の一項目で、23の一つ書きで構成されている。「賀茂様」とは、末尾に記されている通り「賀茂本社造之木割」のことで、明治期の林宗栄は「賀茂別雷皇太神宮正大工譜代之家」であったために「縁故ニ依リ賀茂様正殿其他之木摧書家ニ伝フ」(『林準次郎(宗栄)建築書「賀茂山枝打」』所収)と述べている。これは、かつて正大工であったという、自家の正当性を伝えるために、同時代の賀茂別雷神社正殿とは異なる独自の設計方法を指南しようとするものである¹⁹⁾。破風の下端の刻み目など、文久元年建立の現存の賀茂別雷神社正殿とは異なる特徴²⁰⁾を持つている。

《賀茂本社―図面と木割書の照合》

全体の形式は、妻二間の流造、舟肘木、破風の下端に刻み目がある点、土居が井桁状に組まれている点、階隠の各部材に面がある点、四周に縁

表4 木割②「賀茂様之三間社」の内容一覧

賀茂様之三間社

- 一、表テ桁行三間二割皆同間也、大間わきモ無、
- 一、妻ノ間式間二割、表ノ間壹間捨テ残二間之中スミ妻式間之外乗ニ定ル、但シ壹まニ付テ柱片中墨セバク候也、
- 一、御拝梁行之まハ表テケタ行ノま外法ヲハシカクシノ柱ト身屋之柱トノ内乗ニ定ル、御拝ノ柱トきほうしノアイ柱壹本置、端其きだはし七枝タ、ムヘシ、ハシノ見付六分、上ハ五分ノ少内、(図)如此ニカカリ致也、
- 一、柱之大サつま式間ノ外ニテ八分カツエ也、
- 一、御拝ノ柱大も柱ニ付八分數エ、但シ四角柱面すんかすへ也、
- 一、土居之ハ、柱ニ付三分増、厚サ七分數エ、同鼻長サハ、程、ケタユキヲ上ハ木ニ組ヘシ、梁行ハ四通り、両外皮計(この部分、後に訂正)、ケタユキハ四通、
- 一、エンカツラ立ワ六分かすへ、アツサ三分かすへ、同ツカ七分かすへ四方、大ユカイタノ厚サ二分二りんかすへ、きほうし七分かすへ也、
- 一、高らんのほこ木ノ大サたる木ノ下ハ丸メル也、仕用常ノことく也、
- 一、長押六分かすへ、ほんなけし三分、付かもひ二分半、
- 一、御拝之指梁立ワ八分、アツサ六分、下ハメンホトクルヘシ、面寸數エ也、
- 一、ヒジ木大サ六分かすへ四方、長サアバラタルキ式こま、筒ノ重椽七枝ノル、をもノケタ立テワ八分、下ハ厚サ六分半、肱木少カミダシアリ、ハシガクシノケタセイ七分、下ハ五分、御拝ニハ何も面有、
- 一、身屋ノサス梁柱程、厚ハケタノ下ハ同事、引様ハケタエ梁半ふん仕掛、残半分ハケタノ上バエビンヅラニノビル也、
- 一、サスツカ見付九分、同サヲ見付五分かすへ也、
- 一、タルキノ大サ下ハ二分半、セイ二分増、木ヲイカヤヲイ下ハ四分半、カヤをいたけ二分マシ、御拝ノ木舞下ハたる木ノ下ハノベマカね、厚サハハ、半分、御拝軒廻ハ常ノアハラ物ト同事、
- 一、タル木ノ打様ハアバラタルキヲ一まノ中ニ式本ツ、うつ、その中ニ二本ツ、うちてしけたるトスル也、ケントニ打テ間ニノホリヲ打也、そば軒

- 二中ニアバラ一本打、破風共ニ六枝打也、
- 一、筒ノ高サハ先土居ノ上ハ合テイタウハル、端其キダハシヲ七枝タタム、大ゆかのいたうゑニ六分ノ長押、そのうへニ三分ノはん長押打、その上ハヨリ内ノリ長押ノ下ハエ表壹間ノ中墨ヲアツルヘシ、内乗長しノ上ハト肱木ノ下ハトノ柱ノ長サ肱木ノセイ程、中ノ柱ニテハ長押ノ上ハト肱木ノ下ハトノアイ九分有也、是ハ梁ノ仕懸上ニ有故也、
- 一、ハシカクシ梁ノ引様ハ内法長押ノ下ハエうつハリノ上ハノ丸メコミ(図)を引付テ、御拝ノケタノ下ハトうつはりノ下ハト会ベシ、
- 一、身屋ノたる木高バイ九寸三分、そのつき何も破風ニしたがうやうニきわむる也、破風之大サ筒ニテ柱程也、上ノ増三分はん下一分半、マユ壹つマイ也、表ノはふノ上ハト裏ノはふノ下ハト合テ仕掛ル物也、表御はいノ所ハはふノ筒ノ下ハニテ壹分半切トメテホソクスルベキモノナリ、
- 一、ノキノ長サハ表ハツマ一間ノ柱ノ内法を取テ御ハイノ柱タキカラはふノクツイニアツルベシ、裏ノキノ長サハツマ壹間ノ柱中すミを取テ裏ノかわノ柱中墨方破風ノクツイニアツル也、しな板ハなし、則破風カヤをいニじヤはらを付申也、裏木をいノ置所ハカヤをいノ内ツラトケタノ外ツラトふりわけてそのすミ方木をい於外ニ置也、ヒエンハセバシ、則その木をいお表ノしゝの間エマハスル物也、ノキ付ノ厚サ破風ノ筒程也、
- 一、扉ノアツサ二分、平ぢく上ノヨコ七分、立平ぢく五分數へ、則立平ぢく柱ヲ取付ルなり、平ぢくノ内扉ノアイ式分イタを見ル也、まくさケハナシ式分ツ、見ルナリ、扉じやう木ノ見付四分ツヨシ、厚サハ見付半分也、
- 一、エンハ、おもて柱中墨半分を柱中すミ方高らんノ中すミニアツルベシ、表中ノ間一間ニ扉有、両わきノまはめニして影ノしゝとてしゝこまをゑニかくなり、ゑんハ前後両わき四方ニ有、
- 一、ないちんノ天井ハをりあけ二組入也、軒アゲノホラ柱壹本也、がうふち式分、小組大ふち七ツわりニして一ふんなり、天井ノ上ニモ仕外椽ノ次ニタルキ打通シテ、浦イタヲ立イタニ打テ、目イタふきニして、又その上をのしふきニふき申也、とかくないじんノ内ニ雨水ノもらざる用心也、扱スモ中ニ有、以上四組也、但賀茂本社造之木割也、

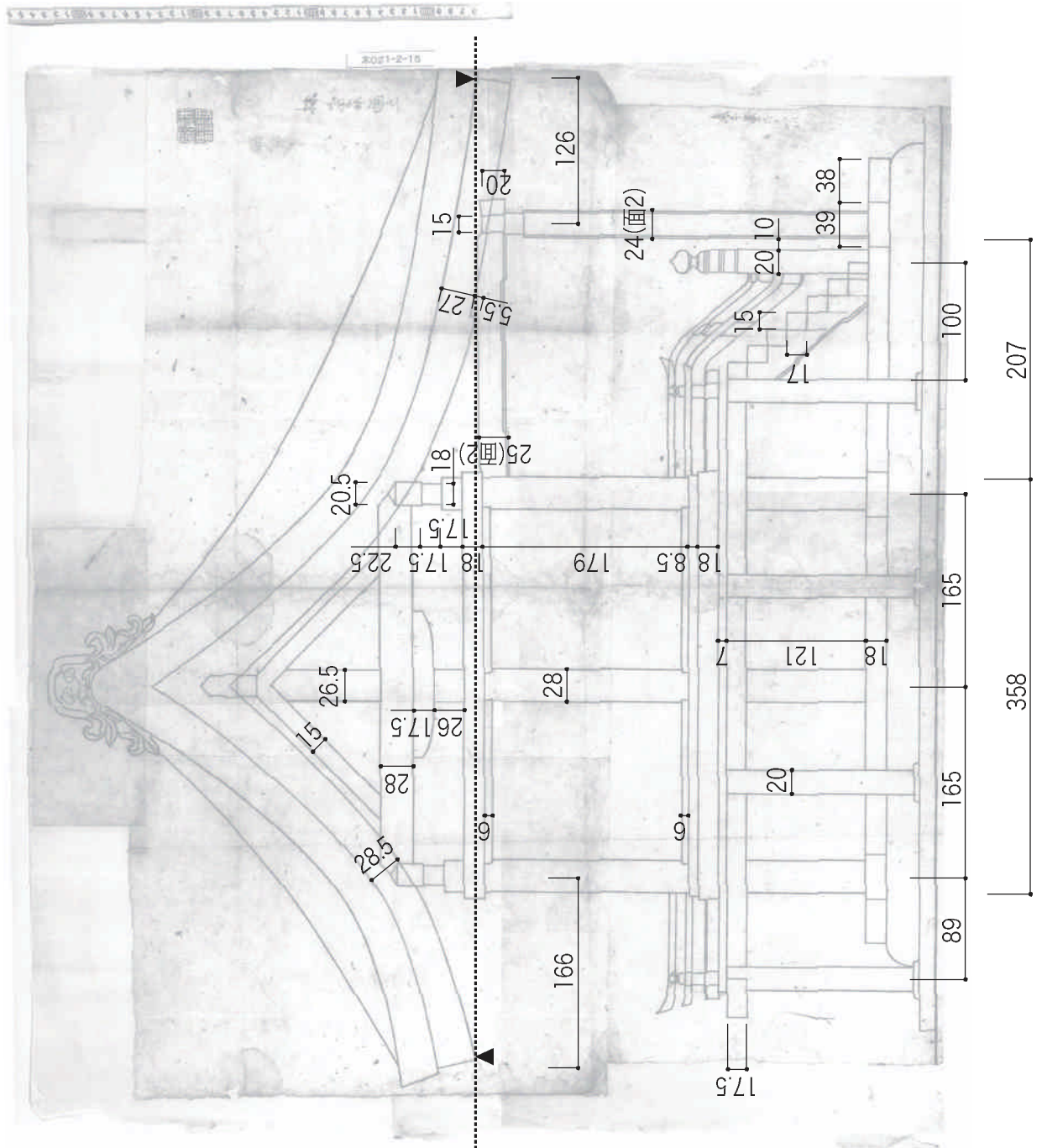


図7 図面②「賀茂本社造社殿建地割」

寸法及び点線を加筆／単位：mm

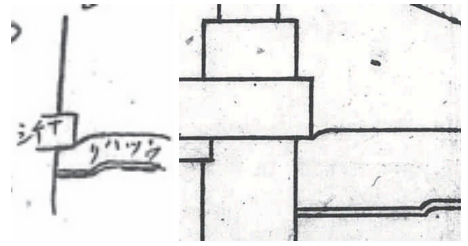


図9 繫梁と長押の納まり
(左は木割②一部、右は図面②一部)

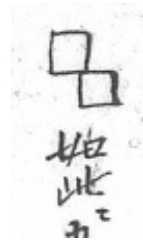


図8 木階の形状
(木割②一部)

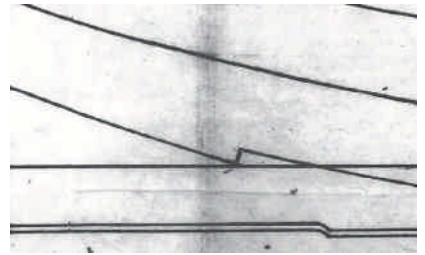


図11 破風板の「刻み目」(図面②一部)

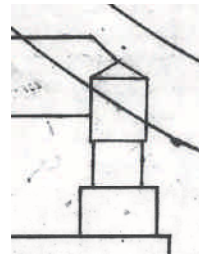


図10 カミダシと
ビンヅラ (図面②一部)

ある点等が共通している。木割書には破風に眉がある旨が書かれているが、図面に眉はない。ただし、これは桁や棟木などを重ねて描く煩雑さを避ける等の理由で省略されたとも考えられる。従って、両者共に「賀茂本社」について描いたと明記されていることもあり、同形式を扱ったものだと考えるのが妥当だろう。

京流の三間社と同様に、まずは本数、描画的な表現による規定と、図面の描画を見比べる。本数としては、木階の段数(7枝)は共通しているが、土居の数は木割書で4通り、図面は3通りと相違が見られる。身

舎の中柱の柱筋に土居が通っていれば4通りになるが、現存の賀茂雷神社本殿のこの部分にも土居はない。次に描画的な表現を抜粋すると、木階、繫梁、桁、梁、破風の部分である。

〔木階〕木割書に挿図付きで「如此ニカカリ致也」(図8)とあり、各段が少し重なりながら積み上げる旨が記されているが、図面②ではそのようになっていない。実際の遺構では、木階の段木は木割書のように少し重なることが多いので、こちらはむしろ木割書の方が一般的な仕様と言えるが、上の段木と下の段木の線が一直線で描けることを思えば、描画上の効率のために段木の重なりを省略する図面表現は理解できる。

〔繫梁〕「階隠の繫梁の」下ハメンホトクルヘシ」は、欠眉成を面と同じにする規定で、京流の三間社と同様に図面でも再現されている(図9)。また、「ハシカクシ梁ノ引様ハ、内法長しノ下ハエうつハリノ上ハノ丸メコミを引付テ、御拝ノケタノ下ハトうつはりノ下ハト会ベシ」との規定が挿図付きで記されているが、図面でも、内法長押の下端へ繫梁の上端を丸め込みながら納められており(図9)、かつ繫梁の下端と階隠の桁下端が揃っているのが確認できる。また、ここでは、「引様」という、描画指南ともとれる表現が使われている用語があることも指摘しておく。

〔桁〕身舎の桁には「肱木方少カミダシアリ」とある。寸法値だけ見ると肘木幅は六分で、桁は六分半であるが、その少しだけ太い状態が、図面(図10)のような状態であり、それが「カミダシ(＝噛出し)」と表現されていると考えられる。

〔梁〕続いて身舎の梁については「引様ハケタエ梁半ふん仕掛、残半分ハケタノ上バエビンヅラニノビル也」とある。図面を見ると確かに梁の

成の半分程が延びて桁に載っている(図10)。この「鬢太延ばし」の状態を、「ピンヅラニノビル(鬢面に延びる)」と表現しているのだろうか。ここでも「引様」という用語が出ている。

〔破風〕まず「表ノはふノ上ハト裏ノはふノ下ハト合テ仕掛ル物也」とあり、その状態を確かめるために図面に補助線を引くと、確かに正面の破風板の上端と、背面の破風板の下端が、ほぼ揃っていることが確認できた(図7)。さらに破風については、「表御はいノ所ハはふノ筒下ハニテ表分半切トメテホソクスルベキモノナリ」との規定があるが、図面を見ると階隠の上部で破風が途中から細くなっているのが確認できる(図11)。この破風の段差は、かつて谷重雄氏が、嘉元期の賀茂別雷神社本殿の破風に「刻み目」があったと考察した状態を示していると思われる。詳細は第二部第二章参照のこと。

形式の共通や、破風の刻み目、梁の上端などの特徴的な仕様が共通していることから、大きくは木割書と共通した描画だと考えられるが、土居と木階については相違がある。前者が、木割書の内容を同時代の状況に合わせて改変し、後者が、描画の効率を優先した、という理由による相違であるとすれば、図面には本木割書とは異なる別個の解釈があったと考えられる。

次に寸法の検討を行う。京流の三間社と同様の手法でまとめたのが表5である。表5から、京流の三間社で示した(1)〜(3)に整理すると、(1)は柱径、桁成、梁成等の5項目、(2)は木階幅、縁葛成、縁束幅等の16項目、(3)が階隠柱と擬宝珠柱の間、桁幅、破風板の刻み目等の9項目である。この結果を見ると、(2)が多いことから、木割書の規定を概ね踏襲していると言える。また、全体として(1)〜(3)に

数えられる部材・部位が京流の三間社と似ていることも指摘できるだろう。(1)が柱径、桁成、梁成等の主要部位で、(3)は細部の部材や部位が多い。なお、(3)に含めた桁幅に関しては、図10で示したような「カミダシ」の状態を図で強調して示すために、桁幅の寸法を木割の値よりもやや大きくして描いたとも考えられる。

表5 図面②と木割②の寸法比較

部材/部位	図面②		木割②
	実測値	比率	規定
階隠柱と擬宝珠柱の間	10mm	0.36	1
木階成	17mm	0.6	0.6
木階幅	15mm	0.54	0.5
柱径	28mm	0.08*1	0.08
階隠柱径	24mm	0.86	0.8
土居幅	39mm	1.39	1.3
土居厚	18mm	0.64	0.7
土居鼻	38mm	0.97*2	1
縁葛成	17.5mm	0.63	0.6
縁束幅	20mm	0.71	0.7
縁板厚	7mm	0.25	0.22
長押成	18mm	0.64	0.6
半長押成	6mm	0.21	0.3
付鴨居成	6mm	0.21	0.25
繫梁成	25mm	0.89	0.8

部材/部位	図面②		木割②
	実測値	比率	規定
肘木成・幅	17.5mm	0.63	0.6
桁成	22.5mm	0.8	0.8
桁幅	20.5mm	0.73	0.65
階隠桁成	20mm	0.71	0.7
階隠桁幅	15mm	0.54	0.5
梁成	28mm	1	1
扱首束幅	26.5mm	0.94	0.9
扱首棹幅	15mm	0.54	0.5
内法長押と肘木の間	17.5mm	1*3	1
内法長押と肘木の間(中柱)	26mm	0.93	0.9
破風幅	28.5mm	1.02	1
破風板の刻み目	5.5mm	0.2	0.15
表の軒長さ	138mm	1.01*4	1
裏の軒長さ	166mm	1.01*5	1

表注1) 表中段の「比率」は、木割②に従った基準部材との比率。比率の対象部材は、無印のものは柱径。*1は妻二間外法、*2は土居幅、*3は肘木成、*4は妻間内法、*5は妻の間心々。2) 数値で表せない規定や、図面に描画されていない規定は省いている。3) 計算値は、小数点第三位を四捨五入した。

《楼門―史料の概要》

本節で扱う図面③「門『大社』楼門建地割」(図12)は、複数の紙を張り合わせて81×73cm程の大きさになっている不定形の紙面に描かれた一枚の図面である。表面には「延寶三乙卯年正月十日引之」、「椽大マニ廿ワキ二十ツ、」とあり、裏面には後補の題箋のほかに「大社之楼門但シ上七社之門也」と書かれている。線幅は凡そ統一されている。同図には全体的にヘラ引きの跡が見られないが、右側の組物回りにはかなり薄く縦線がいくつも見られ、もしかしたらヘラ引きの跡かもしれないが、断定できない。

木割③「賀茂様楼門之事」(表6)は、『林家木割書「日本社之木推」』の一項目で、9の一つ書きで構成されている。本項目は「賀茂様之三間社」の次の項目であるため、同様に賀茂別雷神社の楼門の形式であることを示しているのだと考えられるが、文末に「外上七社之楼門も如斯」とあり、賀茂別雷神社以外の上七社の楼門においても、この木割が適用できる旨を記している。また、「残所何も常のらうもんのごとく也」とも記されており、記述されていない部分は、通常の楼門と同一であるため、記述量が少ないのだと考えられる。

《楼門―図面と木割書の照合》

今までと同じように全体の形式を見ると、妻二間²⁸、下層に扉と冠木と礎盤がない点、上層は切目長押と鼻のない台輪だけで、頭貫や飛貫がない点、扱首組などが共通している。なお、地覆については、地覆を主題としている一つ書きの中で「地福こし貫ハ梁行両外皮二通計二有、中ノ間通りニハなし、三間ならかけはなし也」とあり、この最後の「三間な

賀茂様楼門之事

表6 木割③「賀茂様楼門之事」の内容一覧

一、大間二たる木かす廿枝、両わき間二拾枝ツ、妻ノ間二モ拾枝、
一、柱ノ大サ表大間ニ寸数エ、高サ大間振立石ノ口ヨリ柱貫ノ下ハ二アツルベキモノナリ、重柱ノ長サ下ノ柱長ニ付テ四分かすへ也、同重柱ノ立所ハ下ノ柱間二片中墨ツ、入テ立申也、
一、柱貫八分かすへ、厚サ三分数エ、飛貫腰貫五五分半、アツサ二分かすへ、飛貫柱貫ノアイ柱壱本置ベシ、こし貫ノ入所ハヒ貫ノ下ハト地福ノ上ハト三ツニハリテ下ヨリ一ふんをこし貫ノ木中ニ定ル、
一、地福ノセイ六分かすへ、厚サ二分半、地福こし貫ハ梁行両外皮二通計二有、中ノ間通りニハなし、三間ならかけはなし也、
一、飛貫モ両梁行ト中ノ桁行ト計也、扉モなしかふきもなし惣ぼんなし、柱切立也、但シヒ貫ハ梁行ニハ四通り二有、ケタ行ニ壱通、
一、大斗大サ柱程、何も組物常のごとく也、重柱ノ下縁ノ上二六分ノ長し打、重柱ノ上二五分ノ長押大わ、はななし、柱貫ヒ貫モなし大わ計也、はめモなし、皆掛はなし、か、ミ天井、但シ下ノ天井ハそなへ、天井常のごとく也、
一、丸桁七分二五分、妻ニ何もかさりなし、大わ二さす大斗はかり、
一、さすつか九分、エダ五ふかすへ、
一、引渡シ高配七分三ふ、外上七社之楼門も如斯、
残所何も常のらうもんのごとく也、以上、

らかけはなし也」という文章は、「正面三間なら、地覆と腰貫がない」とも理解できるが、地覆の項目であることを思えば、「正面三間なら、地覆がない」とも解釈することができる。その場合、図面の描画と同一となる。両者ともに「上七社」の楼門であることが記されていることも

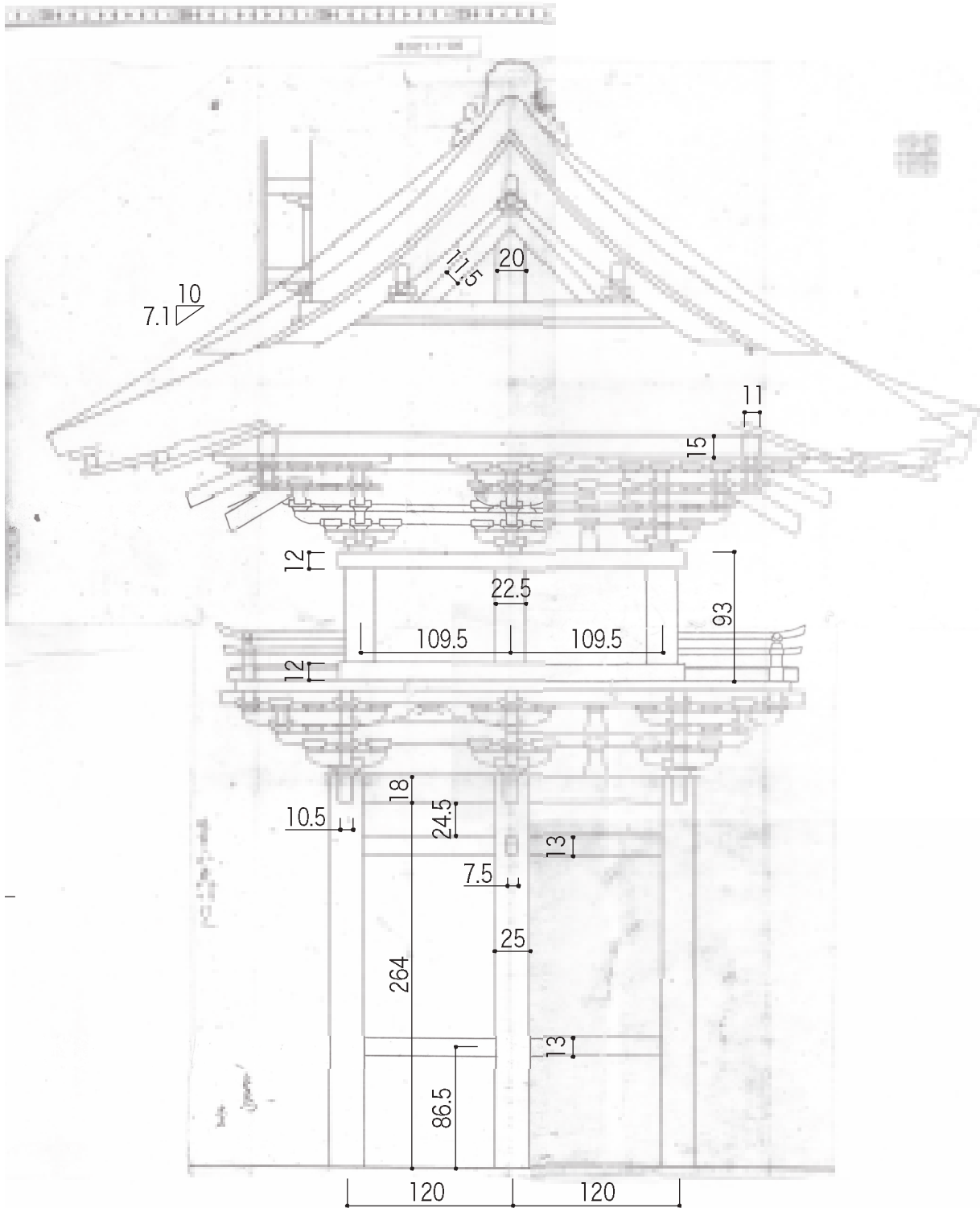


図 12 図面③「門『大社』」楼門建地割

寸法を加筆／単位：mm

表7 図面③と木割③の寸法比較

部材/部位	図面③		木割③	部材/部位	図面③		木割③
	実測値	比率	規定		実測値	比率	規定
柱径	25mm	0.1* ¹	0.1	腰貫の位置	86.5mm	0.38* ³	1/3
礎石から頭貫下端	264mm	1.1* ¹	1	大斗幅	25mm	1	1
上層の柱長さ	93mm	0.35* ²	0.4	長押成	12mm	0.53* ⁴	0.6
頭貫成	18mm	0.72	0.8	台輪成	12mm	0.53* ⁴	0.5
頭貫幅	10.5mm	0.42	0.3	丸桁成	15mm	0.6	0.7
飛貫・腰貫成	13mm	0.52	0.55	丸桁幅	11mm	0.44	0.5
飛貫幅	7.5mm	0.3	0.2	扱首束幅	20mm	0.8	0.9
飛貫と頭貫の間	24.5mm	0.98	1	扱首棹幅	11.5mm	0.46	0.5
				屋根勾配	7.1寸	—	7.3寸

表注1) 表中段の「比率」は、木割③に従った基準部材との比率。比率の対象部材は、無印のものは柱径。*1 木割③での基準は大間で、図面には描かれていないが、木割③の妻の間枝数は大間の半分のため、妻二間で仮に計算した。*2 は地面から頭貫下端。*3 木割③には地覆から飛貫下端とあるが、地覆がないので、地面からの値を仮に基準とした。*4 は上層の柱径。ただし、基準部材は木割書には明記されていないものがあるので、図面の数値との適合等で考察した。2) 数値で表せない規定や、図面に描かれていない規定は省いている。3) 計算値は、小数点第三位を四捨五入した。

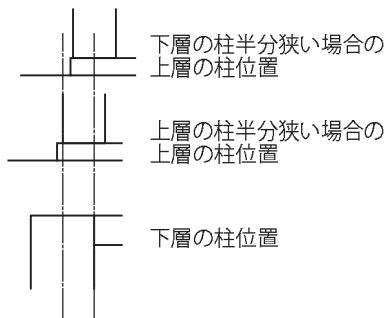


図13 柱の位置関係を示した模式図

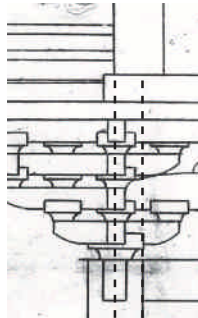


図14 上層の柱の位置
(図③一部、点線は筆者加筆)

踏まえ、図面には「賀茂様」とは無いが、同じ形式を扱っていると考えられる。これまでと同様の手法で、本数、描画的表現を見て行く。本数については確認できるのは桁行の飛貫だけで、中央の通りである点で一致している。本木割書に描画的表現はほとんどない。ただし、「重柱ノ立所ハ下ノ柱間二片中墨ツ、入テ立申也」という柱間の規定は描画的な表現とも捉えうる。この記述は上層の柱間が下層の柱間より両端から柱半分

(片中墨) づつ小さい、という意味では寸法による規定ではあるが、上記の模式図(図13)のように、その柱半分が上層の柱の半分であれば、下層の柱芯と上層の柱外面が合さり、下層の柱の半分であれば、上層の柱芯と下層の柱内面が合うことになるので、「方中墨ツ、入テ」がそうした基準線の操作を意味するとすれば、描画的な表現による規定である。図面③に図13のように補助線を引くと(図14)、下層の柱芯と上層の柱外面が合わさる。木割書だけからだと、「片中墨」が上下どちらの柱半分とも解釈できるが、図面を描画した際には、上層の柱の半分で描いていることが分かる。

次に、表7の寸法を見ると、これまでの分け方だと、(1)が柱径と大斗幅で、(2)が飛貫・腰貫成、飛貫と頭貫の間、台輪成、扱首棹幅、屋根勾配である。(3)はそのほかの10項目である。柱径は前例と変わらずに共通しているが、ほかは合わない規定が目立つ。描画精度の低さに起因しているとする、図面全般にへら跡が明瞭に見られないことと関係があるかもしれないが、本稿の研究範囲では、これ以上の考察は難しい。

《三重塔―史料の概要》

本節で扱う図面④「寺院塔(三重塔)建地割」(図15)は、3枚の紙を長手方向に張り合わせた86.5×44cm程の大きさの一枚の図面で、表面に「寛永式拾癸未年九月吉日 洛陽上賀茂庄 林佐左衛門宗相」、裏面には後補の題箋のほかには「扇椽之時ハ五八ノ四拾枝ト割」とある。線幅はおおよそ統一されているが屋根線だけはやや太く描かれている。他図と同様にへら引きの跡がいくつか見られるが、本図では茅負の下角

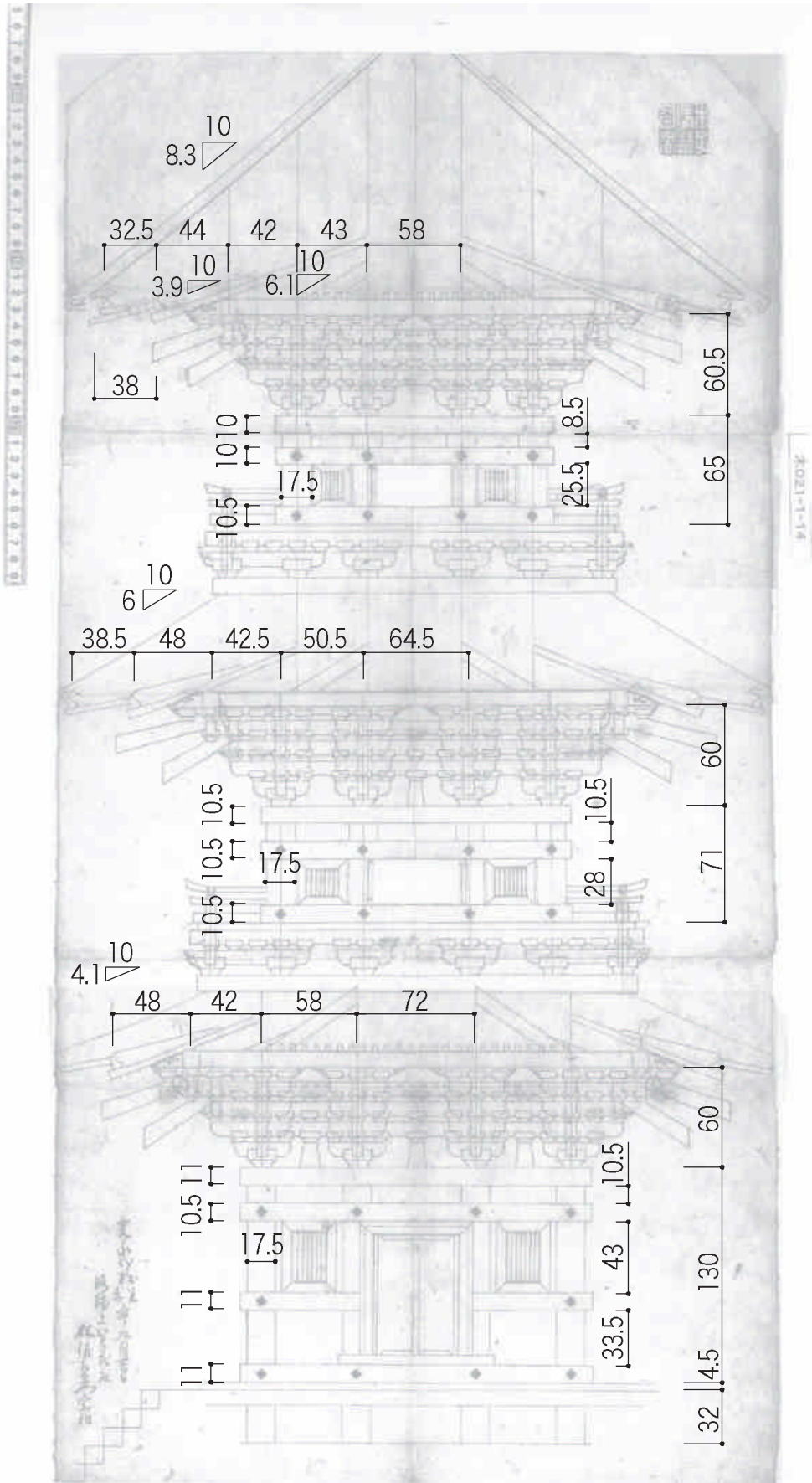


図 15 図面④「寺院塔（三重塔）建地割」

寸法及び点線を加筆／単位：mm

や丸桁芯など、計画上、重要となる基準線が多く見られる。なお、詳細は不明だが、三重目の飛檐垂木と茅負は二種重ねて描かれている。同様に理由は分からないが、二重目と三重目の中央間の扉部分が切り抜かれている。層塔の建地割図としては、相輪の部分が切れているのも大きな特徴である。木割の重要な部分であるため、また別に図化をしたのかもしれない。

木割④「三重塔」(表9)は、『林家木割書4冊の1』の一項目で、12の一つ書きで構成されている。柱径と相輪(九輪)の部分に貼紙が付せられ、一部、後の修正が施されている。『林家木割書4冊の2「木摧」』所収の「三重ノとうの覚」とほぼ同じ内容であるが、丁度貼紙の付せられた部分の内容が異なり、「八分」が「まかすへ」、最後の総輪(九輪)の部分は組物の規定に入れ替わっている。なお、各重の垂木数は如意寺、乙寶寺、甚目寺、金戒光明寺三重塔等と同じ本数である。

《三重塔―図面と木割書の照合》

全体の形式は、初重は切目長押、腰長押(脇長押)、内法長押、台輪があり、組物は四手先で、二重三重の周りには高欄が巡るなど、どちらも一般的な三重塔であり、共通している。後述の通り垂木数は同じだが、図面の裏面に書かれているような扇垂木にした場合の記述は木割④にはない。

本数については、まずは垂木数が初重と三重目については共通している。二重目だけがなぜか垂木木口が描かれていないが、仮に初重と同じ一枚寸法として、初重と二重目の柱間の実測値を比べると、二重目の枝数はほぼ中の間9枝、脇の間7枝となり、木割書と合う。次に木階5枝

表9 木割④「三重塔」の内容一覧

十五 三重塔
一、柱ノ大サ面テハリニテ(八分数へ)、桁行ノ事也、但カヤウニハ書スソナヘカラ出スヘシトモ云、
一、長押モ大ワモ五分数へ、大ワト長押アイ長押一本ヲク、
一、柱立ハ面テ桁行ヲ三ツ別テニツ分ヲ柱ノタケニスヘシ、但大床上ハヨリ大ワ上ハニアツル、亦筒ノ間ヲ大間腰間ヲ定テ腰間ト大間ノ中墨フリ立ニ柱立ヲフリ立ル、床ノ上葉ト大輪ノ上葉ニアツルヘシト云リ、
一、垂木数は、六八六、七九七、八十八、如此打也畢、
一、高乱ノ間ハクワンキヤウノ中墨ト会也、
一、こし柱ノ長ハ組物立ト云リ、大ワノ上はと申セトモ下葉ニアテ、吉中ノ重上ノ重大ワ半分ヲトシト云リ、下筒ハ脇長押切メ長押上ハト上ノ長押下ハトフリワケカラ下ハニ打也、
一、組ハ四手先、
一、軒之長サ出葉ハ六し五し、浦板高配三寸八分、
一、野屋祢引渡上八寸、中六寸、下四寸、
一、大床ヨリ下柱根之事、先キザハシタ、ミテ、五しノキザハシヲ二しハ土居、三しハ柱ノ根也、
一、女垂木ハ六寸高配、厚サハ常ノ肱木ニ下ハ一分まし、隅ノ男垂木ハ隅木高配ニスヘシ、長サハ如常、ヘソナヘハ四手先、
一、九輪ハヘハカヤヲ立ル、野隅立トモ云リ、下しやうニテ柱四本末本ニテノホリ壺分ヲトリニスバルヘシ、輪ノ厚サハ柱半分、アイハ小間返し、真柱ノ大サ柱壺本、輪三分一トモ云リ、下シヤウノタカサ柱壺本ニ外高シ、

() 符は貼紙の上、へへ符は貼紙の下の記述



図16 柱と木階の納まり
(図面④一部)

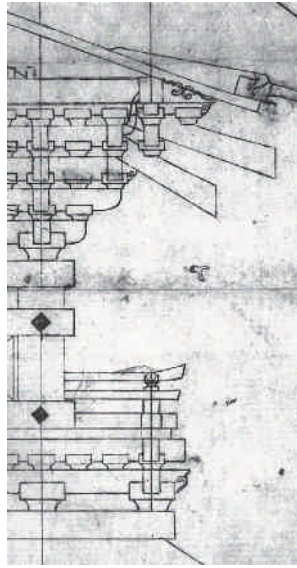


図18 丸桁と高欄の芯
(図面④一部、点線は筆者加筆)

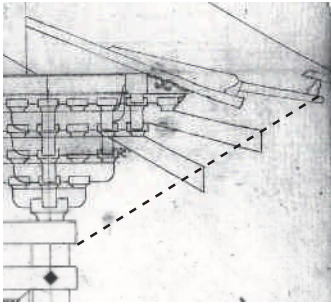


図17 尾垂木の長さ
(図面④一部、点線は筆者加筆)

も、図面では最後の1段が途中までしか描かれていないが、共通しているだろう。

描画的な表現としては、木階、高欄、尾垂木についてがある。

〔木階〕上述のように、木階は5枝であるが、さらに「ギザハシヲ二しハ土居、三しハ柱ノ根也」との記述がある。ここでいう「土居」とは、『林家木割書4冊の2「木摧」』所収の「三重ノとうの覚」を見るとほぼ同一の内容で「土だん」とあるから、土壇（基壇）を意味してると考えられる。図面では、ややずれはあるが、柱の根が木階3段分程となってい

る(図16)。

〔高欄〕「高乱ノ間ハクワンキヤウノ中墨ト会也」とあるが、図面に補助線を引いても合う上(図18)、その部分には中墨が実線で描かれ、描かれていないところでも中墨の部分にヘラ引き跡が見られ、基準線になっていることが確認できる。

〔尾垂木〕本木割書では「尾垂木の」長サハ如常」としかないが、「常」とあるので、前掲の「三重ノとうの覚」を見ると、「尾垂木の」なかさハかやおみの外つらから大わ下かと於みとおしに切也」とある。茅負の外面から台輪の下角を結んだ線のところで、尾垂木の長さを決める、といった主旨の内容であると思われるが、その通りに図面に補助線を引くと(図17)、再現されていることが確認できる。「みとおしに切(見通しに切る)」という用語が、図のような描画的な表現による規定であることが分かる。

形式や本数、描画的な表現による規定では、図面と木割書がほぼ対応していることを確認した。

次に、表10にまとめた寸法を見ると、各勾配や各柱長さなどの大きなところは、木割書と図面で凡そ一致しており、前掲の(1)または(2)の分類である。(3)に分類されるのは、柱径、長押成、台輪成で、誤差というよりは、むしろ異なる規定値を示している。長押を六分とする規定は他の木割書では一般的な値であり、五分ではなく、そちらを採用して描いたとも考えられる。また、柱径に関しては、八分の記述が貼紙の上に記されている通り、林家の資料の中でも三重塔の柱径の規定値は揺れており、この図面では九分の規定値が採用されたのだと考えられる。なお、初重腰(脇)長押の位置は、規定では「フリワケカラ下ハ(下

表 10 図面④と木割④の寸法比較

部材／部位	図面④		木割④	部材／部位	図面④		木割④
	実測値	比率	規定		実測値	比率	規定
柱径	17.5mm	0.09 ^{*1}	0.08	初重腰長押の位置	33.5mm	0.38 ^{*5}	1/2
長押成	10.5mm	0.6	0.5	初重屋根勾配	4.1寸	—	4寸
台輪成	10.5mm	0.6	0.5	二重屋根勾配	6寸	—	6寸
台輪と長押の間	10.5mm	1 ^{*2}	1	三重屋根勾配	8.3寸	—	8寸
初重の柱長さ	130mm	0.69 ^{*1}	2/3	尾垂木勾配	6.1寸	—	6寸
二重の柱長さ	60.5mm	1.01 ^{*3}	1				
三重の柱長さ	60mm	0.99 ^{*4}	1				

表注 1) 表中段の「比率」は、木割④に従った基準部材との比率。比率の対象部材は、無印のものは柱径。*1は初重総間、*2は長押、*3は縁板から台輪中端、*4は縁板から台輪中端、*5は切目長押上端から内法長押下端。ただし、基準部材は木割書には明記されていないものがあるので、図面の数値との適合等で考察した。2) 数値で表せない規定や、図面に描画されていない規定は省いている。3) 計算値は、小数点第三位を四捨五入した。

端)ニ打也」とあるが、数値としては、上端に打つと「フリワケ(=振り分け)」、つまり半分の値に近くなる。本木割書を元にしながら、上端か下端のどちらに打つかを吟味したとも考えられる。

第一章のまとめ

これまで検討してきた図面と木割書の比較考察の結果、本稿対象の4組については以下が推察される。(1) いずれの図面と木割書も、筆者

や建物種別が同一だけでなく、全体の形式は多くの部分で共通し、対応関係にある。(2) 本数、描画的な表現による規定も、図面と木割書で内容が共通することが多い。(3) 図面にはヘラ引き跡や実線の補助線が見られ、木割書に記されているものをはじめ、描画の基準となる補助線が多数引かれている。(4) 寸法については、一概には言えないが、一致するものは柱や梁、桁等の主要部材や部位であり、一致しないものは他部材や部位との調整を必要とする細部という傾向がある。(5) 図面の細部については、対応する木割書とは別の設計方法で描画されている部分も見られる。

上記のように、今回の対象資料では、木割書と図面中の建物の形式や本数等は概ね一致しているにも拘らず、細部の寸法等が一致していない傾向にある。このことの意味や時代性の検討は今後の課題であり、他資料も含めた検討が必要である。

その他、本稿の成果としては、「おぜ」、「だき」、「すしかい二切」、「丸メコミ」、「カミダシ」、「ピンヅラニノビル」、「みとおしに切」等の文章からは解釈が難解な表現を、図面を通じた具体的な納まりとして明らかにした。また、同様に、曖昧な基準値、あるいは補助線の位置などといった木割書だけでは判断が付きにくい箇所が、図面を見ることで明瞭化された。

注

(1) 拙稿「林家木割書について(一)：林家の由緒」(『日本建築学会関東支部研究報告集Ⅱ(77)』、pp.285-288、2007.2)にて論じた。また、林家の現当主・林重一が所蔵する林(重)家文書(京都市歴史資料館撮影収集)には、「藤原

- 宗次大徳寺大工職につき後柏原天皇繪旨写」と「大徳寺大工職につき請状」がある。
- (2) 東京都立中央図書館木子文庫所蔵の『林準次郎(宗栄) 建築書「賀茂山枝打」』に由緒が記されている。
- (3) 平井聖、藤岡洋保、稲葉信子『木子文庫』について(『東京都立中央図書館蔵 木子文庫目録第一巻 江戸期資料・木子清敬資料(明治宮殿を除く)』、東京都立中央図書館、1998.2) 参照。
- (4) 本稿では筆者が明記されているものを対象にしているので、たとえば「神社本殿『八幡宮作』社殿建地割」を扱わないが、延宝九年の年紀があるため、年代上、林宗名が記したと考えられる。そのため「八幡宮作」の項目のある「林家木割書『日本社之木権』」と比較する意義はあると思われるが、本稿では省略した。
- (5) 本図面と「神社本殿(流造)『賀茂本社作』建地割」(年代未詳、請求記号木022-1-01) はほぼ同じ図面であるが、図面の劣化状況等から、後者は筆写されたものと判断し、対象資料にできなかった。
- (6) 大徳寺仏殿の元禄五年修覆棟札(『社寺の国宝・重文建造物等 棟札銘文集成 近畿編一』、国立歴史民俗博物館、1996.3) や、大徳寺山門の二階東北飛檐隅木墨書(『重要文化財大徳寺山門(三門) 修理工事報告書』、京都府教育委員会、1971年2月)などに名が見られる人物。木子文庫所蔵『林家木割書』林家伝神社仏閣規矩尺集』(文久元年、請求記号020-07)によると「九代目」とある。
- (7) 『林家木割書四冊の1』(天正五年、寛永年間巻末増補、請求記号020-03)などに名が見られる人物。木子文庫所蔵『林家木割書』林家伝神社仏閣規矩尺集』(文久元年、請求記号020-07)によると「四代目」とある。
- (8) 『大工割方雑集』(東北大学狩野文庫所蔵、年紀：天和元年)や『柏木伊平衛政等秘伝書』(竹中工道具館所蔵、年紀：元禄二年)はいずれも絵図のまわりに文書が記された木割書である。
- (9) 本木割の意味は、費迎慶、永井康雄、飯田康一『木子文庫・林家傳家圖書』における神社の設計方法に関する研究その2「三、五間社の設計方法について」(『日本建築学会東北支部研究報告集 計画系(70)』、pp.155-160、2007.6)において分析され、加賀建仁寺流の「社家」(清水家史料、金沢市立玉川図書館蔵)の「三間社」と類似していることが、指摘されている。
- (10) 明治期に林宗栄は「唐土にても木匠堂舎營作之形七流有之由、皇国にては、加茂様、京流、天王寺様、鎌倉様、嵯峨様、建仁寺様、関東流―徳川政權ヲ執ル後萬治年間ヨリ唱フ、其原は鎌倉様ヨリ出シモノニ而新シキ流義也」(『林準次郎(宗栄) 建築書「家伝賀茂流木割」』(明治二〇年、請求記号木020-06)と記している。木割書には、例えば、『林家木割書四冊の1』(天正5年、寛永年間巻末増補、請求記号020-03)に、「大和流」や「天王寺様」等とある。
- (11) 拙稿「木割書における重層建築の柱間通減の規定方法」(『学術講演梗概集』23 建築歴史・意匠』、pp.55-56、2007.7)に論じた。
- (12) (1)に当てはまるのは、柱径、階隠柱径、地覆成、階隠地覆成、半長押成、肘木幅、繫梁成、階隠桁幅、梁成、桁幅、扱首束幅、扱首上の大斗、枝外垂木勾配、破風幅、竹の節成・幅である。
- (13) (2)に当てはまるのは、木階幅、縁葛成、縁束幅、脇障子冠木鼻、長押成、柱貫成、桁成、扱首棹幅、脇障子冠木の増し、階隠柱貫成とした。
- (14) (3)に当てはまるのは、木階成、身舎と階隠の地覆間、擬宝珠柱径、脇障子柱径、脇障子冠木成、付鴨居成、内法長押より上の柱長さ、階隠桁成、地垂木勾配、竹の節の長押との重なり、擬宝珠柱と階隠柱の間、階隠柱貫成とした。

- (15) 注9と同様に、同論文にて本木割についても分析されている。
- (16) 東京都立中央図書館木子文庫所蔵。明治二年、請求記号木020-13。
- (17) 『林準次郎（宗栄）建築書「賀茂山枝打」』に「後之正大工牧田左衛門権大工辻花老兵衛か家にも右加茂様木権書は無之と云」とある。
- (18) 拙稿「林家木割書について（2）…嘉元期の賀茂別雷神社本殿と木割『賀茂様之三間社』の比較」（『日本建築学会関東支部研究報告集 II（77）』、pp.289-292、2007.2）にて論じた。
- (19) 賀茂別雷神社本殿をはじめ、伊勢神宮正殿や出雲大社本殿、春日大社本社本殿など、多くの社殿の遺構で木階は木割②のように重なっている。
- (20) (1) に当てはまるのは、木階成、柱径、桁成、梁成、内法長押と肘木の間である。
- (21) (2) に当てはまるのは、木階幅、土居鼻、縁葛成、縁束幅、縁板厚、長押成、付鴨居成、肘木成・幅、階隠桁成、階隠桁幅、扱首束幅、扱首棹幅、内法長押と肘木の間（中柱）、破風幅、表の軒長さ、裏の軒長さとした。
- (22) (3) に当てはまるのは、階隠柱と擬宝珠柱の間、階隠柱径、土居幅、土居厚、半長押成、繫梁成、桁幅、破風板の刻み目とした。
- (23) 木割③には妻二間との明記はない。ただし、国宝・重要文化財に指定されている近世以前の楼門では、妻一間と妻二間があるが、「両外皮（Ⅱ外側）」に對し、「中の間通り」とあることから、木割③では妻二間が想定されているだろう。また、木割③の「三間なら」という記述も「正面三間なら」ということであろう。

第二章 法隆寺大工・安田家

第一節 史料の性格

法隆寺村大工・安田家とは、法隆寺の門前に位置する法隆寺村に住まい、幕府御大工頭中井家に統率された大工家であった。中井家の統率下においては禁裏作事などに従事していたが、多くの大工家が京都に移り住むなかでも、安田家は法隆寺門前の西里に住まい続けている。

そうした安田家に旧蔵されていた資料群が、現在、斑鳩町教育委員会に所蔵され、斑鳩文化財センターにて管理されている。内容は6131

表1 江戸中期以前の年紀または人名の記された安田家旧蔵資料

番号	資料名	年紀	記名
文書			
40-41	(今福彦兵衛伝来目録)	慶長十二年	今福彦兵衛
40-40	(今福彦兵衛伝来目録)	慶長十二年	今福彦兵衛
40-39	万木碎	寛永六年	今福彦兵衛 太田猪兵衛
40-7	武家雛形	万治二年	安田李兵衛
40-8	武家雛形	万治二年	久左衛門 安田李兵衛
40-6	(寺社作事指南書)	万治三年	安田貞久
図面			
17-38	春日作之宮之事	慶安四年	安田李兵衛
17-58	(四脚門)	明暦三年	安田李兵衛
17-57	鐘楼	万治三年	安田李兵衛
14-12	四ツ足門	寛文一年	—
14-13	多宝塔	寛文二年	安田貞久

表注1) 番号は、安田家文書の箱番および文番。2) 資料名は、既往研究に従った名称および『安田家文書調査報告書』(斑鳩町教育委員会、2009年)に従い、資料に基づき修正している部分もある。

点にのぼる文書や図面である。大部分が村方文書だが、そのほかに大工関係文書、大工関係絵図、寺社関係文書、家関係文書もある。本研究の対象となる木割書や建地割図は、いずれも「大工(図面)」に分類されており、231点である。このうち表1の6点の文書と、5点の図面には江戸中期江戸中期以前の年代や人名が記されている。これらの図面はいずれも建地割図である。

上記資料はいずれも「鐘楼」「四足門」などと建物種別や形式のみが記されており、基本的には個別の具体的な建築物について記されるわけではない木割書と同種であり、それに対応して描かれたものだと推察される。そして、これらの11点の内、木割書と図面の筆者あるいは所持者と建物種別が同一のものは、以下の3対の組み合わせになる。

- 【図面①A】 資料名…(四脚門)
- 【図面①B】 資料名…四ツ足門
- 【木割①A】 項目名…四ツ足門／(寺社作事指南書)
- 【木割①B】 項目名…四ツ脚門之事／武家雛形
- 【図面②】 資料名…鐘楼
- 【木割②A】 項目名…鐘楼／万木碎
- 【木割②B】 項目名…鐘楼／(寺社作事指南書)
- 【木割②C】 項目名…鐘楼之事／武家雛形
- 【図面③】 資料名…多宝塔
- 【木割③】 項目名…多宝／(寺社作事指南書)

安田家は、さまざまな種類の木割書を所持しており、それらは自家の伝書だけでなく、普及本や木版本も所持していることがわかる。『今福彦兵衛伝来目録』や『万木碎』はほかに類例のないものだが、『(寺社作事指南書)』はいわゆる「孫七覚書系本」と言われる普及本であり、武家雛形は公刊本である。

なお、4図面は、いずれも線にぶれがなく、墨溜まりもない均一な線で引かれており、絵様などの曲線部分以外はフリーハンドで描かれたと思われるが、型木を使った可能性もあり、全体的に端正に描画された図面である。林家の資料と同様に『大工割方雑集』や『(柏木伊兵衛政等秘伝書)』のような木割書中に小さく描かれた挿図とは異なる性質の図面である。ただし、同様に比較的しつかりと描画された図面ではあるが、細かく見ると各線は厳密には平行していないところもあり、後掲する実測値も、1mm程度の誤差は念頭において検討する必要がある。

第二節 木割書と建地割図の比較

寸法や描画の精度は、林家の事例とおおよそ同様の傾向が見られる。ここでは、より安田家文書に所蔵されている図面類の特徴が浮き彫りになる、ヘラ引き跡を見ていく。

《ヘラ引き跡》

図面①Bの「四ツ足門」(図1)は、側面からみた建地割図であり基準線などは引かれていない。しかし、本図を詳細にみてみると、図1下のようにヘラ引き跡を確認することができる。これらから引き渡し線や

引き通し線、軒の出の基準などを知らることができ、これらはいずれも一般に木割書でも用いられる手法と同様のものである。

暮股まわりなど、意図がわからない基準線もある。設計方法を類推する史料となるものだろう。

《高さ寸法を算出するヘラ引き跡》

また、ほかの図面のヘラ引き跡を見ていくと、紙の横幅全体に引かれた跡をいくつか確認することができた。またそのなかには紙の端部に目盛りがふられているものもあった(図5)。

これらの線をたどると、各部材の下端や上端とつながっていることがわかる。これは、総高さをしるせずに、部材の集積によって高さをはじめて知ることが出来る木割書の記述と同じ傾向といえる。また尺杖に通じるものかもしれない。図面の描画においても、先に総高さを知らずために紙の端で算出をしたか、あるいは建物の描画のためのガイドとして記したのだと考えられる。

第二章のまとめ

安田家の木割書は他者から伝授されたもの、普及している内容の系本、市場に流通している木版本などさまざまな種類があるが、それに対応した建地割図を発見することができた。

また、安田家の図面では、特徴的なヘラ引き跡がいくつも見られ、引通線や引渡し線などの木割書では一般的に基準とされている線のヘラ跡や、部材を積むことで建物の高さが分かる木割書の性質がよく反映されたヘラ引き跡も見られた。

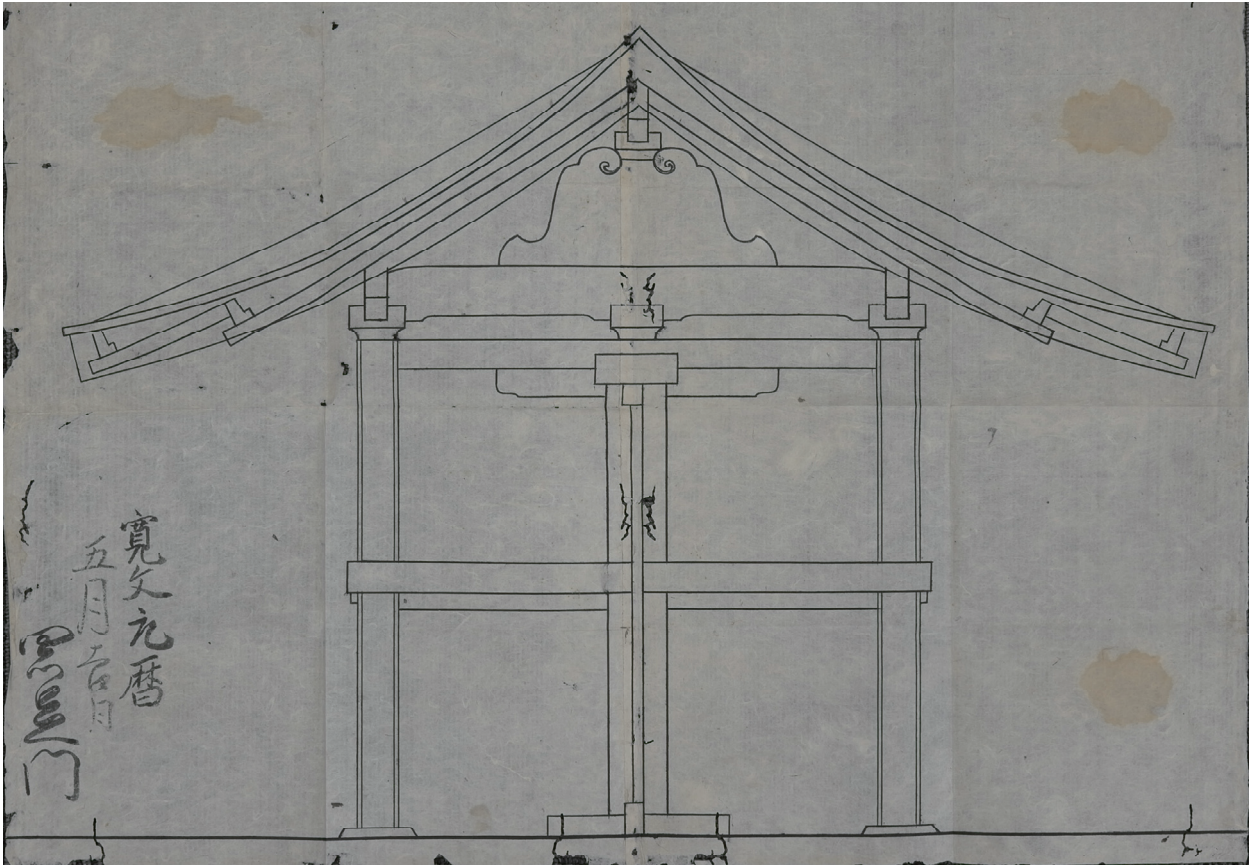


図1 図面①B「四ツ足門」

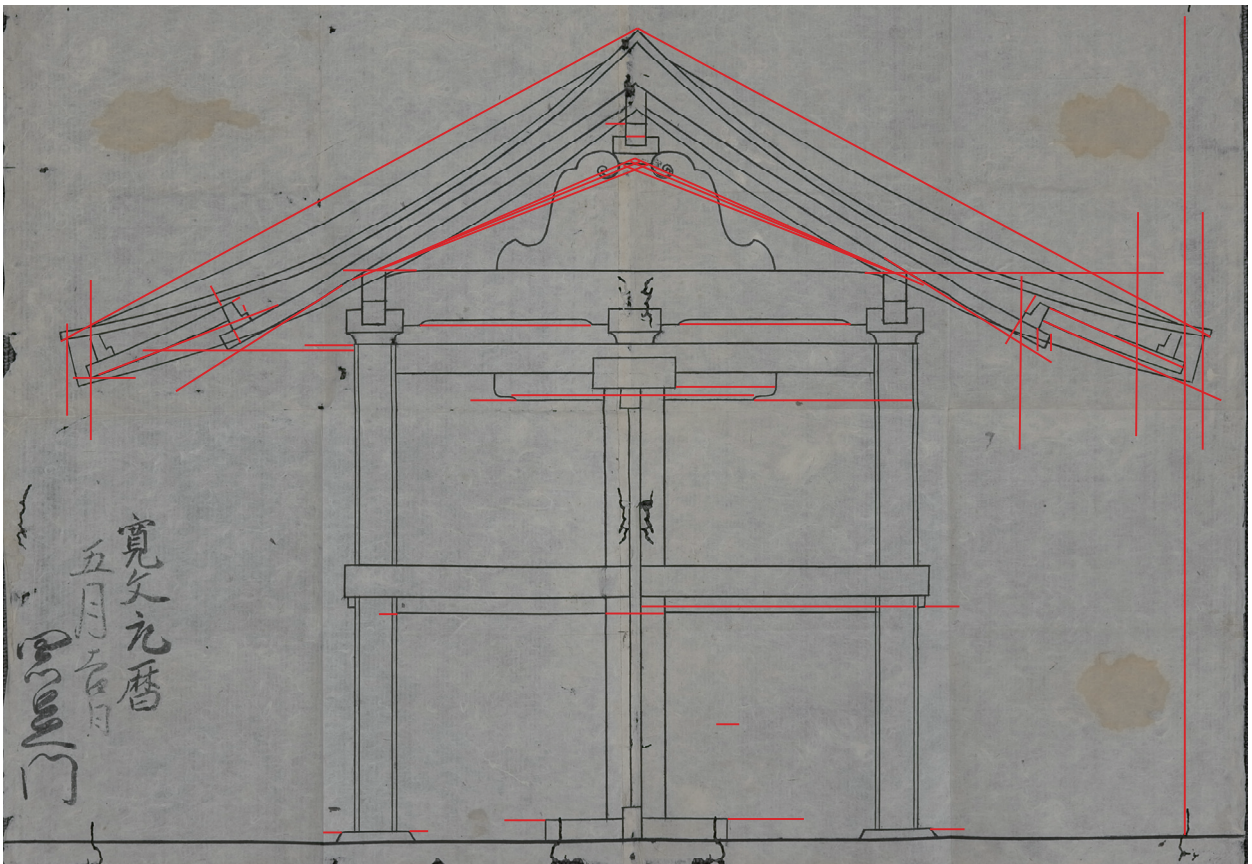


図2 図面①B「四ツ足門」のヘラ引き跡

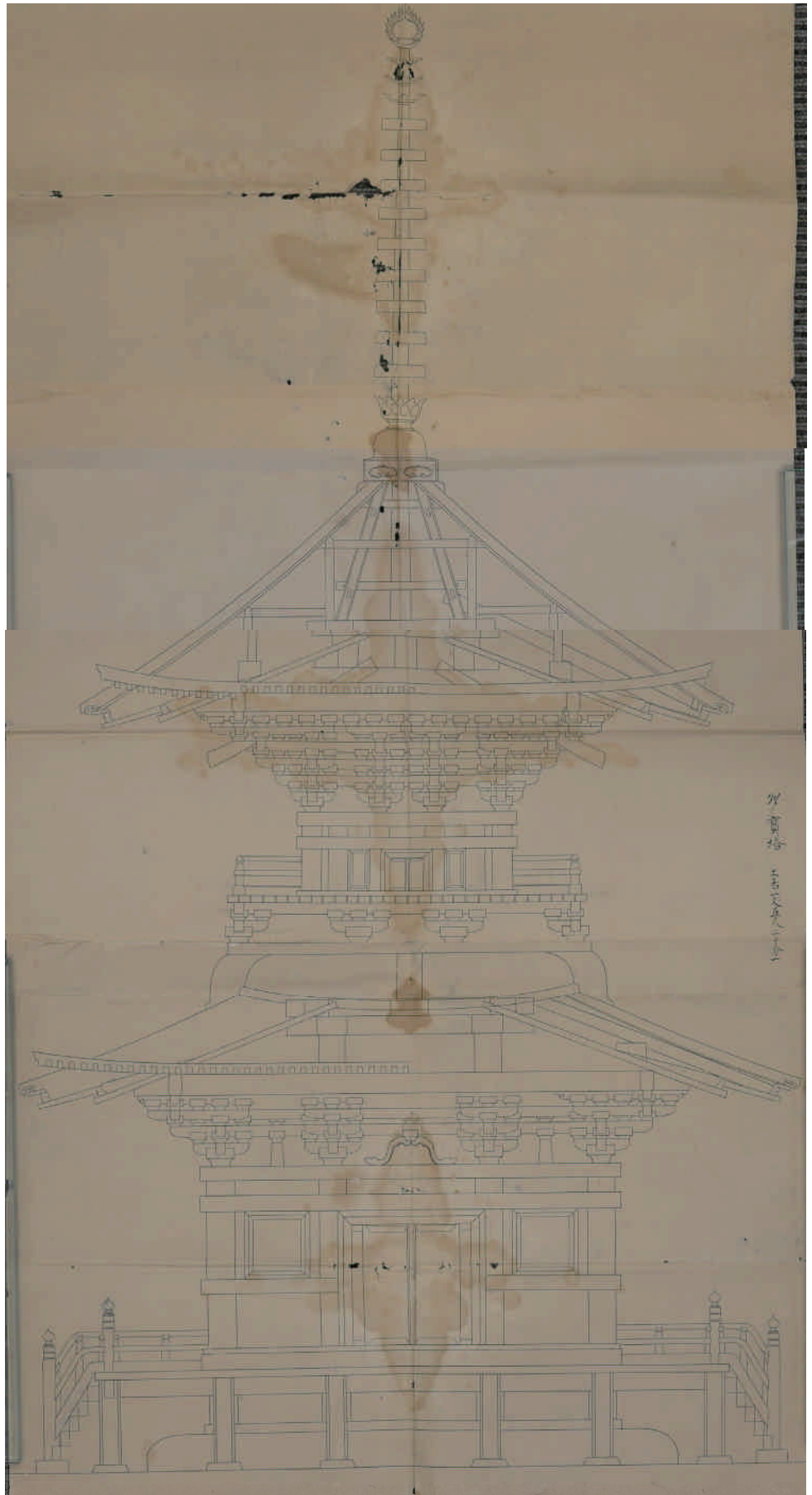


图3 图面③「多宝塔」

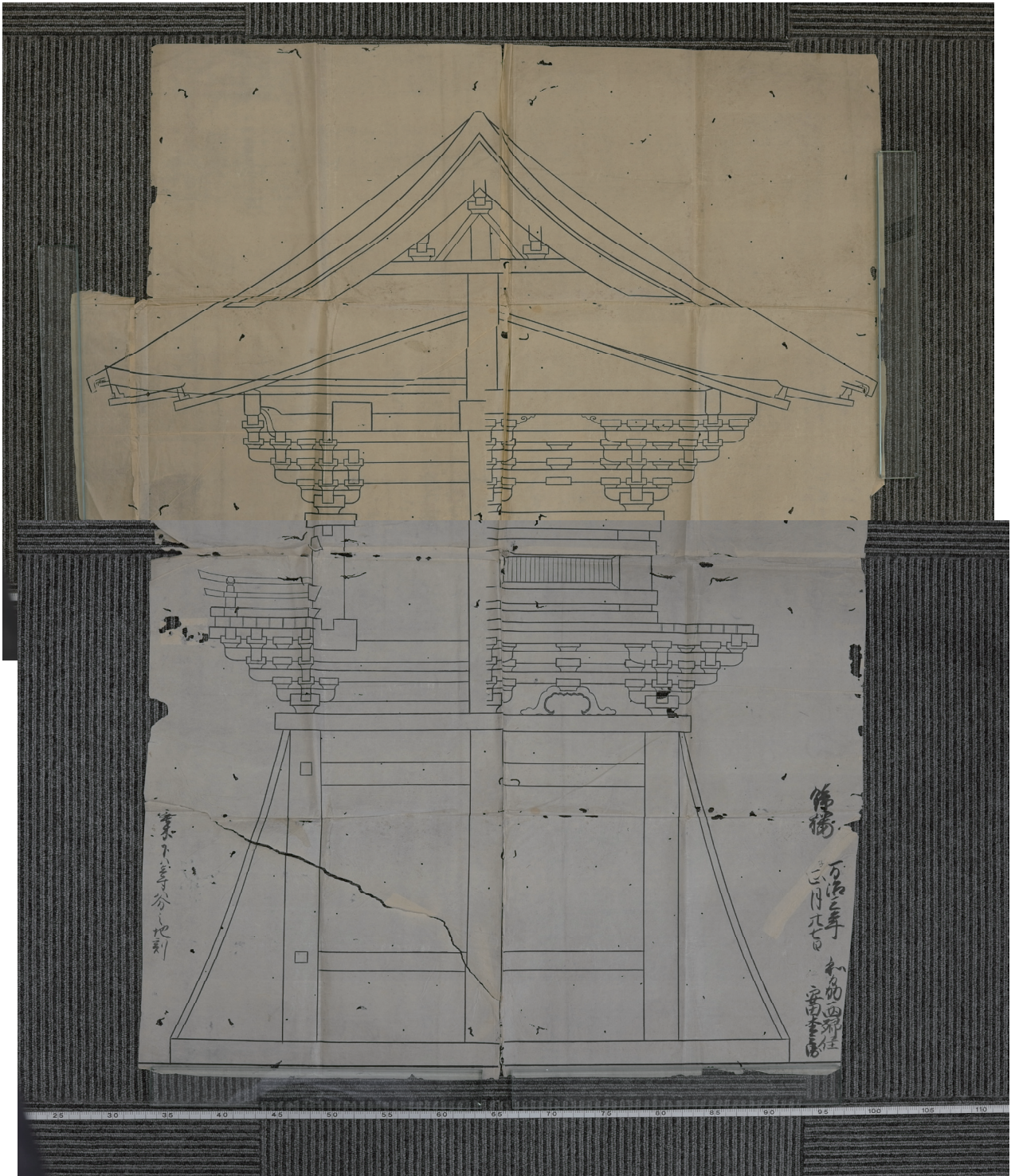


図4 図面②「鐘楼」

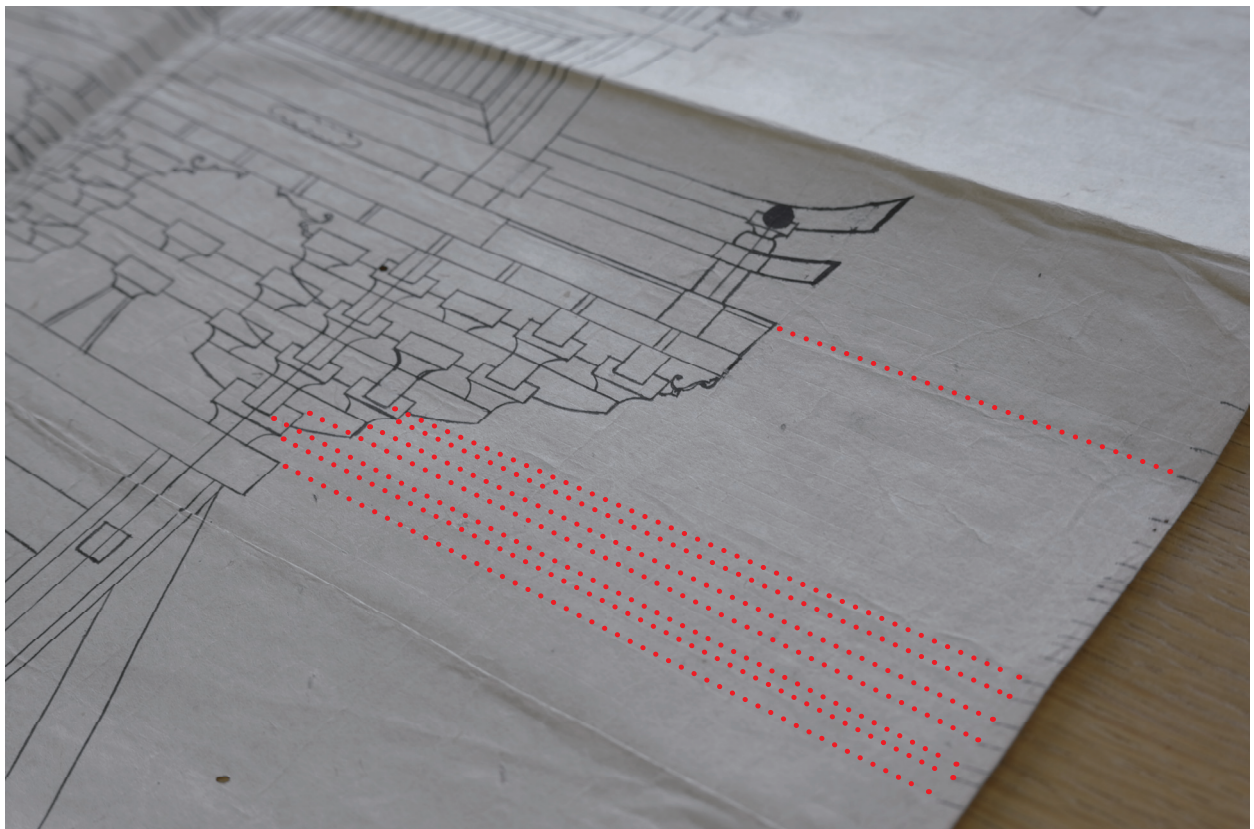
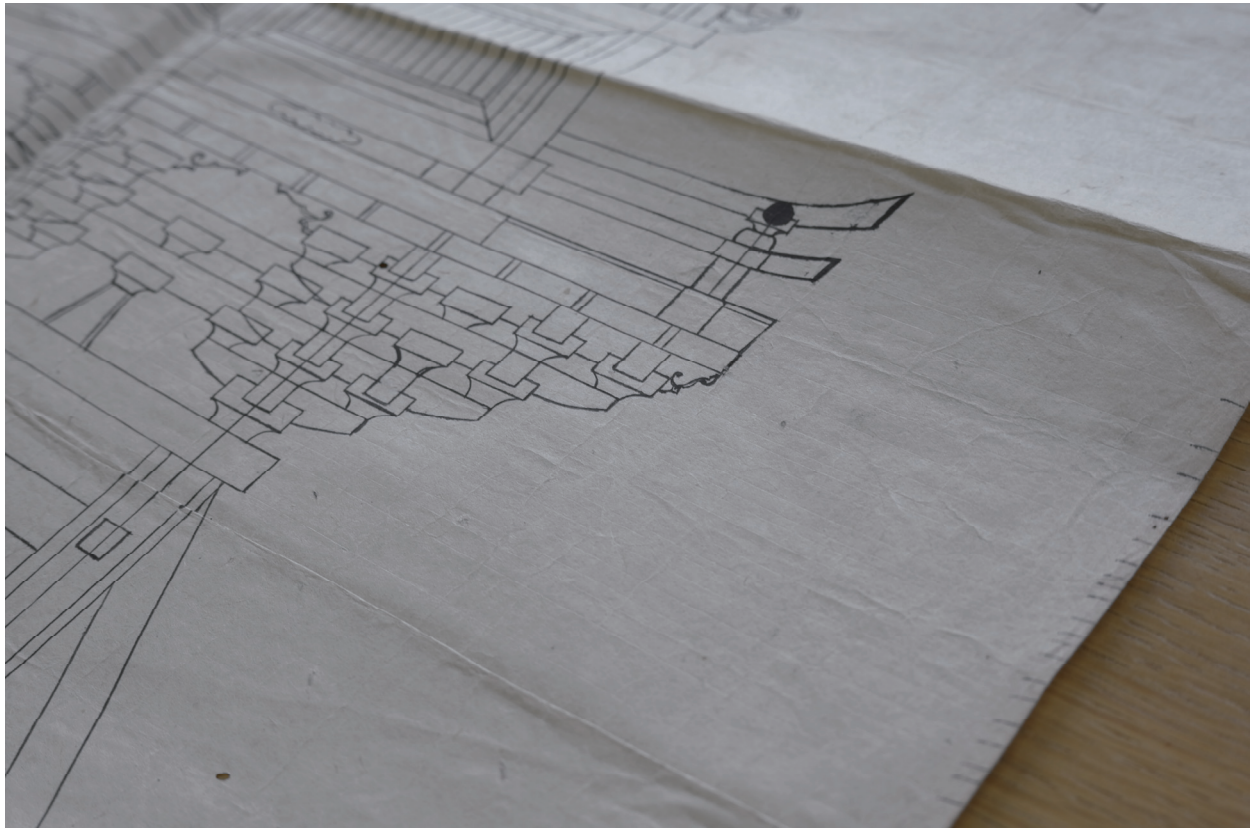


図5 「鐘楼」の図面に引かれたヘラ引き跡と目盛り

第二部

木割書にみられる描画的な設計方法

第一章 各木割書における「地割」の記述

第一部において、木割書と建地割図の比較考察を行い、両者が一定の対応関係を持つことがわかった。建地割図を描く際に木割書を用いたり、木割書と建地割図があわせて参照する資料である可能性を指摘した。その仮説をもとに、改めて初期木割書の文言を見ていくと、その可能性を示唆する文言が散見された。たとえば以下のような記述である。

「右かくのごとくにさし引シテぢわりさせ、たてさせ由候」

（『鎌倉造営名目』「此とうのくミ物くミやうノ事」）

「夫言心ニヨクヲミテ立地ハリ、度タヒ数タヒモテアツカウテクム物也」

（『古河新兵衛覚書』「多宝仏塔之事」）

「九輪の角たけにてよし、わりニ口傳有、地わりにてがてんゆく也、」

（『古河新兵衛覚書』「多宝仏塔之事」）

「(巻斗)長サハ木口地ハリヲ以行ニモ切、リンノ桁、サンノ桁、鳥足ノ桁、直ノ桁、天井桁、月形桁、ソコソコノクミヤウ木口地ハリニ任テ切ヘシ、」

（『古河新兵衛覚書』「多宝仏塔之事」）

「ぢわりにてかつてんあるべし」

（『万木碎』）

「何モ飛椽ノ萱違は地ワリノ時飛椽之小形ヲクミ合テツレ高配ニ少ハねサセテ見會ニスヘシ」

（『林家木割書 4冊の4』「軒隅部」）

「軒の出し様地割のために爰にしるす」

（『建仁寺派家伝書 匠用小割』）

「三分増にするハ見せ地割などに斗相の面くり致候へは枡のせいひきく見へ候故三步増にも致候物歟」（『建仁寺派家伝書 匠用小割』）

地割与又ハ古人之作りおかるゝ所之好悪ヲ見合分別可仕

地割ト又ハ古人之作り置るゝ所之好悪ヲ見合分別可仕シ

（『匠明』）

こうした記述は初期の木割書を中心にいくつか見られ、当時は木割書を参考にして「地割」を描いていたと考え得る記述である。それぞれ、「ぢわり」を引くこと、「立地ハリ」を描いて検討すること、「地わり」にて判断すること、「地ハリ」に従って長さを決めること、「ぢわり」にて判断すること、「地ワリ」の際に検討すること、「地割」を描くために記しておくこと、などと記されている。

地割を想定するのがこれらの箇所に限られているのかは、判断がつかないが、少なくともこの箇所においては、木割書の筆者は地割の存在を前提にして、記していることは分かる。

第二章 賀茂別雷神社正殿の破風の刻み目

神社建築の遺構の大多数を占める流造と春日造は、共に切妻屋根の身舎に後から庇が付加された形式だと考えられている^①。その理由のひとつは、伊勢神宮や出雲大社などの古い形式を根拠に、神社建築には古くは庇が存在しなかったと考えられていること。そして、それぞれの形式の源流と見なされている上下賀茂社本殿や春日大社本殿には、後から庇が付加された痕跡と見なせる軒構造が残されていることも、根拠になっている。この流造と春日造の成立過程は、身舎に庇を付加するという機能的な操作が、伝統の墨守を目指す神社建築の新たな形式を生み出したことを示している。

第一節 谷重雄氏による賀茂別雷神社の復原案

流造が切妻屋根の身舎に後から庇が付加されたことよって成立したことを裏付ける遺構の特徴としては、軒構造^②の他に、かつて谷重雄氏によつて指摘された破風板の形状がある。

谷氏は賀茂別雷神社に残されていた「乾元二年癸卯度造築寶殿寸法書」(嘉元元年、以下「寸法書」と「嘉元三年御遷宮日記」(嘉元三年、以下「遷宮日記」)を史料として嘉元期の賀茂別雷神社本殿を復原した(図1)。同復原では、庇の出や垂木数など、現状の賀茂別雷神社本殿(文久三年の造営、との相違点がいくつか指摘されたが、身舎と庇の破風板の繋ぎ部分の下端に刻み目があったとの指摘が、身舎と庇の破風板に異なる部材が用いられていた時代の痕跡として特に注目されている^④。稲垣榮三氏

も谷氏と同史料を用いて別の復原案を提示しているが、破風板の刻み目については谷氏の復原案に同意し、「流造における身舎と庇が構造的にも機能的にも全く分離しており、しかも庇はおそらくあとから付加されたことを暗示している」と指摘した^⑤。

この刻み目の存在を示す史料は、谷・稲垣両氏が用いた「寸法書」の「一もやのはふ 四まい (中略) 一ひさしのはふ 二まい」という身舎の破風板と庇の破風板を別々に計上している記述と、「遷宮日記」の「はふのこしり六まい (中略) もや二まい (中略) ひさし二まい (中略) きさみめ二まい」という飾金具を取り付ける「きさみめ」と称する部位の記述である。史料中の記述は具体的で、破風板に刻み目があったことに十分な信憑性を与えるものである。しかし、流造の成立過程を示す注目すべき痕跡であるだけに、複数の史料による検証と、可能ならば絵図による形状の裏付けが望まれるものと思う。

そのような史料が近世大工資料の中に存在した。賀茂別雷神社本殿の刻み目の存在をより確かなものとし、更に刻み目の形状の裏付けとなる史料である。次節で紹介する。

第二節 近世大工資料における賀茂別雷神社本殿

東京都立中央図書館木子文庫には林家に伝来した大工資料(木割書、規矩術書、指図など)が所蔵されている。林家は、大徳寺と賀茂別雷神社の中間に位置する林村を出自とする匠家で、江戸時代を通じて大徳寺および同寺諸塔頭の作事を担ってきた。由緒書には「賀茂別雷神皇太神宮正大工譜代之家」とあり、賀茂別雷神社の正大工であったとの伝承を残している^⑦。

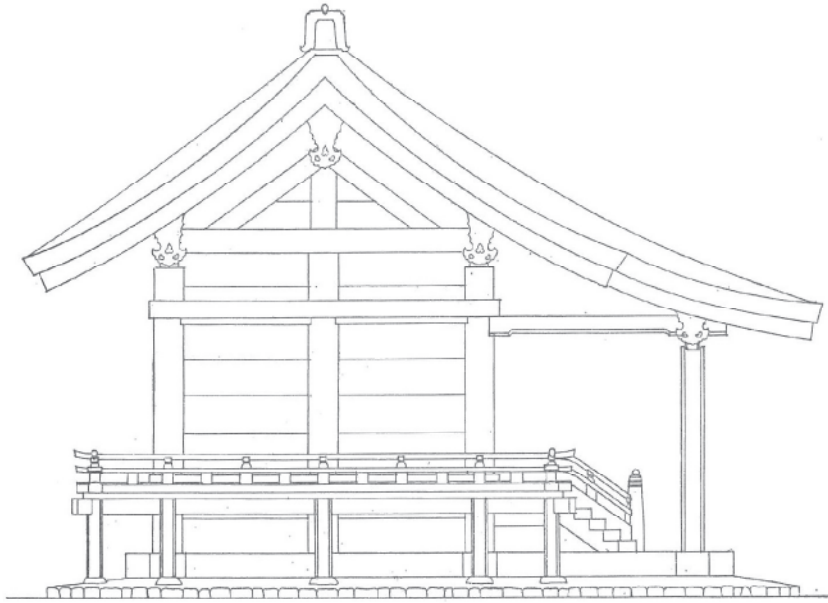


図1 谷重雄による賀茂別雷神社正殿復原案

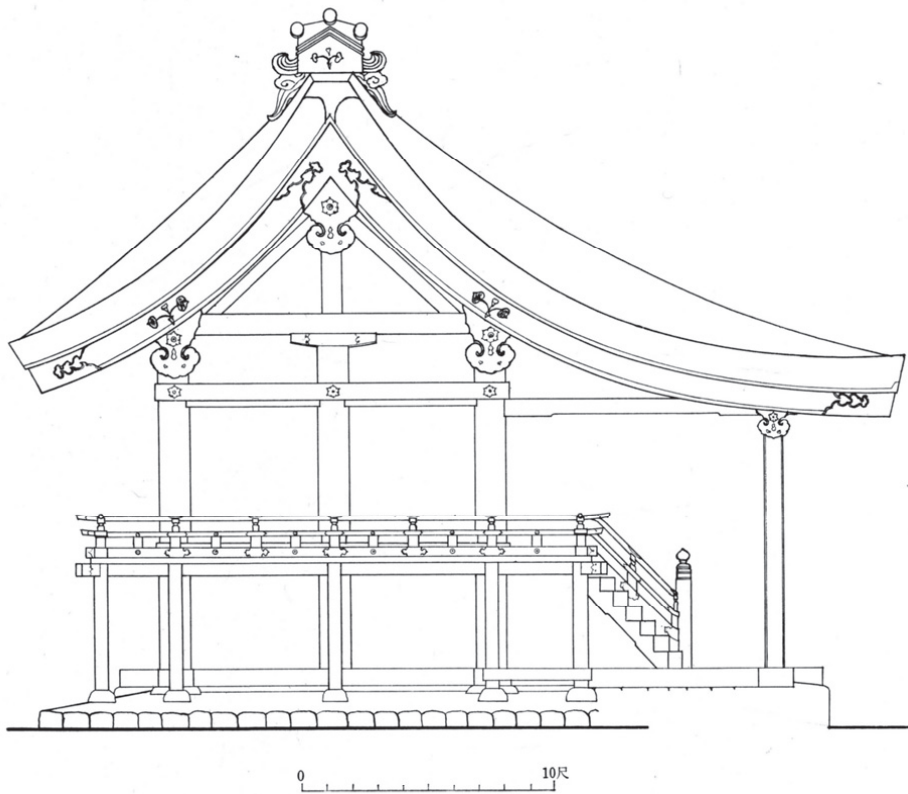


図2 現在の賀茂別雷神社正殿

この林家の木工資料の中には、賀茂別雷神社本殿について記したと考えられる木割書^⑧と建地割図^⑨が含まれている。木割書は延宝二年に林重右衛門宗名によつて記された『林家木割書「日本社之木摧」』「賀茂様之三間社」であり、指図は同じく林宗名によつて描かれた『神社本殿（流造）「賀茂本社作」建地割』である。

まず、木割書を読み解くと、破風板の寸法規定の箇所以下に以下の記述がある。

表御はいノ所ハ、はふノ筒下ハニテ、壹分半切トメテホソクスルベキモノナリ、

これは「表の向拝の所は、破風の身舎の下端にて、一分半切つて細くするべき」といった意味であろう。前述の破風板の刻み目のことが書かれている。

次に指図を見してみる。同指図は、前掲の木割書（『林家木割書「日本社之木摧」』「賀茂様之三間社」）に則して描かれたと考えられる建地割図（図3）であり、木割書と同様に破風板に刻み目のあることがはっきりと見て取ることができる。

また、斑鳩町教育委員会が所蔵している法隆寺大工・安田家の文書のなかにも、「上賀茂御本社・御拝・権之社同断」と記された建地割図があり、図4である。こちらにも同様に破風板が途中で細くなっているのを確認することができる。なお、安田家文書にはほかにも詳細な賀茂別雷神社の図面が複数含まれているが、これらの図面の由来は定かではない。しかし、安田家は京都大工頭・中井家の配下として棟梁を担つて

いた匠家であり、中井家が担当して寛永期や延宝期などの賀茂別雷神社の公儀作事に関与していたため、手元に残ったものであろう。そうすると、中井家や安田家が賀茂別雷神社の作事を担いはじめた近世まで、刻み目は存在していたことになる。

谷・稲垣の復原案にこれらの史料を加えることによつて、破風板の刻み目はより明確な存在として明らかになったと言える。しかし、木割書と建地割図は嘉元期の状態とは異なるところがある。それは嘉元期には身舎の破風板と庇の破風板は別材であり、その二材の寸法差によつて刻み目を生み出すものであったが、延宝期の木割書や建地割図では、おそらく破風板は一材であり、途中で細くすることで刻み目を生み出すものである。これは造営の便を考えると納得のいく省略形である。文久期に造営された現状では消失している破風板の刻み目が、段階を経て変化していたことは興味深い。

第二章のまとめ

以上、木割書と建地割図の両史料を見ることで、刻み目の存在と形状がより明らかとなった。身舎に庇が後から付加されたことの痕跡と見られる破風の刻み目は文久の造替（現社殿）では消えてしまっているが、延宝年間までは残存した考え方であったようだ。

注

（1）たとえば、稲垣榮三『原色日本の美術 第16巻 神社と靈廟』、小学館、1968。

（2）注1同書や、大森健二『社寺建築の技術 中世を主とした歴史・技法・意匠』、

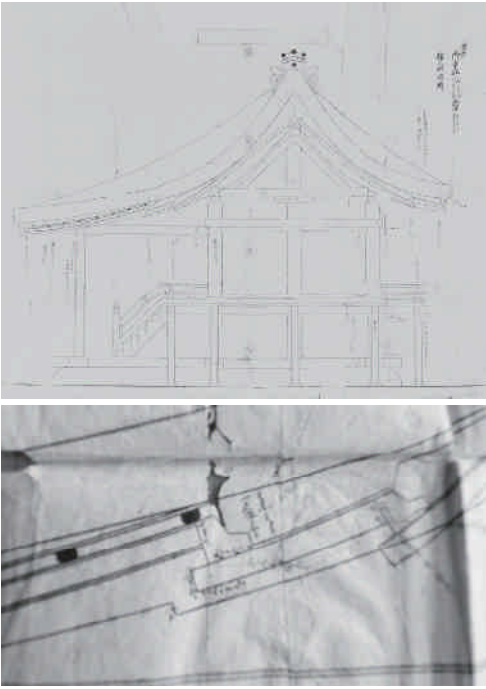


図4 建地割図「上賀茂御本社・御拝・権之社同断」
(上：全体／下：刻み目部分)

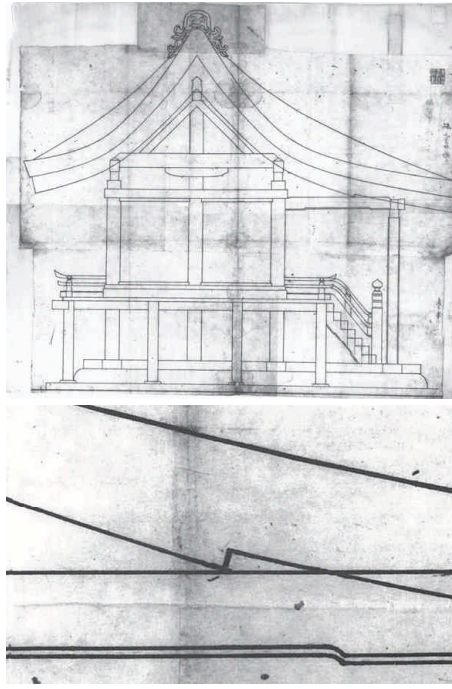


図3 建地割図「賀茂本社造社殿建地割」
(上：全体／下：刻み目部分)

理工学社、1998)など。流造、春日造は共に身舎が繁垂木であるのに対して、庇は疎垂木になっている。更に春日造では納まりが複雑になるのを避けるため、柱から外の垂木を省略している。また、流造は庇の打越垂木が身舎の茅負の上にかけてられている。これらの特徴が、後から庇を付加したために生じたと考えられている。

- (3) 谷重雄「上賀茂神社嘉元造替の本殿」(建築史研究会編『建築史』vol.24、吉川弘文館、1940)。
- (4) 谷直樹「造替・遷宮」(京都府教育委員会編『賀茂別雷神社文書目録』、京都府教育委員会、2003) など。
- (5) 稲垣栄三「賀茂別雷神社社殿・賀茂御祖神社社殿」(太田博太郎編集責任『日本建築史基礎資料集成Ⅱ・社殿Ⅱ』、中央公論美術出版、1972)。
- (6) 現在の京都市北区大宮北林町、中林町、南林町。
- (7) 林家の由緒については川上貢・永井規男「大徳寺の建築工について」(『日本建築学会論文報告集』vol.89、日本建築学会、1963)や、拙稿「林家木割書について」(1)：林家の由緒」(2006年度日本建築学会関東支部研究報告)。
- (8) 木子文庫の請求記号、木 020-08。木割書の詳細は、拙稿「林家木割書について」(2)：嘉元期の賀茂別雷神社本殿と木割『賀茂様之三間社』の比較」(2006年度日本建築学会関東支部研究報告)、および費迎慶・永井康雄・飯淵康一「木子文庫・林家傳家圖書」における神社の設計方法に関する研究 その2 三、五間社の設計方法について」(2007年度日本建築学会東北支部研究報告)。
- (9) 木子文庫の請求記号、木 022-1-01。

第三章 重層建築における柱間遞減の規定方法

洲本御大工・齋藤家に伝わった文書『木碎之注文』¹は、永井規男・新見貫次両氏によって学界に紹介され、建物の部分や全体の比例や大きさを決める、いわゆる「木割」の内容を含み、さらに永禄五年（1562）または天正二年（1574）に筆録されたものだと考えられることから、最古に属する木割書のひとつとして知られている。十六世紀後半に筆録されたと考えられる木割書の原本は、ほかに数点しかなく、貴重な史料であることに疑いはないだろう。

さらに本章では、『木碎之注文』には筆録年代よりも古い年紀がいくつか見られ、内容としては更に遡り得る木割書である点にも着目する。内容として木割書の最古例としてよく知られているのが『愚子見記』所収の「三代巻」³であり、長享三年（1489）の年紀がある。この年紀は、他の初期木割書の成立時期よりも一世紀近く遡る上に、内容が特殊であるため、「三代巻」は他の木割書とは一線を画した史料として重要視されてきたが、この「三代巻」よりもさらに遡る年紀が『木碎之注文』にはある。「棟門ノ注文」には享徳四年（1454）、「御内陳之御造作之事」には永享二年（1430）などとあるが、その中でも最古の年紀が応永元年（1394）であり、その年紀は、「三重之御塔ノ注文之次第」「二重之分」「三重之分」に続く、「重々ノ間之事」という項目の末尾にある。「三重之御塔ノ注文之次第」「二重之分」「三重之分」は、ほとんどが三

重塔の各部の実寸の記録であり、いわゆる木割書の中に記されているとはいえ、この部分は木割のような設計方法の記述とは必ずしも言えないが、最後の「重々ノ間之事」には、本文で詳述する通り、三重塔の遞減に関する記述がある。設計方法を推し量る十四世紀の大工文書はほかに類例がほばないため、「重々ノ間之事」に記された年代的に貴重な記述の内容と歴史的な意味を見出すことに、重要な意義があると考えている。

以上の背景のもと、本章は、年代上、最古に属する木割書のひとつである『木碎之注文』の中でも、さらに最古の年紀のある「重々ノ間之事」に記されている、三重塔の遞減に関する内容を明らかにすると共に、その内容を他の木割書と比較することで、その記述内容の歴史的な意味を考察し、改めて史料価値を提示することを目的とする。

また、他書との比較による副次的な成果として、木割書一般における重層建築の柱間遞減の規定方法を俯瞰することも目的とする。

第一節 『木碎之注文』「重々ノ間之事」

本章の研究対象である「重々ノ間之事」とは、既に最古の木割書のひとつとして知られている『木碎之注文』の内の一項目である。『木碎之注文』は、同史料を学界に紹介した新見貫次・永井規男両氏によって、その成立年代が永禄五年（1562）または天正二年（1574）と推定されている。しかしながら、本書の各項目には、長禄二年（1458）、享徳二年（1452）、永享二年（1430）などの複数の年紀があり、全体が筆録された時期が十六世紀後半であっても、各項目の内容は更に遡ることができるものだと考えられる。『木碎之注文』はさまざまな内容を含む大工技術書で、全項目中、10項目ほどが建物の部材寸法の比例

的な体系を書き出した、いわゆる木割書であるが、そのほかは建物や細工物の寸法書、そして作事や祝儀の記録などである。

その中で「重々ノ間之事」は、「三重之御塔ノ注文之次第」、「二重之分」、「三重之分」に続く項目である。項目は4つに別れているが、初重、二重、三重、各重と関連付けられる点から、いずれも「三重之御塔ノ注文之次第」に包括された内容であると考えられる。前半の「三重之御塔ノ注文之次第」、「二重之分」、「三重之分」には、三重塔における初重、二重、三重のそれぞれの部材寸法が記されている。ここまでは、ほぼ寸法の記述であり、各部寸法相互の関係の分析なしには設計方法に関する記述とは言い難い側面もあるが、続く「重々ノ間之事」には各重に関わる部分、即ち三重塔の柱間遞減などについて記され、そこから設計方法に関する思想の一端を知り得る。そして、この項目の末尾には「応永元年(1394)正月十一日、東福寺与之也、吉内左衛門大夫」と記されており、この応永元年という年紀は、『木碎之注文』に記された年紀の中でも最も古く、また内容が最古の木割書であると目されてきた『三代卷』よりも古い。工匠が設計の方法について記した大工技術書の祖型を知る上で重要な史料であると言えよう。

第二節 読解と比較の方法

本章では、まずは研究対象である「重々ノ間之事」に記されている内容を明らかにする。読解の方法は、文意から内容を解すると共に、数値上の妥当性を検証した上で、内容を判断するものとする。また、そこに記されている内容を他書と比べることで、設計方法としての特殊性や時代性などを判断する。比較する史料は、『木碎之注文』と同様に、木割

書の黎明期を示す可能性があると考えられている他の初期木割書と、江戸幕府の作事方や小普請方といった要職の大工家の主要な木割書、そして代表的な公刊本とする。

第三節 「重々ノ間之事」の内容

まずは研究の対象史料である「重々ノ間之事」の読解を行う。以下、全文である。

重々ノ間之事

- 一、下ノ中之間五尺一寸五分、同わきノ間四尺一寸五分、わきノ間八大和ノ下ハヨリ石ノ面ハ二分半広候、両方ニ五分也、
- 一、二重ノ中ノ間ハ下ノわきノ間也、同二重ノ中ノ間ハわきノ間はしらかた中すミせはく候、①
- 一、二重ノ中ノ柱うつりりと三重ノ間中すミト同、三間之広き同、②
- 一、二重ノはしらノ立所ハ下ノうちノてさき中すミ也、③
- 一、三重ノ柱ノ立所ほかの勢ト二重ノうちノてさきノ中すミと同、④
- 一、のきノ広さ、おもたる木ノ広さ五尺五寸、ひえんノ広さ二尺二寸、以上七尺七寸、のきハ上下共ニ七尺七寸也、
- 一、大床ノ広さハくわんきやう中すミ也、高さハこし長押ノ上ハ同、
- 一、こしノ柱ノ高さ二重ハ五尺一寸、三重ハ四尺九寸、
- 一、大料十二、一、おん斗八、一、小斗百六十六、
- 一、桁三十二数、一、うしひち木十六丁、
- 一、大椽木廿四丁、一、かけひち木卅二丁、
- 一、初重たる木百九十二丁、ひえんたる木二百廿四丁、

- 一、二重メノ椽木百七十六丁、ひえんノたる木貳百八丁、
- 一、三重メノ椽木百四十八丁、ひえん百六十五丁、

応永元年正月十一日 東福寺与之也

吉内左衛門大夫

本項目では、最初に初重の中の間、脇の間の寸法、次いで各重柱間の関係、各重の柱の立ち所、各重の軒の出、縁（大床）の広さと高さ、二重目三重目の柱長さ、最後に大斗や桁、垂木などの各部材の個数が記されている。「三重之御塔ノ注文之次第」（表1）、「二重之分」（表2）、「三重之分」（表3）では各部材の寸法が記されているのに対し、本項目では、各重で関係している内容、共通している内容、そして各重での総数が記されているのが分かる。初重の柱間寸法は、中の間が五尺一寸五分、脇の間が四尺一寸五分と、「重々ノ間之事」と「三重之御塔ノ注文之次第」とで一致しており、一連の項目であることが改めて指摘できる。

前述の通り、本章では、当時の設計方法を推察し得る記述に着目する。おそらく柱に転びがあるため台輪下と礎石上とで柱間寸法を変えている点、軒の長さが初重から三重まで同一である点、縁の広さを丸桁中墨で定めている点がそうした記述であり注目されるが、層塔の設計方法を考える上で、特に重要な柱間通減の規定につながる内容が、各重柱間の関係と、各重の柱の立ち所の箇所、柱間についてが下線①②、柱の立ち所が下線③④である。

各下線を意識すると、まず下線①は「二重目の中の間は、初重の脇の間と同じ。その二重目の中の間より、二重目の脇の間は柱半分狭い」と

表1 「三重之御塔ノ注文之次第」の内容一覧

三重之御塔ノ注文之次第	
以上三間一丈三尺四寸五分、石ノ面ハ一丈三尺五寸也、	
一、中之間五尺一寸五分、わき之間四尺一寸五分、	
一、柱ノ勢、角ハ一尺一寸、平間ハ一尺五分、	
一、四本柱ハ一尺一寸、	
一、椽木うち之事、中之間十数、わきノ間二八数、	
一、板敷ノ面ヨリ石ノ面迺三尺五寸、	
一、柱ノ長さ、下長押ノ上ハヨリ大和ノ下ハまで七尺一寸、こし長押ノ高さ板敷ノ面ヨリこしなけしノ上ハ迺三尺二寸五分、	
一、下櫓ノ高さ五寸六分、厚サ二寸五分、	
一、大和ノあつき五寸五分、柱ヨリ面ノあまり二寸、大和となけしノあい六寸五分、	
一、上長押ノ高さ五寸五分、	
一、大料ノ勢一尺二寸、ヲリイ三寸六分、	
一、肘木ノ高さ四寸、厚サ三寸二分、	
一、小料ノ長さ五寸八分、厚サ五寸五分、高さ四寸五分、ヲリイ三寸、	
一、下長押ノ高さ五寸八分、脇長押ノ高さ五寸六分、	
一、桁ノ高さ四寸、厚サ三寸二分、	
一、うしひち木ノ厚サ四寸四方、高さハ小斗ノヲリイヲ高く可作、	
一、おん斗ノ勢七寸、高さ四寸五分、	
一、大椽木ノ厚サ三寸八分、角ハ四寸二分、	
一、くわんきやうノ高さ七寸、厚サ三寸六分、おうくゝみさねひち木也、	
一、角木ノ高さ四寸二分四方、上ハいか程も高くあるへし、	
一、椽木ノ厚サ二寸五分、高さ三寸、はなハ三寸二分、	
一、ひえんノたる木厚サ二寸五分、高さこしハ三寸二分、はなハ二寸八分也、	
一、木ヲイノ高さ五寸、厚サ三寸二分、下そり五寸、	
一、かやヲイノ高さ六寸、厚サ三寸八分、下一尺二寸、	
一、くりんノ長さますかた（ろはん）ノ下ハヨリほうしゆノ上迺二丈二尺、	

表2 「二重之分」の内容一覧

二重之分	
一、	中之間四尺一寸、同椽木八数、わきノ間三尺六寸、同椽木七数、
一、	柱ノ勢一尺、内ハかく、外ハ丸し、
一、	こしノあい之事、しよちうノ大和ノ上ハヨリ上ノ土居の上ハまで五尺八寸五分、
一、	脇之柱ノ高さ土居ノ面ヨリ大わの下ハ迺五尺一寸、こし櫃□（「ノ」か）高さ五寸二分、厚サ二寸四分、
一、	大料ノ勢一尺一寸五分、ヨリイ三寸二分、
一、	大和ノ厚サ五寸五分、柱ヨリ面ノあまり二寸、
一、	こし長押ノ高さ大和ノ大わの下ハヨリこし長押ノ上ハ迺一尺四寸五分、
一、	小斗ノ長サ何も同、ヨリイ二寸七分、
一、	くわんきやう之高さ六寸八分、厚サ三寸五分、さねひち木也、

なるだろう。「三重之御塔ノ注文之次第」、「二重之分」を見ると、二重目の間は四尺一寸、初重の脇の間は四尺一寸五分、二重目の脇の間は三尺六寸、柱半分は五寸であり、前半は五分の誤差があり、後半は記述通りの寸法になっている。下線②の意訳は「二重目の中の間の柱内法寸法は、三重目の柱心々寸法と同じ。三重目の三間の広さは同じ」だろう。「二重之分」、「三重之分」を見ると、二重目の中の間の柱内法寸法は三尺一寸、三重目は中の間、脇の間共に三尺一寸五分であり、前半は五分の誤差、後半は記述通りになっている。この五分の誤差にはどのような意味があるのか、という課題が残るものの、柱間については、おおよそ寸法と通減の記述内容が符合しているといえるだろう。

下線③の意訳は「二重目の柱の立ち所は、初重の組物の内側の手先心

表3 「三重之分」の内容一覧

三重之分	
一、	柱ノ勢九寸五分、内ハかく也（「丸し」に「かく也」を上書き）、外ハ丸し、
一、	二重ノ大わの上ハヨリ三ちうノ土居ノ上迺五尺六寸五分、
一、	中之間三尺一寸五分、わき之間三尺一寸五分、
一、	椽木うち之事、中之間六数、わき之間六数、
一、	大料ノ勢一尺一寸、ヨリイ三寸、
一、	小斗ノヨリイ二寸五分、
一、	柱□（「ノ」か）長さ土居ノ上ハヨリ大和ノ下ハ迺四尺九寸、
一、	こし櫃ノ高さ土居ノ上ハヨリ同貫ノ上迺二尺一寸、
一、	こし長押ノ高さ大和ノ下ハヨリなけしノ下ハ迺一尺四寸、
一、	大椽木こしノ高さ四寸八分、はなハ六寸、長さハくわんきやうノてさきノ斗はたヲ長サ切へし、
一、	うしひち木厚サひち木ノ高さ二同、
一、	ますかたの勢三尺二寸、高さ一尺一寸、
一、	肘木ノたけあつさ小斗ノ廣さたかさ同長さハいつれもくしよちう同（「ノ」に「同」を上書き）、ヨリイハかわるへし、

にする」だろう。どの項目にも手先長さ（肘木長さ）の寸法が記されていないから、枝数で考察すると、「三重之御塔ノ注文之次第」、「二重之分」を見ると、初重の総間枝数は25枝であり、二重目の総間枝数は22枝であるから、その差は4枝となり、片側だけで二重目の柱は初重の柱より、2枝ほど内側に立つことになる。手先長さは、仮に六枝掛を想定すると2枝であるから、条件付きではあるが、「重々ノ間之事」と前項目の記述が対応していることが分かる。同様に、下線④の意訳は「三重の柱の立ち所は、三重の隅柱の心を二重の組物の内側の手先心に合わせる」だ

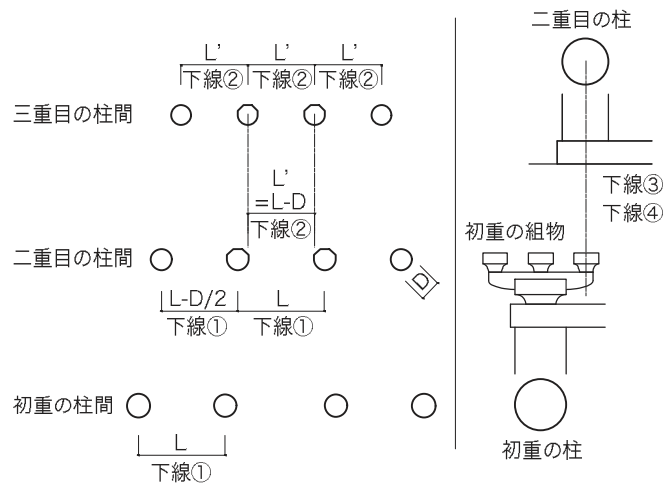


図1 「重々ノ間之事」における柱間逓減の規定方法の模式図

と考えられる。「二重之分」、「三重之分」を見ると、三重目の総間枝数は18枝であるから、二重目との差は4枝となり、片側だけで三重目の柱は二重目の柱より2枝ほど内側に立つことになり、下線③と同様の対応関係であることが分かる。上記を踏まえ、下線①〜④の内容を図化したのが図1である。

層塔における柱間寸法の逓減については、これまで多数の研究がなされてきた^①。それらの先行研究では、各重で同じ寸法を落とす等差の逓減方法と、枝割制を前提とした枝落ちの逓減方法などが知られているが、上記「重々ノ間之事」に見られる、上下重の柱間の内法心々の関係や、

上重の柱と下重の組物の位置関係による逓減の規定方法はあまり知られていない。その点で、「重々ノ間之事」には建築技術史の中での新たな知見を示す史料として期待され、次節以降で詳しく検証していく。

第四節 他の木割書における層塔の逓減の規定方法

まずは「重々ノ間之事」の記載内容の特殊性を検証するために、他の木割書に記された層塔の柱間逓減の規定方法と比較する。既に先行研究^②でもまとめられているが、「重々ノ間之事」を相対化するために、改めて他の木割書の記述内容をまとめたのが表4である。

この表を見ると、初期木割書をはじめ、『匠明』、『建仁寺派家伝書』、『江戸時代の公刊本（『堂形塔形』）に至るまで、管見の限り他の木割書では悉く垂木の枝数によって柱間の逓減が決まることが分かる。例にもれず、『木碎之注文』、『三重之御塔ノ注文之次第』、『二重之分』、『三重之分』においても、各柱間の垂木枝数が記されている。他の木割書では、各重ごとに総間で3枝落ち、6枝落ちするものと、『匠明』に代表される初重二重間と二重三重間とで逓減が異なるもの（中腹）といった、大きくは三種類が確認できる。ただし、『木碎之注文』では4枝落ちという、他書では見られない数値となっている。遺構では、明通寺三重塔や常楽寺三重塔などの十四〜十五世紀に建立した三重塔で4枝落ちの枝数の逓減が実際にみられ、近世ではむしろほぼみられない逓減であるため、この垂木枝数も、「三重之御塔ノ注文之次第」の内容が、十四世紀末の記述として妥当であることを示しているとも考えられる。

なお、特殊な例としては、『匠明塔記集』『五重之塔』の項に、枝数による柱間規定のほかに「重々立籠事」という、「重々ノ間之事」に似

表4 木割書における三重塔の柱間枝数と通減に関する規定

木割書/項目名	年代	初重の柱間		総間通減	二重目の柱間		総間通減	三重目の柱間		通減に関する記述
		中の間	脇の間	初重 二重間	中の間	脇の間	二重 三重間	中の間	脇の間	
(阿部家伝書) / (三重塔)	不詳	10	8	—	9	(脱字)	—	8	6	(垂木枝数以外の記述なし)
(鎌倉造営名目) / 三チウノトウメウモク	天正三年	12	10	3	11	9	3	10	8	(垂木枝数以外の記述なし)
(林家木割書 4冊の1) / 三重塔	天正五年 または寛永	10	8	3	9	7	3	8	6	(垂木枝数以外の記述なし)
次木くたぎ之事 / 三重ノとうの事	慶長九年	12	10	6	10	8	6	8	6	(垂木枝数以外の記述なし)
(今福彦兵衛伝来目録) / 三ちうのたうの もくろくの事	慶長十二年	12	10	3	11	9	3	10	8	(垂木枝数以外の記述なし)
(孫七覚書) / 三重ノタウノ事	慶長十二年	10	8	3	—	—	3	—	—	タル木一チウニ三シユツ、 ヲリル也
匠明 塔記集 / 三重塔之事	慶長十五年	12	10	4	10	9	6	8	7	(五重塔の項目には、「重々 立籠事」の記述)
ちうたうのもくろく / 三ちうのとうの事	慶長十九年	11	10	3	10	9	3	9	8	(垂木枝数以外の記述なし)
大工割方雑集 / 三重塔	天和元年頃	12	10	6	10	8	6	8	6	(垂木枝数以外の記述なし)
(柏木伊兵衛政等秘伝書) / 三重塔	元禄二年	12	10	3	11	9	3	10	8	(五重塔の項目には、「上へ 宍枝おとり二する」の記述)
建仁寺派家伝書 層塔 / 三重塔	延宝五年～	12	10	4	10	9	6	8	7	(垂木枝数以外の記述なし)
	宝永頃	10	8	3	—	—	3	—	—	次第二巻重にて三枝落シに もする
堂形塔形 / 三重塔	正徳四年	12	10	4	10	9	6	8	7	(五重塔の項目には、「中ふ くら」と「三数落」の記述)
木碎之注文 / 三重之御塔ノ注文之次第、 二重之分、三重之分、重々ノ間之事	応永元年	10	8	4	8	7	4	6	6	(上下重の柱間の内法心々 の関係や、柱と組物の位置 関係の記述)

表凡例 1) 各資料の所蔵先および翻刻出典は以下。『(阿部家伝書)』: 所在不明、『明治前日本建築技術史』(日本学士院日本科学史刊行会編、日本学術会、1961) / 『(鎌倉造営名目)』: 鎌倉国宝館寄託、『鎌倉市文化財総合目録——建造物篇——』(鎌倉市文化財総合目録編さん委員会編著、鎌倉市教育委員会、1987) / 『(林家木割書 4冊の1)』: 東京都立中央図書館蔵 / 『次木くたぎ之事』、『ちうたうのもくろく』: 鶴岡市郷土資料館蔵 / 『(今福彦兵衛伝来目録)』: 斑鳩町教育委員会蔵 / 『(孫七覚書)』: 名古屋工業大学蔵 / 『匠明』: 東京大学蔵、『匠明』(太田博太郎監修、伊藤要太郎校訂、鹿島出版会、1971) / 『大工割方雑集』①、『建仁寺派家伝書』②: ①東北大学狩野文庫蔵、②東京都立中央図書館蔵、『日本建築古典叢書 第三巻 近世建築書——堂宮雛形 2 建仁寺流』(河田克博編著、大龍堂書店、1988) / 『(柏木伊兵衛政等秘伝書)』: 竹中大工道具館蔵 / 『堂形塔形』: 国立国会図書館蔵。2) 表4では紙幅の関係で五重塔を扱わなかったが、特記のものを除き、三重塔で(垂木枝数以外の記述なし)としたものは、五重塔の項目でも同様だった。

た表現の項目がある。ここでは「三墨チカイニ五中墨ト異言云り、但是ハ悪ク候、万重塔ハ中腹ニ可用事肝要ニ候」と、通減による塔の格好の良し悪しが記されている。『匠明 塔記集』「五重之塔」の各重柱間の規定方法は垂木枝数によるものであるが、各部を規定した後、まとめとして塔の通減を取り扱っている点では、「重々ノ間之事」と共通している。その規定内容は難解だが、白井裕泰氏の研究によると、「三墨チカイニ五中墨」や「中腹」は、あくまで垂木枝数による柱間通減の結果として現れる軒先の通減の状態であり、『匠明』において、柱間通減の規定方法として、垂木枝数の操作以外の方法を示しているわけではない。

以上、「三重之御塔ノ注文之次第」の垂木枝数が時代性を反映した数値である可能性と、「重々ノ間之事」における、上下重の柱間の内法心々の関係や、柱と組物の位置関係による柱間通減の規定方法が、層塔においては他書では確認できない特殊なものであることが分かった。

第五節 他の木割書における重層建築の通減の規定方法

前章によると、「重々ノ間之事」にみられる通減の表現は、層塔では他書には見られないものであるため、この方法がどの程度一般的なものであったか、判断がつかない。しかし、日本建築には、層塔以外にも初重より二重目が通減する重層建築があるので、次に層塔以外の重層建築における柱間通減の規定方法をみていく。木割書に度々記されている一般的な重層建築には、楼門、二重門、鐘楼がある。それらの通減の規定方法をまとめたのが表5であり、その方法は大きくは以下の4つに分けることができる。

〈1〉下重柱規定（上下重の柱の位置関係による規定）

— 図2

※中の間の場合、上下重の柱間の内法心々外法の関係による規定
 A 上重の柱外面と下重の柱心を合わせる

※中の間の場合、上重の柱外法寸法と下重の柱心々寸法が同じ
 B 上重の柱心と下重の柱内面を合わせる

※中の間の場合、上重の柱心々寸法と下重の柱内法寸法が同じ
 C 上重の柱外面と下重の柱内面を合わせる

※中の間の場合、上重の柱外法寸法と下重の柱内法寸法が同じ

〈2〉下重組物規定（上重の柱と下重の組物との位置関係による規定）

— 図3

A 上重の柱心と下重の三斗の巻斗の間を合わせる

B 上重の柱心と下重の手先の心を合わせる

C 上重の柱心と下重の長肘木の手先の心を合わせる

D 上重の柱外面と下重の手先の心を合わせる

〈3〉柱径規定（上下重の柱間が、柱1/2、1本分の寸法差）

〈4〉枝数規定（上下重の柱間が、枝数1、2、4枝分の寸法差）

〈1〉の方法を採用している木割書では、例外もあるが、『古河新兵衛覚書』などの概して古い事例が目立つ。『鎌倉造営名目』では、たとえば「しゆるうのみやうもく（鐘楼の名目）」においては、梁行では表5のように〈1〉・Aが採用されているが、桁行では〈1〉・Cが採

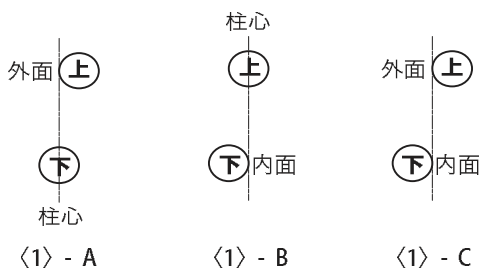


図2 下重柱規定の模式図

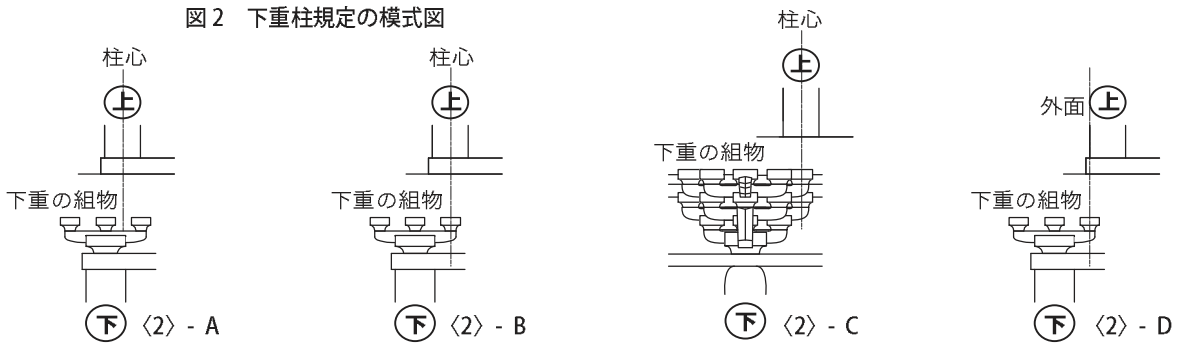


図3 下重組物規定の模式図

表5 木割書における重層建築の柱間遞減に関わる規定

木割書/項目名	年代	遞減に関する記述	分類
(古河新兵衛覚書) / 楼門之事	永禄七年	上ノ腰柱ヲ立ル様、下ノ柱内ノ勢ノノホリヲ、腰柱ノ口外ノ勢ヲ用イルヘシ、	<1> - C
(林家木割書 4冊の1) / 楼門覚	天正五年 または寛永	こし之立場、下ノ間ニカタ中墨入テ二重ヲ立ル、	<3>
(林家木割書 4冊の1) / 三門	天正五年 または寛永	二重柱立場ハ下ノ柱ノダキヲ上ノ柱ノヲゼニスヘシ、柱チカイトモ云リ、亦 椽ニシ違トモ云リ、	<1> - C、<4>
次 木くたき之事 / しゆるうの木くたき之事	慶長九年	下のはしらハこしはしらよりたる木四しゆまにてひろくする、	<4>
(孫七覚書) / 三間サンモンコト	慶長十二年	上ノチウハハシヲ、中三ツノチサキホトイレテチソコト、	<2> - C
(孫七覚書) / ロウモンノキクタキノ事	慶長十二年	下ノチウワコシハシヲ、ウチノチサキニタツルナリ、	<2> - B
匠明 門記集 / 大門之図	慶長十五年	腰柱ハ初重ヨリ武枝ツ、立籠ヘシ、	<4>
匠明 門記集 / 五間中門之図	慶長十五年	同腰柱武枝ツ、立籠ヘシ、	<4>
匠明 門記集 / 五間山門之図	慶長十五年	同柱武枝ツ、立籠ヘシ、	<4>
(門其外諸木碎) / しゆるうの事	慶長十九年	上ノちうわきの間つまの間に、一しゆつ、おとしにて、	
(唐様佛殿其外諸木碎) / 五間山門之事	慶長十九年	上ちうの柱いりやう、三ツ斗中すミニたてる也、	<2> - B
(唐様佛殿其外諸木碎) / 三間三門之事	慶長十九年	上ちうの柱のたていれハ三ツ斗の中すミたつる也、	<2> - B
万木碎 / 日本やうのしゆるうたうの事	寛永六年	うへのこし柱のそとつらか、したの柱のなかつミにたつる也、	<1> - A
(林家木割書 4冊の2「木摧」) / ろうもん覚	寛永七年	こし柱の立様ハかた中スミ入立、	<3>
(鎌倉造営名目) / しゆるうのミやうもく	寛永十五年	下ノ柱の内ノりヲ上ヘノ柱口(「ノ」か) おぜへあてへし、つまノそうとい ハ上の柱ノヲセ下ノ柱のなかつミへあわせへし、	<1> - C、<1> - A
(林家木割書 4冊の3「木摧雑部」) / 三門之覚	寛永二十年	上之段之柱立端は柱違也、	<1> - C
(鎌倉造営名目) / ろう門めうもく	慶安五年	下ノ柱ト上ノ柱ヲスリあわするやうニあてへし、つまハ柱ノヲセ下ノ柱ノ 中すミへ合へし、	<1> - C、<1> - A
新編雛形 / 鐘楼	明暦元年	二枝つゝ出し、下の大きにきわむへし、	<4>
(林家木割書「日本社之木摧」) / 賀茂様楼門之事	延宝二年	重柱ノ立所ハ下ノ柱間ニ片中墨ツ、入テ立申也、	<3>
大工割方雑集 / 山門	天和元年頃	上ノたて而こミハ四し立入、	<4>
大工割方雑集 / からやうしゆらふ	天和元年頃	下ノ間ノ間ニ二しひろくするなり、	<4>
大工割方雑集 / (鐘楼)	天和元年頃	下重間ハ上ノ重柱中墨すり合、	<1> - B
(柏木伊兵衛政等秘伝書) / 楼門	元禄二年	上重ノ間ハ下重三ツ斗ノ中墨ヲフム也、	<2> - B
(柏木伊兵衛政等秘伝書) / 大門	元禄二年	上重間ハ下重三ツ斗ノ中墨ヲフム、	<2> - B
(柏木伊兵衛政等秘伝書) / 壹間楼門	元禄二年	下重間ハ上重柱中墨ヲ、下重三料の間ニたつる、	<2> - A
(柏木伊兵衛政等秘伝書) / 三間山門	元禄二年	上重間ハ下の長三ツ斗ノ中墨ヲフム、	<2> - C
(柏木伊兵衛政等秘伝書) / 五間山門	元禄二年	上重脇ノ間ノ柱ハ、下の重長三ツ斗の中墨ニ立る、	<2> - C
建仁寺派家伝書 禪家 / 三間山門	延宝五年～ 宝永頃	上の重ハ下の隅の備への長三料の中墨を、上の柱の真に用て、	<2> - C
建仁寺派家伝書 禪家 / 五間山門	延宝五年～ 宝永頃	下之間ハ隅々にて妻平ともに、柱壱本宛立広げて、	<3>
建仁寺派家伝書 禪家 / 鐘楼 唐様	延宝五年～ 宝永頃	いつれも武枝つゝ立広くる也、	<4>
建仁寺派家伝書 禪家 / 壹間山門	延宝五年～ 宝永頃	上之重惣広サハ、下ノ向之間に壱手相宛立込て、	<2> - B
(建地割法) / しゆるの事	未詳	上のちうはりゆきのまハ下にて武しおとし、(中略) 上のちうのはしらハか た中ずミのたてぢがへにあたるべし、	<3>、<4>
(建地割法) / 三間さんもんの事	未詳	かミのちうのはりゆきのまに、はしら壱ほんづゝそとへたていだしたるもの なり、又三つどのなかつミを、かミのはしらのそとのつらにもすべし、	<3>、<2> - D
木碎之注文 / 重々ノ間之事	応永元年	一、二重ノ中間ハ下ノわきノ間也、同二重ノ中間ハわきノ間はしらかた 中すミせはく候、一、二重ノ中ノ柱うつりのりと三重ノ間中すミト同、三間 之広さ同、一、二重ノはしらノ立所ハ下ノうちノてさき中すミ也、一、 三重ノ柱ノ立所ほかの勢ト二重ノうちのてさきノ中すミト同、	<1> - B、<2> - B

表凡例 1) 各資料の所蔵先は以下(表4掲載のものは省略)。『(古河新兵衛覚書)』: 高良大社蔵 / 『(門其外諸木碎)』、『(唐様佛殿其外諸木碎)』: 鶴岡市郷土資料館蔵 / 『万木碎』: 斑鳩町教育委員会蔵 / 『林家木割書 4冊の2』、『4冊の3』『日本社之木摧』: 東京都立中央図書館蔵 / 『新編雛形』: 国立国会図書館蔵 / 『(建地割法)』: 京都府立総合資料館蔵。

用されており、上下の柱の位置関係を状況に応じて使い分けていることがうかがえる。

〈2〉の方法は、同じ内容の書物が各所で見つかっている『孫七覚書』や、江戸幕府作事方・甲良家や小普請方・柏木家の木割書など、場所や時代を問わずに幅広く確認できる。とりわけ、『柏木伊兵衛政等秘伝書』では〈2〉の方法だけが採用され、〈2〉の中でも規模や種別に応じて〈2〉・A・Cの通減方法が使い分けられており、同書の特徴とも考えられる。一方で、『建仁寺派家伝書』では、「五間山門」で〈3〉の方法、「三間山門」では〈2〉・C、「鐘楼唐様」では〈4〉の方法が記述されている。『建仁寺派家伝書』では〈2〉・〈4〉の異なる規定方法を規模や種別に応じて使い分けており、『柏木伊兵衛政等秘伝書』とは異なった特徴を呈している。

〈3〉の方法は、結果的には〈1〉と同等の規定内容になることもある。〈1〉のAやCは、柱半分ほど上重の柱が内側にあり、Bは、柱一本ほど内側にある状態である。ただし、上下重で柱径が異なることもあるので、柱を用いながらも柱の寸法を介さずに位置関係を決めることができる〈1〉は、〈3〉とは異なる方法と捉えるべきであろう。従って「柱チカイ(違い)」は〈3〉とも捉えうるが、本章では〈1〉・Cに分類している。

〈4〉の方法は、層塔と同様の枝落ちによる通減の規定方法で、『匠明』や公刊本の『新編雛形』で記述されている。表5では、単に柱間枝数が記されているものは省略し、柱間通減の値として枝数を特別に表記しているもののみを抜粋した。中の間では通減がなく、脇の間で各2枝、妻の間で各2枝という通減がほとんどである。

なお、表5をみると通減に関わるさまざまな語句を知ることができる。たとえば、「立(入)様」、「立場」、「立籠(込)」、「立所」などの見出しで柱間の通減を記述しているのが分かるし、内面を「ダキ(タキ)」、外面を「ヲゼ(ヲセ)」と呼び、柱の面同士を合わせる「柱違い」を「スリあわする」などと表現しているのも分かる。

ここで、改めて『木碎之注文』『重々ノ間之事』に記されていた通減方法をみると、上記方法に当て嵌めれば、下線②はいわば〈1〉・Bであり、下線③と④は〈2〉・Bである。〈1〉・Bや〈2〉・Bの方法が記述されている木割書がそれほど多いわけではないが、同種の設計方法といつてよい〈1〉や〈2〉全体を見れば、かなりの数にのぼる。したがって、「重々ノ間之事」に記されているような、柱間の内法心々外法の関係や、柱と組み物の位置関係による通減の考え方は、層塔以外の重層建築の木割書においては数多く見出され、木割書ではある程度普及していた内容だと考えられる。

第六節 「重々ノ間之事」の特殊性と時代性

前々章、前章をまとめると、「重々ノ間之事」に記された通減の方法は、層塔では他に類例がない特殊な内容であることが分かったが、一方で他の重層建築ではよく広まっていた内容であることも分かった。つまり、方法自体は特殊なものではなく、それが『木碎之注文』では、他書とは異なり層塔に適用されている、という視点を持つことができる。

また、ここで改めて確認したいのは、「重々ノ間之事」の末尾の年紀が応永元年(1394)という点である。本論で参照した他の層塔の木割書とは、大きく年代が異なっている。したがって、他の層塔の木割書

に確認できない内容とは言え、応永年間においては特殊な例外的な内容だったとは言いい切れない。また、遺構を研究対象とした層塔の年代的な推移の研究^①によれば、いわゆる枝割制の完備が仏堂より遅れた層塔においては、十四世紀は枝割制が完備されたとは必ずしも言えない時期だと考えられており、少なくとも近世よりは枝割制が普及していない設計方法の過渡期であつたとすれば、この時期の木割書に後代のような整然とした垂木枝数による枝落ちではない、別の通減の考え方が記されているのは、時代性とも捉え得る。複雑な設計を必要とする層塔では枝割による制御が必要で、枝割制の完備に伴い木割書の内容も垂木枝数による通減に統一されていくが、比較的単純な構造の二重の建物では、枝割制とは異なる通減の考え方が残存し続けたのではないだろうか。つまり他の重層建築では使い続けられているものの、層塔においては古い通減の考え方が、「重々ノ間之事」に記されている可能性がある。

ただし、こうした通減の考え方が、実際の建築生産の際にどこまで敷衍されていたかは、疑問が残る。直接、組み合うことがない上下の柱や組み物の位置関係は、建地割図のような紙面ならば確認できるし、厳密に描くこともできるだろうが、設計や施工のさまざまなプロセスを経る中で、実際に建てられる建築で、どこまで厳密に再現されるものなのだろうか。このことの検証には、さらなる遺構や他資料との照合が必要となり、本研究の範囲を超えているので、本章では、あくまで木割書の記述からの判断のみ指摘する。

第三章のまとめ

本章では、応永元年（1394）の年紀のある『木碎之注文』「重々

ノ間之事」の柱間通減に関する部分の読解と検証の結果、以下の結論を得た。（1）「重々ノ間之事」には、柱間の内法心々の関係や、柱と組物の位置関係による層塔の通減の考え方が記されている。（2）その記述内容は、他の木割書における層塔の項目には見られないものである。ただし、枝数の通減を見る限りでは、十三〜十四世紀頃の遺構の通減とは、むしろ符合する。（3）その記述内容は、他の木割書における層塔以外の重層建築では、多数確認できるものである。（4）こうした状況により、以下が推察される。元々用いられていた通減の考え方が、層塔の木割書には書かれなくなり、垂木枝数の記述に統一される一方で、他の重層建築では、枝割制とは異なる通減の考え方が木割書に残存し続けた。そのような中で、他の重層建築と同じように「重々ノ間之事」に記された層塔における枝割制以外の通減に関わる記述は、例外的に残存した貴重な史料であると考えられる。

また、こうした読解や検証の過程から得られた副次的な成果として、木割書における重層建築の柱間通減に関する記述を整理し、分類を行い、柱間通減の規定方法の見取りを提示した。

以上、『木碎之注文』「重々ノ間之事」には、他書には見られない貴重な内容が記述されていることに疑いなく、最古に属する木割書のひとつと言われている『木碎之注文』は、改めて、設計方法の内容面でも古い特徴を記述する重要な史料であると言えよう。

注

（1）『木碎之注文』は洲本市立淡路文化史料館に寄託管理されており、永井規男・

新見貫次「洲本御大工齋藤家旧蔵の木割書について」(『日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系(21)』、pp.521-524、1981.6) に、学界に紹介された史料である。また、筆者のひとりと思われる人物名をとって『(寿彭覚書)』とも称されている(渡辺勝彦・岡本真理子・内藤昌「いわゆる『木碎之注文』(『寿彭覚書』)における堂・社・門の木割体系」、『日本建築学会計画系論文報告集(362)』、pp.121-127、1986.4)。なお、本書の影印・翻刻・解題・現代語訳を、日本学術振興会科学研究費補助金(研究成果公開促進費、平成二四年度)の交付を得て出版している(木碎之注文研究会編著『木碎之注文』、中央公論美術出版、2013.2)。編著者は、筆者を含む研究組織・木碎之注文研究会(永井規男、中川武、溝口明則、河津優司、坂本忠規、佐々木昌孝、小岩正樹、米澤貴紀、山岸吉弘、伏見唯)である。

(2) 木割書は、年紀も含めて筆写されて後代に残ることもあるため、筆録年代が古いことが分かっているものは少ない。年紀を見る限りでは、十六世紀のもの、『木碎之注文』のほかには、高良大社所蔵の『(古河新兵衛覚書)』(永禄七年)、鎌倉大工・河内家、大徳寺大工・林家、庄内藩大工棟梁・小林家に伝来した木割書がある。

(3) 内藤昌「大工技術書について」(『建築史研究(30)』、pp.1-18、彰国社、1961.10)では、木割書を含む大工技術書を第一期から第五期に分けているが、『愚子見記』所収の「三代巻」を第一期の唯一の事例としている。なお、「三代巻」とほぼ同一の内容の書物もいくつか知られており、それらは「日本番匠記系本」と称されている(渡辺勝彦・内藤昌「『日本番匠記系本』の類型」、『日本建築学会論文報告集(335)』、pp.111-121、1984.1)。

(4) 長禄二年は「馬尺ノ寸」、享徳二年は「既ノ注文」、永享二年は「御内陣之御造作之事」にそれぞれ記されている。なお、『木碎之注文』の年紀については、

米澤貴紀・永井規男ほか「『木碎之注文』に見られる寺社、建物、年紀、人物について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』、pp.657-658、2011.8) / 本稿の筆者らも共著者)にまとめられている。

(5) 史料紹介の上で重要な事柄として、「応永元年正月十一日」が、いわゆる未来年号である点を指摘する必要がある。応永は、明徳五年七月五日の改元以降に使われた年号なので、正月十一日の時点ではまだ明徳である。後の筆写の際に年号が書き改められたのだと思われる。

(6) 「吉内左衛門大夫」は、別の項目「棟門之注文(享徳三年)」に「吉内左衛門大夫正範」、「棟門ノ注文(享徳四年)」に「吉内左衛門大夫正範」として名が見られる人物であるが、その出自や役職は不明である。

(7) 本稿では初期木割書として、おおよそ江戸前期以前に成立し、木割書の初期段階を示すと考えられているものうち、層塔や重層建築の通減に関わる記述がある、『(阿部家伝書)』、『(古河新兵衛覚書)』、『(孫七覚書)』、河内家伝来の木割書群『(鎌倉造営名目)』、林家伝来の木割書群、庄内藩大工棟梁・小林家伝来の木割書群を対象とする。なお、ほかにも『(大工斗墨曲尺之次第)』なども知られているが、ほぼ内容が同じだと考えられている『(孫七覚書)』の系本については、代表として『(孫七覚書)』のみ掲載している。また、年代未詳であり、内容面から初期ではない可能性もあるが、筆跡などから江戸初期のものだと推定されている『(建地割法)』も併せて掲載した。

(8) 作事方・平内家の『匠明』、甲良家の『建仁寺派家伝書』および江戸建仁寺流系本に位置付けられている中でも年代の古い『(大工割方雑集)』(河田克博、麓和善、渡辺勝彦、内藤昌「江戸建仁寺流系本の展開」、『日本建築学会計画系論文報告集(388)』、pp.124-131、1988.6)、小普請方・柏木家の『(柏木伊

兵衛政等秘伝書』。

- (9) 層塔や重層建築が掲載されている公刊本として、『新編雛形』、『堂形塔形』を対象とする。なお、注7〜9の各資料の所蔵元や出典は表4、表5の凡例を参照のこと。

- (10) 五分の誤差が生じる理由としては、いくつかの可能性が考えられる。たとえば、「重々ノ間之事」に記された柱間の関係性はおおよその傾向であり、寸法が揃うほどの厳密な操作ではないのかもしれない。

- (11) 下線④の「ほかの勢」を、中の間に対し脇の間の柱を指していると捉え、「隅柱の心」と解しているが、『古河新兵衛覚書』「樓門之事」では、「内ノ勢」を内面、「外ノ勢」を外面という意味で使っているので、同様に『木碎之注文』でも「ほか」を「外」と捉えれば、「柱の外表面」と解釈することもできる。ただし、「柱の外表面」と解釈すると、三重の柱がさらに内側に入ることにになり、総間⁴枝落ちの通減としては、内側過ぎると考えられる。

- (12) 遺構の綿密な分析を通じた研究に、浜島正士「塔の柱間寸法と支割について」(『日本建築学会論文報告集(143)』pp.57-67, 1968.1)、「溝口明則」(「中世前期・層塔遺構の枝割制と極の総量」(『建築史学(10)』pp.42-73, 建築史学会, 1988)、「木割書を中心として」遺構との照合も検証した研究に、宮原正成「層塔の柱間寸法の通減(落ち)について」(『日本建築学会中国・九州支部研究報告(4)』pp.293-296, 1978.2)、「白井裕泰」(「五重塔の通減について」(『日本建築学会計画系論文報告集(408)』pp.123-131, 1990.2)などがある。また、浜島正士氏の一連の仏塔の研究は『日本仏塔集成』(浜島正士著、中央公論美術出版、2001)にまとめられている。

- (13) たとえば、前掲(注12)の宮原正成「層塔の柱間寸法の通減(落ち)について」でも、本稿で掲載した表4の一部は既に報告されている。

- (14) 前掲(注12)の白井裕泰「五重塔の通減について」によると、「中腹」は「初重と最上重の軒先引き通し線より外側にふくらむように軒長さあるいは柱間を通減させること」、「三墨チカイ」は「軒先中心線が内側にへこむ線」、「五中墨」は「軒先中心線が直線」という状態を指している。

- (15) 本稿の通減の規定方法の分類は、「柱径 \parallel 2枝寸法」の可能性を検討した拙稿「木割書における重層建築の柱間通減の規定方法」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』pp.55-56, 2007.7)においても既に掲載している。本稿では、別視点で改めて分類を援用すると共に、参照資料を増やしている。

- (16) 禅宗様組物に用いられる後方の長い肘木。木割書では「中三ツト」、「長三ツ斗」などと表現されている。

- (17) 前掲の浜島正士「塔の柱間寸法と支割について」では、「塔において支割の方式が完備するのは単層の建物に比べてかなり遅れるのである。塔のように幾重も重なった平面を、その間の通減を考慮しながら、同じ支割で統一することは困難なことであった。(中略) 厳島神社塔に至ってはじめて、各重を同一支割で統一する完全な支割の制がみられるのである。」とされている。

第四章 木割書と建地割図における半唐様

第一節 木割書に記された、さまざまな「〇〇様」

日本の建築様式といえば、特に和様、禅宗様、大仏様が知られている。この用語によって、平安以前に成立していた和様と、中世初頭に中国・宋から導入された禅宗様、大仏様を区分し、通史的に建築様式が説明されることが多い。この禅宗様、大仏様、そして各様式の特徴が混ぜ合わさった折衷様の名称は、近世的な用語にとらわれず、遺構から忠実に様式概念を規定しなおすことが意図されたものだろう。とくに中世初頭に導入された建築様式を示してこれらの用語を創作されたが、現代の建築史学においては、伝統的な堂宮の建築様式に対しては、黄檗様などの特殊なものを除けば、右の4つの用語しか持ち合わせていないのが、現実であろう。

禅宗様と大仏様を命名した太田以前の学界（関野貞、天沼俊一など）でも、3つの和様、唐様、天竺様が使用されていた。これらは近世以来の言葉ではあるが、近代史学により通史を説明するため、整理されたものだと思う。用語の再規定は、近代史学の確立の上で不可避な命題だったといえよう。

しかし一方で、前近代の木工技術書には和様、唐様、天竺様の3つのほかに、さまざまな「〇〇様」が記されている。たとえば、唐様の種類として記されている建仁寺様や嵯峨様。鎌倉大工が記す上方様。上方大工が記す鎌倉様。鎌倉様の発展系と記される関東流。特定の社寺（賀茂別雷神社）を示した賀茂様などがある。

これらの「〇〇様」の一部は、既に先学の研究によって存在を指摘されてきたが、その「〇〇様」の具体的な中身に関する記述の量が少ないため、木割書の記述だけでは「〇〇様」が示す具体的な内容への言及は難しい場合が多かった。

たとえば、禅宗様の種類だと思われる「建仁寺様」と「嵯峨様」は以下のように記述されている。

カラヤウノフツテンノ事、ケンニシヤウナリ、ハシラ大間ニテ一寸一分カスエ、（中略）クヒリワ寸カツヘナリ、（中略）サカヤウノフツテンワ数一寸二分カソヘ、クヒリワハシラ四分一ナリ、但ケンニンシヤウトヒキクラヘテスヘシ、但ウチャウアリ、

（『孫七覚書』名古屋工業大学蔵）

これは「建仁寺様」の唐様仏殿の木割が記された文書であり、柱の大きさは柱間の「一寸一分カスエ（〇・一倍）」とし、粽の寸法を「寸カツヘ（〇・一倍）」にせよ、という記述からはじまり、台輪、貫、肘木、垂木、隅木などのさまざまな部材や部位の寸法が続いていく内容である。そして、この文書の末尾では、「嵯峨様の仏殿」の柱を「一寸二分カソヘ（〇・二倍）」とし、粽の寸法を「ハシラ四分一」としている。つまり柱間が同寸ならば、柱と粽の寸法が建仁寺様より嵯峨様の方が大きいという記述である。この部分だけみると明快な内容ではあるが、「建仁寺様」と「嵯峨様」の違いは柱と粽だけなのか、あるいは他にも違いはあるけれども文書では省略されているのか、などといった疑問も残る。

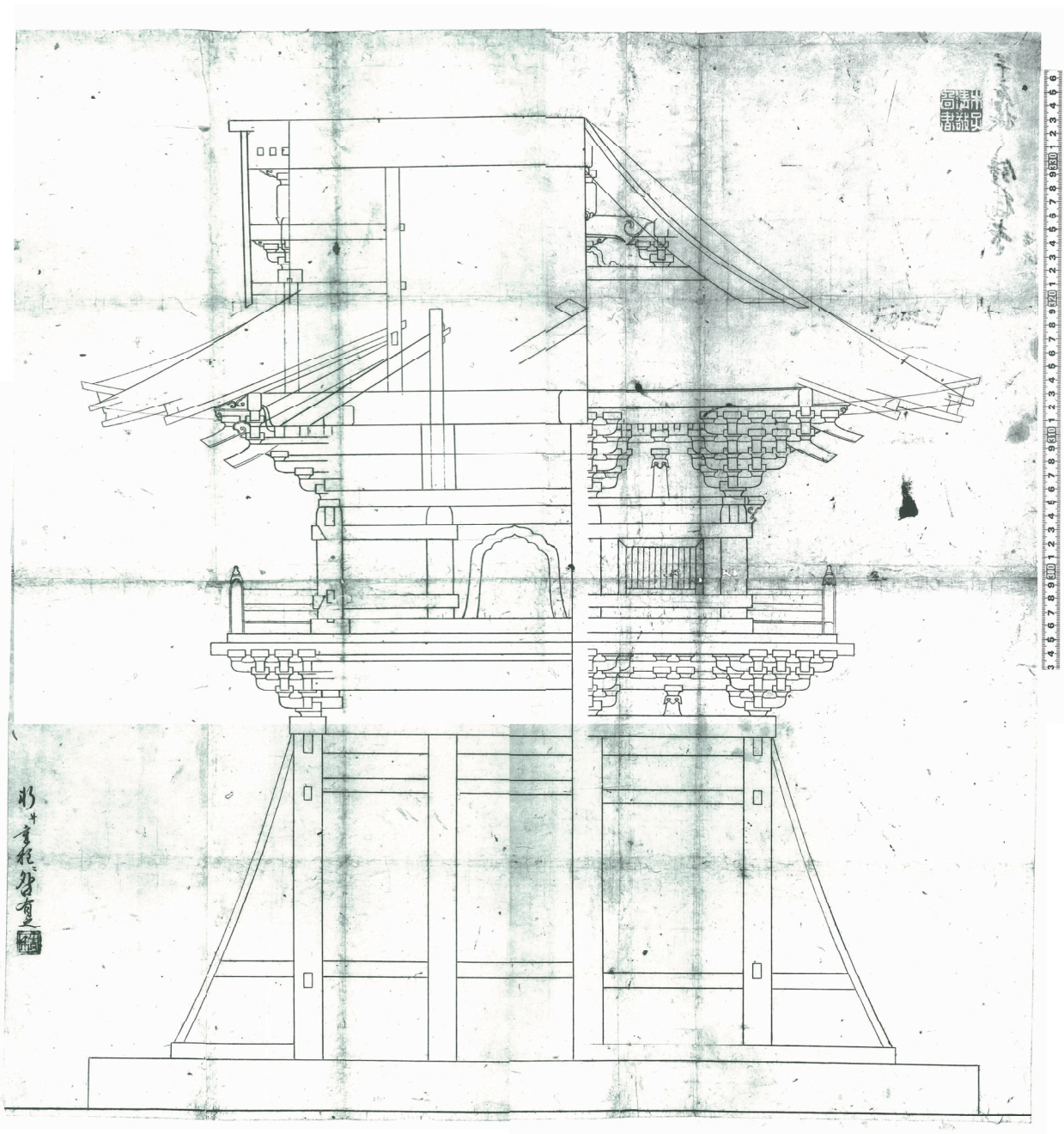


図1 半唐様鐘楼 (東京都立中央図書館所蔵)

また、仮に柱と粽だけならば、禅宗様や大仏様を想起すると、様式としては部分的過ぎるとも思える。

しかし一方で、そもそも「様」を現代で言うところの様式と同義と捉えてよいか、という問題もあり、木割書に記述されている用語の中でも扱いの難しい対象でもある。

そして、そうした「○○様」の中に「半唐様」という言葉がある。「半唐様」であるから、部分的に唐様ならば折衷様が想起されるが、前近代の言葉であるから近代以降の建築史学で用いられる折衷様とは限らない。この言葉の意味するところを検証していく。

第二節 半唐様の木割書と建地割図

「様」が記された木割書と図面を扱うにあたって、各大工家で「様」の捉え方が異なる可能性は十分にある。ここでは、できるだけ多くの「半唐様」の記述を総覧しようとするものである。

まず木割書には以下とある。図面は適宜、挿図として掲載していく。

「軒隅部」

一、地之椽高配唐様ハ四寸式分三分、

半唐様は三寸八分、飛縁之

高配は萱セチカイ、半唐様之

時ハ萱半サガリ又昔ノ極は

をも半高配といふ、半唐様之

軒は五枝六枝といふ、

一、半唐様之軒高配四寸五分、

又萱之二本半モソリタル時

は四寸七分ニテモ吉、何モ飛椽ノ

萱違は地ワリノ時飛椽之

小形ヲクミ合テツレ高配ニ少

ハねサセテ見會ニスヘシ、

一、半唐様ニテモ下端椽二本立場之敷

メンハ飛椽ノセニ就三分カツヘ也、

本唐様之隅木モ大サハ半

唐様ト同前也、

(『林家木割書』「木摧雑部」嗟峨様之鐘楼)

一、柱貫太サハ幅八分斗、厚サハ柱三步一、三分半斗

にすへし、日本やうの物柱貫斗ニてとまり候もの

此わりニてよし、又半唐様台わたの付申にハ七分斗ニも

すへし、唐やうの薄大わにハ此は、ニてよし、

一、台輪唐やうの薄台輪ハ幅八分斗、厚サ三步斗、

はなの長サハ二手先の中墨迄出し切なり、

又半唐やうの物などにハ幅柱ほと厚サ四歩斗ニして

大既隅ハとめにしてよし、

又塔などにハ厚サ五歩斗にして幅ハ長押のむねと

一面にして吉、

(『建仁寺派家伝書』「匠用小割」)

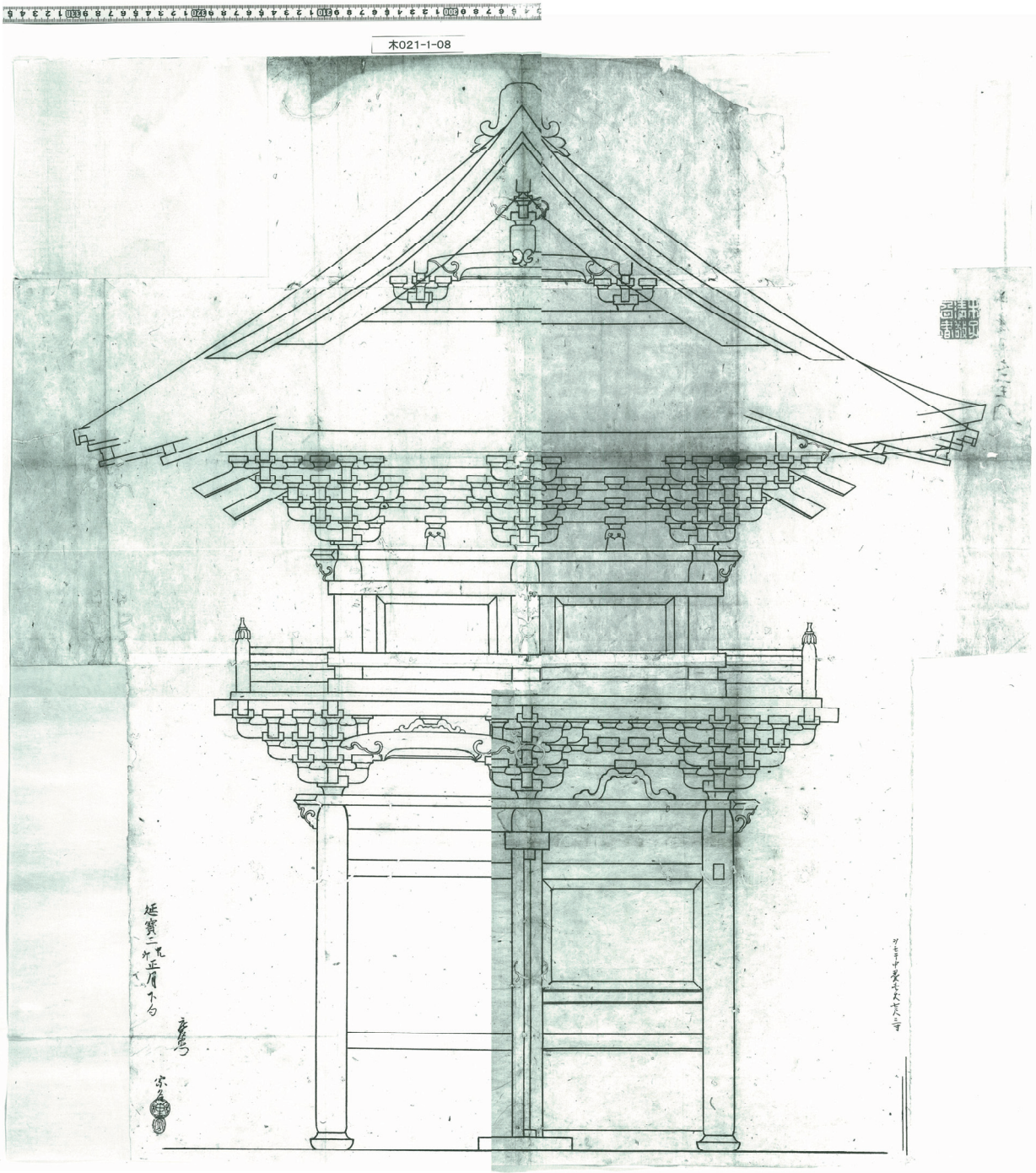


図2 「半唐様仁王門」(東京都立中央図書館所蔵)

また参考に、「半唐様」とは記されていないが、明らかに折衷した建物を記しているものには以下などがある。

三間四面之堂 内室造

切目長押内のり長押共に六分斗……(中略)……

組物ハ出組、割常のことく椽歩ひに合スへし……(中略)……

惣て四中の柱くみもの台わ柱貫等ハ唐やうにして吉、

五間四面堂

入かわハ右之通台輪柱貫を致、内法長押ハ外かわに長押違に上て打へし、造作ハ好次第也、

七間四面之堂

切目長押六分斗、半長押三分斗、長押内法大間にて八寸二打又ハ七寸五分にも打へし、内法長押六分斗、

同長押と柱ぬぎの相柱壺本半、柱貫八分斗厚サ

三分斗、台輪厚サ四歩斗幅ハ柱ほと、柱の台

輪付の所ハ肩丸面取へし……(中略)……

入かわ同内陣仕切のかわ共に右之組物下に五分斗の台輪を置、其下に付て八分斗の柱貫を入、内法長押ハ

外かわと長押違に打へし、

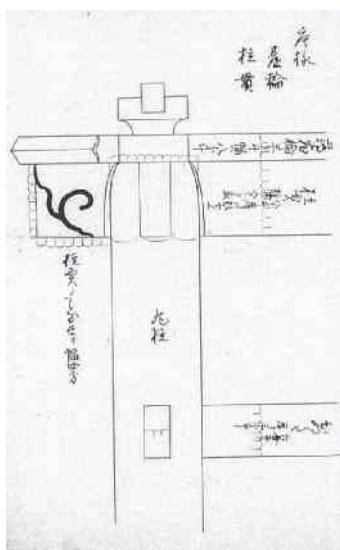


図3 匠用小割図の唐様

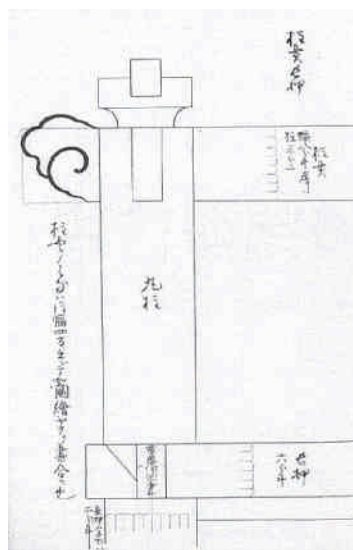


図4 匠用小割図の和様

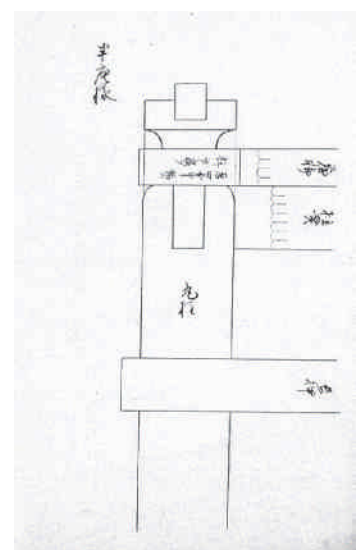


図5 匠用小割図の半唐様

九間七間之堂

切め長押六分斗、なけし内法大間にて七寸五分、内法長押

六分斗、同上小壁柱壱本半、柱貫八分斗、台わ四歩

斗、連子の所腰長押ハ太さ高さ右同断……(中略)……

入かわ仕切共二外のことくに台輪柱ぬきを

入、内法長押ハ外かわの内法に長押違に上ケてよし、

(『建仁寺派家伝書』「諸堂」)

上の重台わ柱貫斗にて

櫛形なり、切目長押あり、日本やうハ五歩斗のたいわ、六分斗の上

長押地ふく長押有、下の重も蟻壁の上長押を台わに用て

腰組を置なり、

(『建仁寺派家伝書』「鐘樓唐様」)

此内に幅は八分斗の柱貫有……(中略)……

本家の高サハ……(中略)……

七分斗の柱貫を重ねて柱の長サ

究め、其上に四分斗の台わを置、柱の台わ付の所ハ

少丸めてよし、

(『建仁寺派家伝書』「伽藍」金堂)

第四章のまとめ

以上のように木割書の文面から見る限り、「半唐様」というある種の特定の様式と考えることができる。

しかし一方で、そうした様式と考えたときに、その様式の全体像は文章からだけでは、その行間を読み切れないこともある。そのようななかで、「匠用小割」のような部分にしぼった明確な記述、あるいは「半唐様鐘樓」や「半唐様仁王門」の建地割図が、「半唐様」という様式の全体像を可視化している。

共通点は、台輪および長押があり、垂木は平行垂木であり、組物は和様、礎盤や火頭窓などの禅宗様の意匠を用いることもある。これらは概して、近世の折衷した建築物と共通した特徴となっており、ある程度、「半唐様」として認識されていたと言えよう。しかも、こうした折衷は従来から行われていたにも関わらず、木割書において徐々に半唐様として概念化されていたことが注目される。

結 論

以上、本論第一部第二章、第二部四章の合計六章において、木割書と建地割図の比較研究を行ってきた。研究目的の再確認とともに、各章の成果をまとめ、最後に総括の考察を付して、本論文の結論とする。

木割書は簡易な絵図とともに描かれることもあるが、多くが文字のみの文書である。そうした文章だけでは内容の把握が容易ではなく、木割書は極めて難解な資料となっている。多くの場合、その難解さは、前近代における口伝、秘伝、あるいは暗黙知が十分に個人や組織間で疎通されていくことを前提とした、読み手の資質を介する資料性によるものとして理解されてきた。前近代の工匠社会ではそうした側面が多分にあったものの、そうしたいわゆる職人の資質にのみ依拠するだけではなく、難解さの背後にある資料の役割や性格も考察する必要があるだろう。なぜなら、木割書からは豊富な設計方法が読み取れるものの、実際の建築生産のなかで、どのように運用されていたかが明らかでなく、木割書を日本建築生産史あるいは技術史の全体のなかに定位するためには、他資料との比較研究が不可欠だからである。本研究は、そうした視座のもとで、まずは図面（建地割図）との比較研究を行う。図面は木割書と同様に、実際に立てられる建築物とは一定の距離をもつ抽象的なものであるとともに、計画上のある種の意図や理想像でもあり、両者は相互比較がしやすく、施工時の公差、実測斑、そして計画変更などが想定される遺構との比較では得られなかった成果を期待するものである。

本論第一部第一章「大徳寺大工・林家」では、まずは比較研究する上

で望ましい史料となる、同一の建物種別、および同一の筆者の図面を、膨大な文書群から探索し、その結果をまとめていく。条件にあう史料は4対あり、それぞれの照合関係を調査した。

その結果、以下のことが分かった。(1) いずれの建地割図と木割書も、筆者や建物種別が同一なだけでなく、全体の形式は多くの部分で共通し、対応関係にある。(2) 本数、描画的な表現による規定も、図面と木割書で内容が共通することが多い。(3) 図面にはヘラ引き跡や実線の補助線が見られ、木割書に記されているものをはじめ、描画の基準となる補助線が多数引かれている。(4) 寸法については、一概には言えないが、一致するものは柱や梁、桁などの主要部材や部位であり、一致しないものは他部材や部位との調整を必要とする細部という傾向がある。(5) 図面の細部については、対応する木割書とは別の設計方法で描画されている部分も見られる。また、解釈が難解な表現を図面を通して具体的な納まりとして明らかにした。さらに、同様に曖昧な基準値、あるいは補助線の位置などといった木割書だけでは判断がつきにくい箇所が、図面を見ることで明瞭化された。

第一部第二章「法隆寺大工・安田家」では、第一章と同様の操作を条件にあう史料である3対について行った。ただし、前提として木割書の読解研究が進んでいない安田家の木割書においては、まず木割書の概要報告を行っている。その結果、他者から伝授されたもの、普及している内容の系本、市場に流通している木版本があることが分かった。このように安田家の木割書は安田家のオリジナルではないこともあり、木割書と建地割図の照合結果は林家ほどの明解ではないが、おおよそ同様の傾

向が見られた。さらに安田家の図面では、特徴的なへら引き跡がいくつも見られ、引通線や引渡線などの木割書では一般的に基準とされている線のへら跡や、部材を積むことで建物の高さが分かる木割書の性質がよく反映されたへら引き跡も見られた。

第二部第一章「各木割書における『地割』の記述」では、比較研究をせずとも、多くの木割書には明確に「地わりにてがてんゆく」「地割のために爰にしるす」などと図面描画を前提とした記述があり、それらの記述を初期の木割書から網羅的に抽出し、その箇所をまとめた。木割書の記述のなかで、図面（地割）と対応させて見るべき箇所が明記の部分に限られているのかは判断がつかない。ただし、少なくとも木割書の筆者は地割の存在を前提にして記していることは分かる。

第二部第二章「賀茂別雷神社正殿の破風の刻み目」では、「はふノ筒下ハニテ表分半切トメテホソクスルベキモノナリ」という木割書の難解な記述の意味を、建地割図をあわせて見ることで明らかにした。この記述の意味は破風の下端にある刻み目のことであった。また、その刻み目が別史料をもとに谷重雄氏が先行研究で提唱していた流造の原初的様相であることも明らかにした。破風の下端は身舎と庇の間にあり、かつて切妻屋根に仮設的に庇がとりついていたところの名残であるとの指摘である。この刻み目がある絵図は、賀茂別雷神社正大工を名乗る林家とともに、法隆寺大工・安田家の旧蔵資料のなかにも見られた。本章の研究を通じて、谷論文の仮説の妥当性と価値を改めて提示した。

第二部第三章「重層建築における柱間通減の設計方法」では、最古の木割書のひとつと考えられている『木碎之注文』から十四世紀という、他の初期木割書の成立から二百年余り遡る記述を抽出し、その内容と意味を論述するところから、描画的な方法による柱間通減の設計方法を明らかにした。その設計方法を、上下重の柱の位置関係による規定である「下重柱規定」、上重の柱と下重の組物との位置関係の規定である「下重組物規定」、柱径の寸法差による「柱径規定」、枝数分の寸法による「枝数規定」の四つに分類して提示した。層塔において従来知られていた垂木の枝数による通減規定とは異なる設計方法である。本章では、こうした従来知られていなかった設計方法を明らかにするとともに、そうした内容が記されている文書として、『木碎之注文』の史料価値を改めて提示した。

第二部第四章「木割書と建地割図における半唐様」では、木割書の文字では全体像を把握し難い様式を、建地割図をあわせて見ることで明らかにした。対象としたのは、和様と唐様の折衷様式であると思われる「半唐様」である。遺構において折衷の仕方に定まりは必ずしも見出せないが、木割書に「半唐様」として記されていることから、一種の雛形だったと考えられる折衷様式を明らかにした。

第一部では、木割書と建地割図の筆者が同一の資料を日本中の大工文書から悉皆的に探索し、条件にあった資料についての詳細な比較研究を行った結果、対象資料の限りにおいては、おおよそ木割書と建地割図が同一の内容だと言つてよいことが分かった。さらに第二部では建地割図

を描くことを念頭において執筆されたと考えられる木割書の記述や設計方法のいくつかを論じた。以上の第一部と第二部から、今回の研究対象とした初期木割書において、木割書の一部、あるいは全体は、建地割図を描くために記されたか、建地割図と一緒に参照されることを想定した記述であることが分かった。木割書と建地割図という2種の資料の性格は極めて近いと言えよう。

木割書が現場で用いられるものならば大工の設計施工の流れの中で運用されていたと言える。しかし、木割書が建地割図のために記されるということは、それは施工の段階ではなく、設計行為に徹した様相だと考えられるだろう。設計施工が常態化している時代において、何を設計あるいは施工とするかが不分明ななかで、中世から近世にかけて職能の分化が進むとともに、つくり手自身が図面を介した設計方法を獲得していったことは、「設計」行為の萌芽としても捉えることができよう。

関連業績

第一部第一章

「大徳寺大工・林家の旧蔵資料における木割書と建地割図の比較研究」

『日本建築学会計画系論文集701号』、日本建築学会、2014年7月

「林家木割書について(1) 林家の由緒」

『日本建築学会関東支部研究報告集』、日本建築学会関東支部、2007年2月

第二部第二章

「賀茂別雷神社の破風板の形状について」

『2009年度日本建築学会大会学術講演梗概集』、日本建築学会、2009年7月

「林家木割書について(2) 嘉元期の賀茂別雷神社本殿と木割「賀茂様之三間社」の比較」

『日本建築学会関東支部研究報告集』、日本建築学会関東支部、2007年2月

第二部第三章

「木碎之注文」「重々ノ間之事」における柱間通減の規定方法

—14世紀末の三重塔に関する記述からみた史料価値の再検証—

『日本建築学会計画系論文集706号』、日本建築学会、2014年12月

『木碎之注文(影印・釈文篇、解題・現代語訳篇)』、中央公論美術出版、2013年3月

建地割図と木割書の比較研究
学位請求論文（私家版）

発行 2015年2月
著者 伏見 唯

